

天皇の大忠心を仰ぐ

(題字／(社)国民文化研究会理事長・亜細亜大学教授 小田村寅二郎先生)

## はしがき

敗戦から今日に至る三十年間、一般国民の大多数が、天皇のご存続を願つてゐるのは裏腹に、共産党をはじめ、高級ジャーナリズムに活動する少数者や、所謂、進歩的学者たちによつて、天皇否認の言説が強力に広がつてきた。

共産党は「我々の目標は天皇制を打倒して人民の総意に基く人民共和政府の樹立にある」と主張して止まず、日本の今後の歴史は、天皇といふ「悪玉」と、日本共産党といふ「善玉」との闘争のドラマであると言はんばかりに天皇の否認を言ひ続けてゐる。天皇を打倒して自らがそれに代はらうとするのと少しもかはらない。

これに手を貸すが如く、進歩的学者は、現代史を天皇制と日本共産党との対抗を軸に描き（「昭和史」遠山茂樹他）、恰も一般国民の大多数が、共産党と同じ視点に立つて今日に至つてゐるかのやうな錯覚をおこさせる論理の進め方をし、また、天皇の特質を見ずに、ヨーロッパの君主と同一の捉へ方で理解しようとしてゐたり、現代の天皇制は、今からわづか百年前の王政復古を出発点として作られたものであると決めつ

けてゐる（「天皇制の歴史」——井上清）。これらは、歴史学者と言ふには大変に粗雑な理解の仕方である。彼らの言葉に耳を傾けてゐる暇はない。彼らの思考は、天皇制を単にイデオロギーとして捉へ、それを概念化して論述方式を作り、その規定にあてはまらない事例は、論述に値しないとするか、または、悪玉として、これに戦ひをいんどんできてゐる。

最近、日本共産党は自由宣言を行ったが、毎日新聞紙上で、志水速雄氏が「この宣言は陳腐、怠惰、ごまかし、言い訳に満ちている」と論断してゐるやうに、どんな立派なことを言つたところで、その根底にある思考方法が変らない限り、権力に接近する為の厚化粧であり、人の心を欺く、巧妙な手段にすぎない。このやうな厚化粧を一つ一つはがしていくことが、本当に日本の国を守ることになる。国が亡びるのは、外部的圧力や侵略よりも、内部的崩壊が最大の原因であることを歴史は教へてゐる。

天皇の存在は、日本固有のもので、世界のどこにも存在しない。他国でこれを作らうとしても不可能なこととて、天皇といふ言葉には、我々の祖先の喜びや悲しみがかもつてゐるのであり、自分の生命に代へてまでも守り抜いてきた日本文化の極致なのである。さうでな

ければ、天皇が日本国民の中心として二千年以上の長きにわたって連綿として続いてゐるわけがない。従つて、天皇の問題は、声を大にしてその存在を強調するものでなく、一人一人が心でしかとうけとめるべきものである。が然し、これを打倒しようとする勢力がある限り、右翼と呼ばれやうが、アナクロと言はれやうと、日本の国を守る為に、天皇のご存在がどんなに必要であるかを主張し、戦ひ抜かねばならない。

一般に、人は他人を理解するについて、その人の言葉とか行動、または、書き残されたものを追体験して、その人の心に近づかうと努力する。それにも拘らず、天皇のことになると、殊に知識人は、天皇の唯一の表現された言葉である御歌に触れようとしめない。天皇を概念（体制）的のみ理解し、自己の価値判断で論ずるか、さもなければ、政治権力構造の面ばかり論じてゐるところに、大きな誤りがあるやうに思ふ。日本人は、古来から人の心に触れるといふことがどんなに大切なことであるかを学んできた。だが、今は、このことが日常生活においても、教育の場からも、学問する立場からも見失なはれてゐる。

二十世紀は、戦争と革命の時代であるとよく言はれる。ロシア革命をはじめとし、戦争中ないし戦後には、

必ずと言っていい程、革命が起きてゐる。第二次大戦後の日本にも革命の起きる条件はいくつもあつたが、日本には革命は起きなかつた。敗戦の混乱にうちひしがれた国民へ寄せられた天皇の御言葉は、国民の悲しみを誘ひはしたが、国民を奮ひたゞせし、また強大な日本軍は、殆んど乱れることなくその命に従つた。これこそ、天皇を中心とした民族の伝統のしからしめるところであり、日本文化の底力を表現した姿であつた。この歴史的事実は、これからの日本を考へる上に非常に大きな意味をもつてゐることだと思ふ。

ここに寄稿した諸君は、昭和三十年代の後半から四十年代に大学を卒業し、戦後の日教組教育を全面的にうけてきた。

正しい国の姿や、日本に天皇がご存続されたことなど殆んど教はることがなく、むしろ、国家否定、天皇否認の言説をそのまゝに受け入れ青年時代を過してきたのであるが、昭和三十一年から九州の各地で毎年夏開催されてゐる社団法人国民文化研究会の「合宿教室」に参加する機縁をもち、ここで正しい国の姿を教はり、天皇の御歌にふれ、天皇が日本の文化そのものとして、こよなく大切な御方であることを実感し、日本の国がいかに立派であるかを知つた。かういふ考へに至るま

では、かなりの努力と心の葛藤があったことと思ふ。  
現今の天皇論の目にあまるほどの思考方法に、未熟さをも顧みず、止むに止まれず、ここに日頃思つてゐることを述べることになつたものであります。

どうかご一読を頂きましてご叱責、ご批判をお寄せいただきますやうお願い申し上げます。最後に、今回の出版にあたりまして、ご指導ご援助を賜りました、国民文化研究会理事長小田村寅二郎先生に心から感謝致します。

昭和五十一年八月

上村和男

目次

はしがき

上村和男……………1

第一章 天皇をめぐる諸問題

「日本国憲法」の最大の特徴は「第一章 天皇」にある！ 山内健生……………9

君が代問題について思ふこと 大岡弘……………29

敗戦と占領をめぐる今上天皇 今林賢郁……………39

天皇の祭祀と日本文化 津下有道……………57

第二章 天皇と私

今上陛下と日本復興 布瀬雅義……………83

天皇の大御心について

天皇陛下への思慕

田中輝和……………95

福田忠之……………103

第三章 日本の歴史と天皇の御歌

古代天皇の御歌に流れるもの

青山直幸……………121

孝明天皇の御歌と明治維新

伊藤三樹夫……………143

明治天皇の御乾徳を仰ぐ

内田巖彦……………163

明治天皇三十七年の御歌

奥富修一……………181

あとがき

国武忠彦……………199

執筆者紹介

上村和男	榑千代田コンサルタント	取締役営業部長	鹿児島大学卒	四十三才
山内健生	神奈川県立新城高等学校	教諭	亜細亜大学卒	三十一才
大岡弘	建設省建築研究所	建設技官	東京工業大学卒	二十九才
今林賢郁	新日本製鐵榑	社員	早稲田大学卒	三十二才
津下有道	国学院大学大学院	在学中	上智大学卒	二十八才
布瀬雅義	住友電気工業榑	社員	東京工業大学卒	二十三才
田中輝和	岡山大学医学部癌源研究施設化学部門	大学院生	岡山大学卒	二十九才
福田忠之	神奈川県立平沼高等学校通信制	教諭	鹿児島大学卒	三十八才
青山直幸	戸田建設榑	社員	東京大学卒	二十七才
伊藤三樹夫	兵庫県立姫路北高等学校	教諭	岡山大学卒	三十二才
内田敏彦	宇部興産榑	社員	東京工業大学卒	三十才
奥富修一	池袋副都心再開発事業B工区新築工事事務所		東京工業大学卒	三十才
国武忠彦	神奈川県立横浜翠嵐高等学校	教諭	早稲田大学卒	三十八才



第一章 天皇をめぐる諸問題



『日本国憲法』の最大の特徴は「第一章 天皇」にある！

—— 現行「憲法学習」への根本的批判 ——

神奈川県立新城高等学校教諭 山内 健 生

(一) 敗戦国日本の悲劇

思考停止

占領——砲火なき戦争状態

占領体制を合理化した『日本国憲法』

(二) 国家不在の憲法学習

国家不在の憲法学習

憲法に現実を合はせよ!

「民主主義」教育の成果

(三) 日本は立憲君主国である

「日本」は選択の対象ではなかった

共同体は過去を共有する

「第一章 天皇」こそ憲法の要である

「日本国憲法」の最大の特色は「第一章 天皇」にある

### (一) 敗戦国日本の悲劇

思考停止

『日本国憲法』（占領下の昭和二十一年十一月三日公布。翌年五月三日施行）には三つの特色があるとして、かつても、いまも、学校教育の場（憲法学習）で、次のやうに説かれてゐる。

「日本国憲法には、国民主権主義、人權尊重主義、平和主義という三つの基本原理がある」（昭和五十年年度用、高校社会科A政治経済Ⅴ教科書『政治・経済』第一学習社）

「日本国憲法は、明治憲法とくらべたばあい、非常にはっきりした特質をもっている。その特質は、基本的には、国民主権の原理、基本的人権の思想、および平和主義という、三つの基本原理に代表されているといえよう。このうち、はじめの二原理は日本国憲法が二十世紀の先進諸国の憲法と共有するところであるが、平和主義はわが国民が各国にさがけて憲法にとり入れた原理で、日本国憲法の最大の特徴をなすものである。これは、日本国民が軍国主義の弊害、近代的戦争の惨禍、とくに原爆の被害の体

験にかんがみ、このような不幸を再びくりかえすまいとの、強い決意を表明したことを意味する」（同右『政治・経済』山川出版社）

先日、たまたま出てきた小学校の六年生当時（昭和三十一年）に使用したノートを開けてみたら、そこにも『日本国憲法』の特色として「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の語句が、そっくりそのまま記されてゐていささか驚かざるをえなかった。書いたといふ記憶が全くないからである。おそらく先生が黒板に書いたのを、ただ夢中になって書き写してゐたのだらう。その時、先生はこれらの語句についての解説もしてくれてゐたにちがひない。

「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」、これまで何度これらの言葉を耳にし目にしてきたことだらうか。戦後の義務教育を受けてきた世代には『日本国憲法』といへば、直ちにこれらの三つの語句が条件反射的に思ひ浮んでくるくらゐに強調された語句だった。

『日本国憲法』が施行されてから満二十八年余。この間、まさに『日本国憲法』は戦後日本の価値の源泉であるかの如き高い評価が与へられてきた。現に学校教育の場では「民主政治の基本原則」になつたもの

として『日本国憲法』は不動の前提となつてゐる。といふよりも、戦後日本が『日本国憲法』に高い評価を与へてゐることが、そのまま学校教育の場に反映してゐるわけである。『日本国憲法』について多少とも異を唱へる人がゐたとしても、少なくともマスコミは、その人を「変人」扱ひするのが落ちだった。『日本国憲法』を自由な眼で見考へることはタブーとなつてきたのである。

「二十四歳を迎えた憲法記念日に、なお護憲をいかなければならないとは情けない話ではあるが、いまだに公然と憲法改正を口にする政治家がいる限り、……やはり護憲を唱え、護憲を実践して行くことが必要であろう」(46・5・3読売新聞『社説』)

「……制定の経過にもかかわらず平和憲法は国民の間に定着している、とわれわれはみる。そうした中で、法相が改憲論を国会にまで持ち込んだことは、ひろく浸透している現行憲法について、ことさら疑問の目を向けさせる役を果たすのではないか」(50・

5・10朝日新聞『社説』)

「このさい憲法論議をつくすべきだったとの意見もあるが、それは護憲に立った前向きのものでなくてはなるまい」(50・5・21朝日新聞『社説』)

「国民的合意への芽を守り育てることによってわれわれの憲法を真に社会に定着させるよう、みながいかに努力したいものである」(50・5・3毎日新聞『社説』)

一体、『日本国憲法』は完全無欠のものなのだろうか。『日本国憲法』は擁護する対象でしかないのだろうか。右の各紙の『社説』を通して言へることは、『日本国憲法』について考へることは即『日本国憲法』を讃へて(受身的に)擁護することだといふことである。本当に現行憲法が定着してゐると考へるならば改憲論の存在をおそれる必要はないはずだ。この点に關しては、一種の思考停止状態にあると言つていい。

占領一砲火なき戦争状態

『日本国憲法』が戦勝国の意思によって生れたものであることは明白な事実であり、このことは各教科書にもはっきりと記されてゐる。

「一九四六年十一月に公布され、翌年五月施行された日本国憲法は、形式的には明治憲法の改正として成立したが、実質的には成立過程における連合国軍総司令部の強い意向もあつて、まったく新しい、民主的な憲法として制定された」(『政治・経済』第

一学習社)

「日本国憲法は、それが作成される過程で連合国軍最高司令部による強い影響があったため、この点に關しては批判がある。けれども、その内容をみれば、戦争責任の反省と平和主義にもとづいて戦争放棄の条項が掲げられているとともに、国民主権と基本的人権の保障という民主政治に不可欠の大原則で貫かれており、私たちがすでに理解した民主政治の基本原理解は、この憲法にじゅうぶんとり入れられている」(『新政治経済』自由書房)

内容がいいから、制定の手続きの不備は問題ではないといはんばかりである。はたしてさうだらうか。憲法は国家の基本的性格・あり方を定めた(成文化した)ものであるから、制定の際に「外から」強い影響があったといふことは、憲法を考へる際に看過できない重大なことのはずである。

『日本国憲法』は日本が敗戦によって主権を喪失してゐた時期に「連合国軍最高司令部による強い影響」によって誕生した。当時の日本は占領下にあつたから、連合国軍最高司令部の意思はまさにオールマイティーなものであつた。「作成される過程で……強い影響があつた」といふ字義以上の実質的強制力を連合国軍

最高司令部はもつてゐたのである。

国家の常態は政治学的一般論で言へば、「主権」と「人民」と「領土」の三要件を充たすことが必要とされる。占領は「主権の喪失」を意味してゐるから、占領下の日本は、「人民」と「領土」といふ骨格はあつても、「主権」といふ中枢神経がマヒしてゐたやうなものである。国家としては、「仮死状態」にあつたと言つていい。

まさに『日本国憲法』は「天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の爲其の必要と認むる措置を執る連合国軍最高司令官の制限の下に置かるものとす」(『バーンス回答』)といふ占領「国家の仮死状態」下に誕生したものである。占領下の日本における主権行使の主体は連合国軍最高司令官だったのである。

互ひに全力を出して戦ひ、一方は敗れ、一方は勝つた。敗戦国は戦勝国に占領され、主権を喪失した。占領期間は砲火こそ交へないが、一種の戦争状態の継続とみることができるといふ。戦勝国は、昨日までの仇敵が二度と再び立向つてくることないやうに、占領政策によつて敗戦国をさらに追ひ込まうとする。

当時のトルーマン米大統領は戦勝演説(昭和二十

年九月二日、この日、日本は東京湾に入港してゐたミズリー号艦上で降伏文書に調印した）の中で次のやうにのべたといふ。

「われわれは真珠湾を忘れない。日本の軍閥の悪業は、けつして回復もしなければ、忘れられることもないだろう」「このおそるべき戦争の犠牲となつた米国人男女の生命に比較すれば、いかなる勝利も小さい」（『蔣介石秘録1』サンケイ新聞社）

戦勝国は、軍事的には虫の息になつてゐる敗戦国を武装解除したうへに、「戦争の放棄、戦力不保持を原則とする平和憲法」（47・5・3毎日新聞）の制定に「強い影響」力を持った。敗戦国の軍事的無能力化が将来にわたつて保障されるやうにしたいと考へるのは、戦勝国にしてみれば当然のことだ。そして、敗戦国を武装解除する一方で、戦勝国は自らの軍事的能力をさらに高めるための努力を怠らなかつた。占領が砲火を交へない戦争の継続であるといふことの意味は、この点において明白である。

第一次大戦に敗れたドイツは「陸軍兵士一〇万人・常備海軍力三六隻・航空戦力ゼロ」といふ枠を「外から」はめられた（ベルサイユ対独平和条約）が、日本の場合はさらに徹底して「陸海空軍その他の戦力はこ

れを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」（『日本国憲法』第九条）といふ枠を「日本国民の意思」といふ形で明文化したのである。しかし「日本国民の意思」は「降伏条項の実施の爲其の必要と認むる措置を執る連合国軍最高司令官」の掌中にあつた。即ち「外から」の強い影響をうけて「日本国民は………と決意した」と記したのである。

「国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ絶対的ノ支障ナキ限り、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ノ回復確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ」といふ『陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約』第四十三条（占領地の法律の尊重）も、「国ノ権力カ事実上占領者ノ手」にあつた占領下の日本では無力であつた。占領者は「日本国民の意思」さへも僭称できたのである。

占領体制を合理化した『日本国憲法』

軍事力は形を伴ふものであるから、右のやうに「陸軍一〇万人・海軍三六隻・空軍ゼロ」対「陸軍ゼロ・海軍ゼロ・空軍ゼロ」と数量化して比較することができる。目に見えないところ（精神）の武装解除は容易には確めることができない。占領といふものの本質を



見極めるならば、目に見えないところでも同じやうな日本の無能力化がはかられてゐると考へていいだらう。例へば軍事的能力は自衛隊の創設整備によつて量的（形）には回復してゐるが、それを内から支へる目に見えない力（精神）は枯渇してゐるのではなからうか。『日本国憲法』の前文には「日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と記されてゐる。

「日本国憲法の最大の特徴をなすもの」とされてゐる「平和主義」には、実は大変な問題が孕まれてゐるのである。憲法は書いてあることがいいから制定の経過の不備は問はないといふことにはならないのだ。制定の経過に不備があるからこそ、内容にも問題があるのではないかと考へるのが、主権を回復した国民の自然の発想とならなければならぬだらう。さうなつた時に真に日本は「戦後占領体制」から脱却する。敗戦以来の永い眠りから醒めて、自らの手で啓蒙を迎へることになる。

『日本国憲法』は占領を合理化し敗戦国の無能力化の永続を狙つたものであるから、『日本国憲法』を擁

護することは論理的必然として「占領体制」を擁護することにつながる。従つて『日本国憲法』の擁護を主張する人が、ややもすると自国の敗戦や占領について無関心のきらひのあるのは当然なのである。無関心といふよりも、それを好ましいこととして肯定的に評価してゐる。『日本国憲法』を価値観のよりどころとしてゐるやうでは、自らの国家の「仮死状態」を痛惜する念は興るべくもなく、日本は永遠に占領体制の中に埋没することになる。

『日本国憲法』そのものもさることながら、敗戦占領、そして講和と独立から二十三年を経たいまは『日本国憲法』を後生大事にしてゐる日本国民の精神的「武装解除」の現状こそが実は最大の問題なのである。

「平和主義はわが国民が各国にさきがけて憲法にとり入れた原理で、日本国憲法の最大の特徴をなすものである」（『政治・経済』山川出版社）などといふことが堂々と教科書に記されてゐる（『日本国憲法』は占領体制を法的に裏づけたものであるから、その意味ではまさに「最大の特徴をなすもの」は「平和主義」  
武装解除にあると云つていい）。

戦ひに敗れた国民が、その戦後体制を無条件に賛美

してゐるのはまさに異常なことである。川崎市主催の「憲法記念市民のつどい」は市長のあいさつに続いて「憲法前文朗読」が盛り込まれてゐる。

「片山さん（元首相片山哲氏）の口ぐせは、紅葉、露伴の名文を暗唱するように、憲法前文を国民全部の暗唱する文章にした。」「である」（47・5・3朝日新聞）

『日本国憲法』擁護一色に塗りつぶされたかに見える日本の現状はまともに「国家」を論議する状態にない。日本が国際社会において、その経済力にふさはしいだけの扱ひをうけないのは十分に理由のあることである。まさに敗戦国日本の悲劇である。

## (二) 国家不在の憲法学習

国家不在の憲法学習

中学三年生の時だった。教室に掲示してあった世界地図を何気なしにながめてゐて、あっと驚いたことがあった。地図の隅のところに添記されてあった世界各国の一覧表を目にした時である。そこには「日本立憲君主国」と記入されてゐたのだ。

「国民主権（主権在民）」がわが国の当然の建前で

あると繰り返し教へられてきてゐただけに「立憲君主国」の文字を不思議に感じながら読みとったのを覚えてゐる。

「立憲」はいいとしても「君主国」とは一体どうしたことなのだらうか。『日本国憲法』の大きな特色は「国民主権」のはずではなかったか。なぜ「国民主権」の憲法を持つ国が「立憲君主国」なのだらうかといふ素樸な疑問であった。

その頃はまだ国家のあり方として「君主国」と「共和国」との大別二通りがあることは知らなかった。その後の高校の時も君主国と共和国の違いについて教へた記憶はない。「日本立憲君主国」の文字を目にした時、ただ漠然と「天皇は日本国の象徴である」と憲法に書いてあるといふから「立憲君主国」といふのかなあと考へて、自らの疑問を自ら納得させようとしたのを覚えてゐる。

はたしていまにして考へれば『日本国憲法』が「第一章 天皇」を以って始つてゐることこそ、「日本立憲君主国」と記されてゐた所以だったのである。しかし「国民主権」や「基本的人權の尊重」の重要さは度々聞かされてきたが、「第一章 天皇」についての解説といふものを授業で聞いたことはなかった。

なぜ『日本国憲法』は第一章に「天皇」を持ってきたのだらうか。

「第一章 天皇」が授業で触れられる時は、以前の憲法ではかうであったが現行の憲法ではかう変つてゐて、変つたことによつて良くなり、それは好ましいことなんだと、専ら明治憲法との比較においてであつた。即ち以前の憲法が如何に「よくない」ものであるかを判断する格好の実例として「第一章 天皇」が、とりわけ第一条（「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」）がとりあげられたのであつた。この点は現在の学校教育においても變つてゐない。

「第一条では天皇の地位を、主権をもつ国民の総意に基づくものと規定している。このことは、明治憲法で統治権を総攬する者と定められていた天皇の地位を根本的に變革したもので、まさに画期的な意味をもつてゐる」

「日本国憲法の第一章では、天皇の地位を規定して、天皇は日本国の象徴であり、国政に関する権能をもたず、内閣の助言と承認に基づいて、憲法に定められた国事行為に関する行為だけを行う、と述べてゐる」（『政治・経済』第一学習社）

明治憲法と現行憲法とにおける違ひを言ふのはいいとしても、そこだけに停つてゐるのはをかしくはないか。何故に「天皇は日本国の象徴である」と憲法の第一章に記されてゐるのかといふことの意味づけが全くなされてゐない。憲法の第一章が「天皇」となつてゐることは、よほど大切なことだからに違ひないはずにもかかわらずである。

「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」、さらに「基本的人権の尊重」をかみくだいて自由権・平等権・社会権（生存権）・請求権・参政権などについての解説には大きなウエートがおかれても、憲法学習において一番大切な出発点となる「日本といふ自分らの国家」はどのやうなものであるかといふことには少しも触れてゐない。憲法は国家の基本的性格を定めたものではないか。『日本国憲法』自体が「国家の仮死状態」の永続を目的としたものだから詮ないことかもしれないが……。

言ふならば国家不在の憲法学習であつて、それは条文联解（解釈）学習に停まるもので、とても憲法学習とは言へない代物である。

憲法に現実を合はせよ

前出の教科書『政治・経済』（第一学習社）をみると「第一編 日本の政治」となっており、その第一章は「民主政治の基本原理」で、抽象的に国家の機能を論じたあと、ロックやモンテスキューによる三権分立の原理が出てくる。そして「民主政治の発達」が古代ギリシアから説き起されて、一九四八年の国連での世界人権宣言をもってしめくくられてゐる。ついで「民主政治の原理」がリンカーンのゲチスバーグ演説の片言隻句（「人民の、人民による、人民のための政治」）をよりどころにしてのべられてゐる。

この第一章をうけて「第二章 日本国憲法と民主政治」になる。第一章で触れた「民主政治の基本原理」がいかに『日本国憲法』に盛り込まれてゐるかを説いてゐるのだ。即ちギリシア以来の西洋政治思想の成果が『日本国憲法』に生かされてゐるといふことを強調するのである。そして、それ故に『日本国憲法』は価値があると教へるのだ。

「日本国憲法は、日本国の最高法規である。われわれがすでに学んできた民主政治の基本原理が、憲法の条文でどのように規定され、憲法に基づく政治機構でどのように運営されているかを知ることが、法

治国家の国民として当然の権利であり、また、たいせつな義務であるといえよう。

ここで、われわれは日本国憲法の性格や特色について十分理解するとともに、さらに、憲法のかかげる理想と現実の政治との間に存在する問題点についても深く考えていこう」（『政治・経済』第一学習社）

西洋の政治思想の流れを絶対視して、それを根拠として『日本国憲法』の正当性を明らかにしようといふのである。文化・歴史・伝統の違いに何ら意を配らうともせず、西洋政治思想を出発点として「日本の政治」を学ぼうといふのだ。「憲法は日本国の最高法規である」とは教はつても、その「日本国」に焦点を合はせるのではない。

これが戦後世代がうけてきた憲法学習であつた。憲法学習に限らず、戦後の教育全体が（と言ふより戦後日本そのものが、さらには明治の「文明開化」まで溯ることができが）たしかに木に竹を接いだやうな一面を持つてゐるのは何人も否定できない事実であらう。

『日本国憲法』（西洋政治思想）を通して「日本国」を見て、はみ出たところがあると、それはまだ日本が「民主化」してゐない証拠であると断定する。

「この（憲法）記念日を、憲法の理念からみて現実がどうなっているかを直視して、考え直すという機会にしたいものだ。そして、それから出てくる課題は、憲法の理念を生かすように現実を是正していくこと、とくに、憲法の理念をゆがめないように未然に防止することなどである」（50・5・3読売新聞『社説』）

大学在学中、社会学の講義の中で「西洋人には義理とか人情は全く理解できないといふことだ。早く日本人はかうしたものをなくするやうにしていかなければならないだらう」と先生が言ふのを聞いて驚いたことがある。

占領軍から制定の際に「強い影響」をうけ、西洋の「民主政治の基本原理」を十分にとり入れた（木に竹を接いだ）『日本国憲法』が、独立回復から四半世紀にもならうといふのに、いまだに絶対視されてゐるのは、日本人自身が自らの歴史に対して自信を喪失してゐるからではなからうか。

外から来たものは秀れたもの、いいものに決つてゐる。逆に西洋人に理解できないもの、あるいは日本にしかないものは、それだけで価値のないものだといふやうな考へ方・感じ方である。

とにかく『日本国憲法』は無謬なのである。

「市民革命を経て成立した近代民主政治では、個人の自由と権利を保障する考え方が各国の憲法のなかに取り入れられ、おもに政治的、法律的な観点から市民社会における個人の平等が重視されるようになった」

「日本国憲法では、すべての国民は法の下に平等であり……（第十四条）ことを規定し、民主政治の基本原理である個人の平等をあらゆる面から保障している」（『政治・経済』第一学習社）

従つて、刑法二〇〇条が尊属殺人罪の法定刑を無期懲役と死刑に限定してゐるのは「法の下に平等」を謳ふ『日本国憲法』第十四条に違反する（昭和四十八年四月、最高裁大法廷）といふことになるのである。

#### 「民主主義」教育の成果

「民主政治の基本原理」が『日本国憲法』に盛り込まれてゐるにしても、それを絶対視して学校教育の場で強調することによって、一体何が生み出されるといふのだらうか。

『日本国憲法』が肯定され、その理念の正しさが説かれる時は、『日本国憲法』以前が否定され蔑視され

る時であった。ここでは「昨日」と「今日」の違いが強調されたのである。そして「今日」は『日本国憲法』を持つがゆゑに常に正しいものとされた。「古い」といふことは、それだけで「無価値」といふことと半ば同義語として通用してきた。

過去をふまへて生きていかうとすることよりも、ある目標を先に立てて、それに合ふやうに現実を変へていくことが強調された。その目標とは外から入ってきた「民主主義」であった。あるいは漠然とした「西洋民主化先進国」であった（人によっては「西洋社会主義国」である場合もあった）。そして日本の伝統とか慣習などにかかづらつてゐては「民主化」しない、日本的なものを軽視し無視していくことが「民主主義日本」への早道であるかの印象を憲法学習からうけたのである。

「われわれはすでに、民主政治の基本原理や、それに基づく日本国憲法の特徴、日本の政治機構などについて学んできた。しかし、わが国の政治の現状をみると、憲法にかかげられた理想を実現するために、なお多くの問題がある。

ここでは、それらの問題を取り上げて、民主政治の発展に資するために、われわれは今後どのような

努力をしなければならぬかを考えていこう」

（『政治・経済』第一学習社）

『日本国憲法』の「三つの基本原理」が強調されるところからは「日本をよい国にしていこう」といふ意欲が湧いてくるはずもなかった。

考へてみれば、日本はまだ「民主化」すべき点が多々あるとか、いつになったらイギリスのやうに「民主主義」が根付くだらうかといふことが警句的に強調されてきたのが戦後の日本であった。「民主主義」といへども一国の政治形態を言ふ概念ではなかったか。政治概念であり、ある歴史的文化的な土壌から生れてきた「民主主義」が無原則に強調されたことによつて、「日本」といふ視点が完璧なまでに、日本人の（ことに戦後世代の）頭の中から駆逐されてしまったのである。

愛国心論議においても「日本」が出発点とはならなかった。

近年、為政者は「国を守る気概を持つ」と言い切るやうになった。それまでの愛国心論議と言へば「日本は愛するに足る国か否か」が論じられたものだった。

その場合、日本人の生活水準を外国のそれと比較して、ある者は「まだまだ日本は貧しく愛するに足る国では

ない」と言ひ、ある者は「豊かになりつつある日本は愛するに足る国だ」と主張した。そこでは「愛するに足る」とは専ら生活水準の「豊かさ」をもって判断してゐたのである。比較すると量と計量化できるものに限られてくるから「豊かであるか、貧困であるか」で判断するより他に手はない。

為政者が「国を守る気概」の必要性を言ひ切るやうになつたのは、「日本は守るに値ひする豊かな国になつた」といふ自信が背景にあつたからである。自由世界第二位の国民総生産といふ客観的数量的裏づけに支へられてゐたとみて間違ひない。

「公害がすべてなくなり、わが国が住みよい国となればそこに愛国心が起こる。そうなればわが国をめぐる安保論争にも共通の基盤ができると思うのは、少し論理の飛躍であらうか」(45・8・14東京新聞夕刊)

右が戦後の愛国心論の典型であり、戦後日本の脆弱な精神状況をよくあらはしてゐる。為政者の「もはや日本は愛するに足る豊かな国なのだ」といふ論理と全く同次元である。日本が住みよくなってから起こる愛国心とは、一体何だらうか。住みにくいところは愛国心はなくてもいいといふのだらうか。公害を克服し、

住みよい国にするのは誰なのか。その力はどこから湧き出てくるのか。「論理の飛躍」も何も、話がまるで逆さまである。このやうな論理が中央紙の論説委員の文章として紙面に載つてゐるのである。

日本が住みよい国になつて起こる「愛国心」とは、住みにくくなつたら「住みよささうな国」に憧れて「愛するに足る国ではない」と叫ぶ「愛国心」だ。

### (三) 日本は立憲君主国である

「日本」は選択の対象ではなかつた

戦後の日本で一番欠けたものと言へば、「日本」といふ自分らの国家を正しく教育の場に位置づけてこなかつたことである。『日本国憲法』を抛りどころとして、「民主主義」との対比においてしか「日本」を考へようとしなかつた。「民主主義」は西洋文化の成果であるから、それを尺度として「日本」を考察することになると、やたらと欠点が目につくわけである。

自分の経験から言つても、とくに世間をにぎはすやうな偏向教育をうけた覚えはないが、小中高の学校教育から受けた全体としての印象は、日本は「民主化後進国」でダメな国なんだといふことであつた。日本は

ダメな国だから戦争に敗けたのであり、戦争に敗れたことよって「民主主義」が全面的に入ってきたのだから、敗戦は歓迎すべきことなんだと思はずにはをれない教育であった。このやうに思ひ込んだのは自分だけだったらうか。

しかし、高校を卒へて、それなりに自分自身の人生の意味を考へるやうになって、ある重大なことに気づいたのである。いまから思ふと実に一大転機であった。「自分が日本に生れたのは選択の結果ではなかったのだ」といふことである。「民主化後進国」に生れたのは宿命だったのだと。

大学三年の夏、吉田松陰の『士規七則』を読む機会に恵まれた。そこで、日本人にとっての「日本」とは比較を超えた実在である。他国と比べて優劣を論ふことを超越したところに「日本」があるといふことを教へられたのである。そのことを吉田松陰は「凡そ皇国に生れては、宜しく吾が宇内に尊き所以を知るべし」と言った。なぜ「秀れた」とは言はずに「尊い」と言ったかといふと「唯だ吾が国を然りとせず」から「尊い」のだといふ。

日本人にとって「日本」が大切である（尊い）のは、他国と比べて、日本がとくに豊かであるからでも秀れ

てゐるからでもない。根本的には、そこが自分の生れた国であり、唯一つしかない他にかけがへのない国であるからだ。比較を超えたところに「日本」があることに気づかされた。

すばらしさうな国が他にあるからと言って、日本がダメな国であるからと言って、それがどうしたといふのか。すばらしさうに見える外国に憧れるのではなく、他の長所を学び受け入れて、日本をいい国にしていくことが大切なのだと思つた。日本を措いて日本人が生きてゐるところが他にあるだらうか。

「民主化」と簡単には言ふが、日本に「民主主義」をとり入れることを「民主化」と言ふのだらう。日本の血肉となるやうに「民主主義」を咀嚼することが大事なのだ。あくまでも日本といふ土壌が主体である。

日本が戦後の荒廃の中から復興できたのも、貧困を日本から追放しようとする日本人の強い潜在意識に支へられてゐたからではなかったか。日本を何とかしようといふ強い気持である。「日本」をよりよくしていくかといふ信念は、他国と比べて日本の優劣を論ふところからは決して生れてこない。しかし、いまなほ「国の最高法規」を学ぶ憲法学習の出発点は「日本」ではなくて「民主政治の基本原理」におかれてゐる。



以前（大学一年の頃）、友達と議論していくと、決ったやうに「資本主義がいいか」「共産主義がいいか」といふところへ話題が絞られて、互ひに自分の支持するものが、いかに秀れてゐるかを強弁しあつたものである。「ソ連や中共には自由がない、中ソは日本より貧しく、共産主義はよくない」とか、「日本には貧富の差がある、共産主義社会になれば皆が平等だ、資本主義はよくないのだ」とか、といふことでやりあつた。この時分は、私は「資本主義Ⅱ民主主義Ⅱ日本」といふことを出発点とし、共産主義よりも資本主義の方が「民主的」でいいんだと主張した。何せ「民主主義」が絶対的なものとして教へられてゐたから、どちらが「民主的」であるかに力点をおいて論争した。しかし、だからと言って「民主主義」についてとくに深く考へようとしてゐたわけではなく、「自由」だとか「選挙制度」だとかを漠然と頭においてゐたにすぎなかつた。とにかく「民主主義」といふ言葉自体が一点の疑問の余地もない完璧なものとして通用した。

当時は高度経済成長政策が軌道に乗って、「日本経済の奇跡の復興」といふ評価が外から国内に逆輸入された頃だったので、私の鼻息は荒かつた。得意だつた。「資本主義」日本が「共産主義」ソ連よりも「民主的」

でしかも豊かに繁栄してゐるといふことを主張するために口角泡を飛ばした。「ソ連ではいまだに石鹼を買ふのに行列すると言ふではないか」と。

どちらが「民主的か」といふことは水掛論になりがちであつたが、どちらが「豊かであるか」の論争は「共産主義」派には叶はなかつた。しかし、まもなくして「資本主義か共産主義か」といふ論争の底の浅いことに気づかされたのである。自分にとつての「日本」とは選択の対象ではなかつたといふことを「発見」してからである。そして自分が一所懸命に「日本は豊かでない国だ」と叫んでゐたのは、決つて「資本主義」の優越性を強調するためではなかつたのだ。そこが「自分の生れた国」であるからであつた。「日本」といふものに何となく自信がなかつたから、「豊かな愛するに足る国だ」といふことで、日本を大切にすべきだと言つてゐたのだつた。経済的繁栄はいつかまたつづくかもしれない。その時「日本はよくない国だ、愛するに足らない」と言へるだらうかと自問した時に答へは明白であつた。

「日本は選択の対象ではなかつた」といふことに気づかされたことは、私にとつて全く新しい視点を与へられたやうなものだつた。考へてみれば極めて平易な

この事実が、教育の場で一番ないがしろにされてきたと言っている。

日本に生れたといふことは、否応なしに、日本文化の土壌の中に播種されたことを意味する。広く西洋人にとっての西洋文化は独自の存在意義と価値を有するもののはずだし、日本人にとっての日本文化はまた他にかげがへのないものである。文化はそれぞれ独自の存在理由と価値を有してゐるのだから、異質の文化を比較して優劣を論ふことには大した意味はない。

無邪気にも、かつて日本の「民主化後進性」を嘆いてゐたところは、「民主主義」を生み出した文化は日本の文化よりも「秀れた」ものであると思ひ込んでゐたものだった。しかし「日本に生れた自分は、日本語の中に生き、日本の土になるだらう」と悟つた時に、日本はどんなに「民主化」しても、例へばイギリスと同じやうにはならない。日本は日本として独自の存在を主張する何かがあるといふことに気がついた。そして安易に異なる文化を比較して「優劣」を云々することは誤りであるとの結論に達した。

共同体は過去を共有する

やはり教育の根本は「過去をふまへて生きてゐるん

だ、生きていくんだ」といふところに据ゑる必要がある。「日本人は日本の歴史と伝統をうけついで生きていくのだ」といふことである。そのためには『日本国憲法』の存在が少なからぬ障害となつてゐることは否めない。しかし日本は『日本国憲法』の制定を以つて始つたわけではないし、『日本国憲法』が占領下の産物でいろんな問題を孕んでゐるとは言つても、やはり日本の歴史と伝統を無視しては成り立たなかつた。一國の統治形態は、それぞれの持つ文化的歴史的背景に振よつて異なつてくるのだ。

過去をふまえて、その延長上に生きていくのが人間と他の生物とをへだてる最大の特徴である。人間は生命的に過去とつながるだけでなく、目に見えないところでも深く過去とつながつてゐる。共同体は過去を共有することだといはれる。過去を否定した人間生活がどのやうな運命をたどるか、共産主義革命によつて過去を拒否したソ連五十年余の事実が雄弁に物語つてゐる。

「革命前のロシアとソビエト・ロシアとの根本的相違は次の点にある。ツァー政府は穏やかな、弱い専制主義であつて、抜け穴と矛盾にみちていたが、ソビエト政府は全体的な専制主義であり、抜け穴は一

「日本国憲法」の最大の特徴は「第一章 天皇」にある

つもない」(W・S・ウィチンスキー『歴史を生きる』序文)

過去を拒否したものが共同体としての秩序を保持していくためには、イデオロギーによる改宗が強制される。イデオロギーとは「観念」であって、頭の中で組立てられたものであるから、理路整然としてはゐても、実人生にとつては生硬である場合が多い。

革命後の敵と味方の峻別、そしておびただしい数の囚人の出現、さらには肉親さへも容赦しない肅清等の修羅場はいまさら言ふまでもない。それはイデオロギーに欠陥があるといふことよりも、人間生活の展開は一つのイデオロギーでは包みきれないといふことを証明してゐる。

過去を共有するといふことは、永い時間の経過によつて人間の体験が取捨選択され蓄積されてきた伝統的文化を共有するといふことである。そこには多くの矛盾を含むとはいへ、人間生活をスムーズに調整していく智慧が先(潜)在的につみ重ねられてゐる。生命の相続が万物の生き物に共通することであるならば、さらには人間は伝統的文化を相続しつつ生活する点において、他の生き物と本質的に異なつてゐる。

共産主義をよしとしぬ最大の理由は、共産主義国

の国民生活が貧しいとか、独裁的であるとかいふことではなく、過去をふまへて生きるといふ人間の人間たる特質を否定する非人間性にある。過去を否定する共産主義を以つてしては日本の伝統的文化が破壊されてしまふのである。現在が過去を支配する(否定する)世の中とは、人間は単に生命的に過去とつながるだけであるから、早い話が動物と同じことになる。実際には過去と全く断絶することは不可能であるが、その時に都合のよいやうに歴史に対する恣意的な解釈が横行し、人間の人間たる所以とも言ふべき「心」が荒さんでいくことは間違ひない。そこではイデオロギーの正当性を証明するためには人倫をふみにじることも許される。イデオロギーのためには子が親を公衆の面前で罵倒し論難することも奨励される。いま中国大陸で吹き荒れてゐる「批孔」の嵐は何を物語つてゐるのだろうか。何をもたらすのだろうか。

『日本国憲法』の「第一章 天皇」は、まさに日本の歴史と伝統の中から生れてきた。それ以外のどこに理由が求められるだらうか。

「第一章 天皇」こそ憲法の要である

「日本国の最高法規」が『日本国憲法』であり、憲

法は国家の基本的性格・あり方を定めた（成文化した）ものであるから、当然に学校における憲法学習は「日本国」が出発点となるのが自然である。しかし実際に行なはれてゐる憲法学習は前述の通りで「民主主義Ⅱ 民主政治の基本原則」といふ尺度を万能としてゐる。西洋の歴史の中から生れてきた「民主主義」に依って、それとは全く別の歩みを続けて今日に至った「日本」を見るといふ全く見当はずれの意味のないことをしてゐる。

「われわれが先人から受け継いだ尊き遺産の一つに民主政治がある」（『政治・経済』第一学習社、「第一編 日本の政治」の「第一章 民主政治の基本原則」の冒頭）にしても、西洋の歴史的背景の中から生れてきた「民主主義」を異なる歴史的背景をもつ日本の中に生の形で輸入したとしても消化不良をおこすのは当然である。「民主主義」を受け入れて、それを血とし肉とする主体は何かをはっきりとすることが、まづ必要ではないだらうか。

日本人の目で『日本国憲法』を読めば、占領といふ非常時の産物であることはさておいても、「日本国憲法」には、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義といふ三つの基本原理がある」などといふ「西洋民主主義」

絶対の観点からのコメントには満足できなくなつてくるのではなからうか。

「国民主権主義」「人権尊重主義」「平和主義」の三つは『日本国憲法』の基本原則として定説化してゐるやうだが、「国民主権主義」と「人権尊重主義」はギリシア以来の西洋の「民主政治の基本原則」に学んだものであるし、「平和主義」は占領下の憲法制定作業の中から生れてきたものだ。どれ一つとして、これが盛り込まなければ日本の憲法とは言へないといふものではない。

『日本国憲法』が、ともかくにも、日本の憲法として存在してゐるのは「国民主権主義、人権尊重主義、平和主義という三つの基本原理がある」からではなくて、「第一章 天皇」を以て始まるその体裁にあるのである。この点において『日本国憲法』は日本の歴史的事実をふまへてゐると言へる。従つて『日本国憲法』の最大の特徴は「第一章 天皇」にあると言つていい。大袈裟のやうだが『日本国憲法』に「天皇」の文字が記載されてゐるといふことだけで、日本の憲法と言へるのである。なぜならば「天皇」は日本の歴史とともに存在し、日本の国にだけ存続してゐる御位だからである。

「日本国憲法」の最大の特徴は「第一章 天皇」にある

何故に『日本国憲法』を指して「国民民主主義、人権尊重主義、平和主義の三つの基本原理がある」とか、「平和主義は……日本国憲法の最大の特徴をなすものである」とかといふやうなことになるかと言へば、「国家」的視点を抜きにして『日本国憲法』をとり扱はうとするからである。「日本国憲法は日本国の最高法規である」と言ひながらも、国家の法制史的側面をみない。

歴史的「日本」といふ独立国家の視点に立てば「第一章 天皇」のところからは、わが国は「立憲君主国」であるといふ原理が自然に導き出されてくる。天皇を戴いてきたのが日本であり、それが『日本国憲法』に「第一章 天皇」として載せられたのだ。

立憲制（成文）が西洋の政治思想に学んだものであるやうに、「君主国」といふ言ひ方も日本人本来の表現ではないかもしれない。しかし西洋に倣って立憲制をとり入れ、世襲の元首を仰ぐことを成文化したのであるから、日本を「立憲君主国」と言つて何らさしつかへない。このことを飯守重任氏は「日本民族の歴史の生んだ天皇制度」として『日本国憲法』の第一の特徴にあげてゐる（『教育と裁判の危機』有信堂）。

「日本国憲法は、日本国の最高法規である」と言ふ

以上は「日本国」に焦点を合はせて『日本国憲法』を考へるべきだ。国家の基本的性格をどのやうに憲法はとらへてゐるか、このことが憲法学習の最も重要なポイントである。

憲法学習では「国民民主主義、人権尊重主義、平和主義という三つの基本原理がある」と教へる前に、『日本国憲法』は日本を「立憲君主国」としてゐるといふことを強調すべきだらう。なぜなら「第一章 天皇」こそが『日本国憲法』の中で最も重要な箇所だからである。あはせて世界の国が「君主国」か「共和国」かの二つに分類されること、どのやうな元首を戴くか（世襲制か選挙制か）によつて「君主国」と「共和国」の違いが出てくること、元首のゐない国家はないこと、その国の文化的歴史的経緯によつて元首の形態が變つてくることなどについても教へるべきである。

とくに民主制の矛盾概念は独裁制にあることにも留意して教へる必要がある。言葉の定義づけを正確にしておかないと「君主制は民主制と矛盾しますので将来は共和制にすべきだと思ひます」（日本共産党常任幹部会委員上田耕一郎氏、昭和四十九年6月号『諸君』）といふやうな俗論が堂々とまかり通ることになる。「君主」に対する「民主」ではない。「民主主義」デモク

ラシー」は *demos*（民衆）と *kratia*（支配）に語源を発する。即ち多数による支配のことをデモクラシーと言ふのだから、それに対立する矛盾概念は独裁（個人支配）にある。第一、君と民とが矛盾するものであると決めつけて考へるのは幼稚であるし、少なくとも日本の歴史における天皇と国民の関係には全くあてはまらない。

「君主制」か？「共和制」か？は国柄の問題であるし、「民主制」か？「独裁制」か？は現実の政治の運用の問題である。ソ連（社会主義連邦共和国）も、中共（人民民主主義共和国）も、北鮮（人民民主主義共和国）も、いづれも「共和制」であるが、現実の政治は「独裁」の一言につきる。

『日本国憲法』が日本国民にとって不当なものであることは論を待たないが、その『日本国憲法』でさへも、「西洋民主主義」絶対の立場ではなく「日本国の最高法規」であるといふ立場から考察するならば、日本の憲法としての個性をそなへてゐるのである。『日本国憲法』を「平和憲法である」、あるいは「国民主権主義、人権尊重主義、平和主義という三つの基本原理がある」として学ぶのと、日本は「立憲君主国」であるといふことを憲法学習の出発点におくのとでは、

雲泥の違いがある。

国籍不明の、国家不在の憲法学習は一日も早く改めなければならない。

君が代問題について思ふこと

建設省建築研究所建設技官 大岡

弘

- (一) 教育の場は混乱する
- (二) 国歌のない国はない
- (三) 日教組見解への批判
- (四) 問題解決への決め手

(付記)



(一) 教育の場は混乱する

昭和四十九年五月二十四日付の朝日新聞夕刊には、「国籍不明の教育排せ」といふ見出しで次に示す記事が掲載されてゐた。僕は感激した。

『奥野文相は、全日本中学校長会総会であいさつし「国籍不明の教育を排し、自国の伝統と文化に立脚した教育が今こそ肝要である」と強調した。…さらに日教組が一部で国旗、国歌を無視していると指摘した文相は、「国歌君が代の『君』の意味は天皇であつて何らおかしくない。天皇が国民統合の象徴であることは憲法に明記されている以上『君』は国体の伝統を象徴する天皇と解釈していい。日教組が国歌に批判的なのはおかしい」との考えを示した。』

この文相発言は、約二ヶ月前の三月二十八日、衆議院本会議で稲葉議員（社会党）の「君が代は憲法上疑問がある」との質問に対して為された田中首相答弁「天皇は国民統合の象徴であり、君が代が国歌になることは何らさしつかえない」と軌を一にするものであり、政府首脳が手を携へ、相共に思想戦に立ち上がった第一声との感を深くした。五月二十五日付の「赤旗」は、これに関し、『奥野文相は、日の丸、君が代は国旗国

歌として、戦前から定着しており、戦後も変わりないなど、あたかも日の丸、君が代がすでに国旗、国歌として決定されているような前提に立って、その掲揚、せい唱を押し付け：』と、あたかも現在、君が代が我が国の国歌ではないかのやうな、とぼけた報道を行なつてゐた。

ところで、日教組の楨枝委員長は、三月十四日の首相発言、「国旗、国歌を、院の議を経て法として制定すべき時がきた」に遅れること五日を待たずして、三月十八日記者会見し、次の如き、ある意味での正論を述べてゐる。

『国旗、国歌を法律で制定したから掲揚したり歌う、といった議論をするつもりはない。憲法下で日本の国旗、国歌として適切かどうかを議論し、判断すべきだ。』さらに、三ヶ月半後の七夕選挙を目前に控へた七月二日、遊説先の甲府市で、次の日教組見解を打ち出すに到つた。

『君が代の歌詞は、戦前、天皇一家の繁栄をうたつたもので、天皇制国家を発想させ、民主主義に適せず、従つて、民主主義国家の国民が歌うべき歌ではない。君が代を児童、生徒にうたわすことは憲法違反でもある。君が代を国民に強制することは憲法違反である。』

(七月二日付毎日夕刊・三日付読売朝刊)

ここに到つて、つひに日本教育界の動向を握る二つの勢力、政府・文部省と、日教組の熾烈な思想戦が、最も本質的な問題である我が国の国柄をめぐつて堂々と繰り広げられることになつたといふ現実が、僕のものにもやつと明確な姿となつて映り始めた。

さて、この時点で明らかになつたことは、おそらく次の二点に集約できると思ふ。

①文部省、日教組の双方とも、君が代が歴史的に国歌として歌はれてきたことを認めてをり、かつ、君が代の『君』を天皇といふ意味に解釈してゐること。これについては、僕にも全く異論はない。

②双方とも、日本国憲法を基にしてゐるが、天皇の御位に関する異つた評価を論拠としてゐるため、学校教育の中での「君が代」の取り扱ひに関する見解が正反対であり、協調、妥協の余地の全くないこと。

従つて、前々から予期されてゐたとは言へ、かくの如く明らかに問題が提示されてしまふと、教育の場は一体どうなるのだらうかと心配になつてしまふ。

## (二) 国歌のない国はない

ところで、眼を世界に移した場合、現在のところこ

の地球上にはおそらく国歌をもたぬ国は一つもないと見てよいであらう。この事實は、国際交流上の必要性といった事務的レベルを越え、「国歌はぜひともあつて欲しいもの」と、どの国民も望んでゐることによるものであらう。私の在学してゐた東京工大では大学歌はあるにはあるが、歌詞の言葉がむづかしくかつ学生が声を合はせて高らかに歌ふ機会も殆どなく、従つて、在学してゐる学生の大部分は大学歌もろくに歌へず、また歌はうともしない。半年程前、ある友人の結婚式で、新郎の大学時代の友人達が、その大学の前身校である旧制高等学校の歌を声も高らかに合唱して、友の新たな門出を祝福してゐる姿を見てゐて、何とも羨やましいかぎりであつた。このささいな一経験をもつてしても、僕には世界中の各国民がそれぞれ声を合はせて、心を一つにして共に歌ふことのできる歌を大切に国歌として承継ぎ守り続けてゐるその意味が、実によく納得できるのである。そして、おそらく、良識ある日本国民の誰しもが、我が日本に於いても、事ある毎に、心を一つにして共に歌ふことのできる歌「国歌」を声を合はせて高らかに歌ひたいものだ、つねづね思つてをられるのではないかと思ふ。

さういふ世の親たちの思ひが、子供達にも、児童・

生徒・学生の別なく学校教育の場で、子供達が声をそろへて共に国歌を歌ふことのできる機会を与へてあげてほしい、そして、子供達に国民としての正しい大切な情操を養はせて欲しいといふ願ひになり、その結果晴れの場である入学式、卒業式には各学校で父兄ともども児童・生徒・学生が力いっぱい君が代を斉唱するといふ、望ましい慣行が実現されて来たものではあるまいか。いづれの国の国民も等しく願つてゐるであらうこの慣行が、国民の信託を受け、学校教育全般の責任をあづかる文部省と、直接、児童・生徒・学生をあづかる教員の方々のうちの極く一部の人々との見解の相違によつて、父兄の方々の願ひをよそに、妨げられることになつてしまつては何とも惜しまれてならないことであるので、文部省、日教組の双方が万が一にも論点に不明確さを残さぬやう、その相違点を明らかにし、国民の前に問題点をさらけ出すべきではあるまいかと思ふ。

### (三) 日教組見解への批判

ここで、今一度君が代についての日教組見解を見てみよう。

『君が代の歌詞は、戦前、天皇一家の繁栄をうた

つたもので、天皇帝国家を発想させ、民主主義に適せず従つて民主主義国の国民が歌うべき歌ではない。』昭和八年に改訂された「小学校修身書」の中の一文を見ると、「私たち臣民が『君が代』を歌ふときには、天皇陛下の万歳を祝ひ奉り、皇室の御栄を祈り奉る心で一ぱいになります」とある。これは、この当時の国民にとつて、日本国を総攬されてをられた陛下の御長寿と陛下の御一家である皇室の御繁栄をお祈り申し上げることが、我が国の発展を祈る心、我が国を思ふ心と胸中で一つに溶け合つてゐたといふことを示すものであると思ふ。それが、我が国の国柄の一つであつたと思ふ。

その意味では、この出だしの部分は、事実認識の一部として納得がいく。しかし、ここでわからぬことは、天皇帝国家といふ言葉の実内容である。後の文の続きから民主主義には適さぬものであり、また現在の我が国は天皇帝国家ではないといふ文意になる。君が代の歌詞が日教組の一握りの幹部達にとつて忌はしい天皇制国家なるものを発想させるとしても、それは発想する者の主観であつて、「君が代」の歌詞の意味は、あくまでも、陛下の御長寿をお祈り申し上げるとともに、天皇を中心にして国民が一つになつて生きてゆける代の限

りなく続くことを願ふ思ひの表現である。このことが果して、民主主義といふ言葉の内容に適さぬものなのであらうか。

ここで確認したいことは「民主制（主義）」の対立用語が決して「君主制（主義）」ではないといふことである。民主主義は「democracy」の訳語であり、その語源はギリシヤ語 *demos*（民衆）と *kratia*（支配）に由来し、多数支配といふ意味である。これの対立語は *autocracy*（一人支配）即ち独裁である。*democracy* を君主制の対立語と思はせるやうな民主主義と訳してしまつたところに混乱の原因があるので、この *democracy* を独裁に対する「衆裁」とでも訳すべきと思ふがどうであらうか。

「君主制」に対する概念は「共和制」である。「君主制」にしてもその定義自体、今日はかなり曖昧なものとなつてゐるが、様式としての特徴は次のものになると思ふ。即ち「君主制においては、その国独特の伝統をになはれた天皇、又は国王（女王の場合は女王）と称せられる方々が、血統でもつて世襲的にその国の元首（代表）となる。「共和制」においては、その国独自の方式でそのつど選出された方々が、大統領又は、それに準ずる者として、その国の元首となる。従つて

君主制のもとにおいても民主主義（衆裁）と独裁とがあり、共和制のもとにおいても、民主主義（衆裁）と独裁とがあり得る。即ち、国柄と、実際政治の運営形態とは別ものである。

我が国は、天皇陛下を国及び国民統合の中心（象徴）として仰ぎかつ皇位は世襲のものであるから「君主制」であり、また議會制民主主義の政治形態を採つてゐるので、民主主義（衆裁）である。即ち、政体として立憲君主制・議會制民主主義の我が国に於いて、一体何故、君が代の歌詞が民主主義に適さず、国民が歌うべき歌ではないなどと言ふことができるのであらうか。

『君が代を児童・生徒にうたわすことは憲法違反でもある。君が代を国民に強制することは憲法違反である。』

学校教育を終へた一人前の大人をつかまへて、暴力をも辞さぬ態度で君が代斉唱を強要することは問題があるであらうが、国民の総意のもとに文部省が責任をもつて統轄する国公立学校の公教育の場で、児童・生徒の為に国歌を斉唱する機会をつくるといふ教育的配慮は当然なされねばならぬことであると思ふし、一体何が憲法違反であると言ふのであらうか。自国の国歌を知らぬ国民ほどあはれなものはないであらうし、

また自国の国歌を声をそろへて共に歌ふことのできぬ国民ほど、かはいさうなものはあるまいと思ふ。もし、君が代斉唱にとても耐へられぬといふ先生がをられたなら、さういふ方々は君が代斉唱を行なはぬ特別の私立学校に奉職すればよいではないか。

#### (四) 問題解決への決め手

おそらく、文部省と日教組の間で今後繰り広げられるであらう日本国憲法に照らしての議論は、問題解決の爲の本質的方途とはなり得ないと思ふ。要は、天皇の御位の存続を望むか望まぬかの日本国民一人びとりの覚悟と決意に帰着するのであって、この点に関し、この時点に於いて、日本国民の総意が明確に表明せらるべきことはおそらく心ある日本国民の等しく願ふところであらう。しかし、それとともに望まれることは、文部大臣の君が代についての所信、並びに文部省の正式見解が改めて明らかにされることであらう。

君が代問題の解決の第一歩が「明確なる覚悟」に起点を置く以上、文部省がまづその姿勢をいま一度改めて明確にし、各学校長のこの問題に取り組む決意と覚悟とを促進せしめるべきではなからうか。もし学校に於いて、学校長が自らの人生の全体験を通じて、己れ

の信ずるところを生徒達に述べる気風が生まれさへすれば、それに揺り動かされて、真剣に君が代問題に取り組み始める教師の方々が次から次へと輩出せぬはずはないと思ふのである。

さらに望まれることは、文部省が、児童・生徒・學生に、天皇の御存在と天皇方の御心持ちについて深く考へさせるべき資料（教材）の提供を怠らないことであらう。子供達がそれを見、それを読み、それを味はひ、その感ずる所、信ずる所の集積でもって、将来我が国が共和制となるのであれば、それはそれでいたしかたあるまい。けれども、文部省の行政上の怠慢で小・中・高校の生徒達に、さらに大学生達に、天皇方の御心を味識させ、俾ばせる機会を与へる努力がなされてゐないとしたら、それは文部省がその意志に反して我が日本国を共和制に導くべく努力してゐることになりはしないか。子供達に資料を全く示さず、又教へてあげぬまま、祖先の方々が大切にしてきた考へ方、感じ方について子供達に次元の高い判断を期待することはあまりにも無理ではなからうか。

#### (付記)

昭和四十九年七月二日の日教組の榎枝委員長の君が

代問題についての発言内容は、各新聞記事では以下の通りである。

○昭和四十九年七月二日付毎日新聞夕刊

「日の丸掲揚は各学校の自主性で」 日教組委員長  
△甲府▽榎枝元文日教組委員長は参院選応援のため、  
二日甲府入りし、日の丸君が代問題で日教組の見解  
を次のように述べた。

君が代は戦前、天皇一家の繁栄をうたったもので、  
歌詩（詞？）も民主主義に適せず、天皇制国家を発  
想させる。児童、生徒にうたわすことは憲法違反で  
もある。

日の丸は歴史的にみて日本のしるしだが、軍国主  
義のイメージにつながる。しかし、侵略戦争を二度  
と繰り返さないための旗ともいえ、掲揚については  
各学校の自主判断にまかせる。

同委員長は、この見解を八月の日教組大会に提案  
することを明らかにした。

○昭和四十九年七月三日付読売新聞朝刊

「日の丸掲揚は個人の判断で」 日教組委員長

△甲府▽参院選遊説のため二日、甲府市を訪れた日  
教組の榎枝委員長は、記者会見で、日の丸掲揚や君

が代問題などについて次のように語った。

一、日の丸は国の内外で日本の印として通用して  
いる事実もあるので、日の丸掲揚の強制は絶対  
いけないが、あくまで個人の判断にまかせるべ  
きだ。しかし、君が代を国民に強制することは  
憲法違反だ。

一、教育現場の経験のない官僚だけで占められて  
いる文部省は、体質を改善すべきだ。今後はス  
ト権奪還と合わせ、文部省の体質改善を迫る運  
動を進める。

○昭和四十九年七月三日付朝日新聞朝刊

「君が代」反対、「日の丸」自由、日教組が正式見  
解

参院選の応援で山梨県を訪れた日教組の榎枝元文  
委員長は二日、甲府市の教育会館で記者会見し、君  
が代と日の丸の法制化問題や、日教組の今後の運動  
方針について次のように語った。

一、日教組の正式見解として、君が代には反対し、  
日の丸は自主的判断にまかせて自由とする。君  
が代は歴史的に国歌として歌われてきたが、歌  
詞は天皇のためのものであり、憲法違反である。  
日の丸は軍国主義のしるしとして、不幸な歴史

を背景としながらも、日本のしるしとして内外に通用してきた事実を否定できない。さらに、戦争を知らない若い人たちのイメージは、必ずしも軍国主義につながる。ただ掲揚することを強要するのは好ましくなく、法制化の必要もない。この見解は、先の中央執行委で決めたもので、八月の定期大会で公表する。

一、現在の教育は、教育の定見を持たない官僚行政であり、文部省に教育的な権威がない。日教組に対して偏向教育を進めている革命団体と中傷しているが、公害問題にふれず、真実を隠している現在の教科書こそ偏向している。文部省の体質改善運動を、活動の柱にしていこう。

○昭和四十九年七月二日付日本経済新聞夕刊

「日の丸掲揚は国民の判断で」 日教組委員長語る  
参院選応援のため甲府入りした榎枝日教組委員長は二日の記者会見で

「八月の定期総会で『君が代は国歌とすべきではないが、日の丸の掲揚は国民の自主的判断にまかせる』との中執統一見解を発表する」と次のように語った。

一、君が代の歌詞は天皇ご一家の繁栄が即日本の繁栄という内容で、民主主義国家として憲法に

違反しているので、反対する。

一、日の丸は二十五年ごろから軍国主義日本の旗じるしであるとして反対してきた。当時戦中派が国民の大半を占めていたので、戦争への憎しみからそういうことになったのだが、現在は国民の大多数が戦後派で、日の丸にそういう印象は持っていない。また、日本のしるしとして内外に通用してきた事実も否定できないので、個々の判断で日の丸を掲げるのはさしつかえないとの結論となった。

○サンケイ新聞には記事なし

○赤旗にも記事なし

以上を見ると次のことに気づく。すなはち、

「毎日及び読売新聞では『君が代を強制的に歌はせることは憲法違反である』となつてゐるのに対し、朝日及び日経新聞では『君が代の歌詞の内容それ自体が憲法に違反してゐる』となつてゐる。」

このくひ違ひについて日教組の文教局に問ひ合はせるところ、次の返事が返ってきた。

「七月二日の発言は、自民党の攻勢に対してかなり無理をして出したものである。現在榎枝メモは残つて

いない。」

そこで、ここでは毎日及び読売の記事を参考にさせていた。もし、日教組の中央執行委員各位が、朝日並びに日経新聞に掲載された榎枝発言と同様の考へをもってをられるなら、日本国憲法の第一条をよくよく見直して欲しいものである。

「第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」



敗戦と占領をめぐる今上天皇

新日本製鐵(株)勤務 今 林 賢 郁



(一)

昭和二十年八月十五日——それは祖国がはじめて味はふ屈辱と痛恨にみちた日となった。強烈な夏の陽ざしがさんさんとふり注いでゐたといふその日、緊張と静寂が支配する中で国民が拝した陛下の御言葉は、四年余にわたる大東亜戦争の終りを告げるものであった。

「今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス：然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ以テ萬世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ」「宜シク挙国一家子孫相伝ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ」との深切なる御言葉は、祖国がひきうけなければならぬであらう厳しき行末を告げてゐた。

この御放送の直後、国の中には「シーンとした一瞬の静寂」が訪れたといふ。国家の存亡を前にして、文字どほり生命を賭けて戦つた戦に祖国は敗れたのである。今や喧噪はすべて去り、国民の前には敗戦といふ重くて動かすことのできない現実のみが立ちはだかつてゐた。思つてもみなかつた祖国の完全敗北を前にして、不安と虚脱と痛苦の思ひが国民の心の中を激しく

突き抜けたであらう。一体日本はこれからどうなるのか。死か。滅か。再生か。——ギリギリの思ひが複雑に交錯する中で、国民の心の中にはかつてなかつたほどの鮮烈さをともなつて、国といふ全体像がまざまざとよみがへつてゐたのではないだらうか。皮肉なことに、敗戦によつて、一瞬国家の死を直感したまさにその時、国家は国民の心の中でひそかに息づきはじめたといつてもよい。思へば、寂として声なきこの一瞬、いくたの国民はまがふことなく国家に直接し、その厳粛なかかはりの中で、自己がどこにつながつて生きてゐるのかといふ所屬と共生の問題が、人間にとつてどれほど切実な問題であつたかといふことを痛切に思はしめられたのではなかつたか。国が敗れてその深淵を垣間みたととき、人は黙することによつて辛うじてその緊張に耐へた。当時幼児であつた私には、この日の記憶は全く存在しないが、三十年前のこの日を今にして想つてみても、このやうな何とも名状し難い厳粛さが私の心をおそふのである。

今やたよるべきものは何ひとつなく、身も心も疲弊した国民の前に残されたのは、瓦礫と化した国土と戦に敗れた悲しさが突きあがる慟哭であつた。だが、「堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ」御自ら苦難の道を歩

き給ふとの陛下の御心に接し、国民は再び氣力をふりしぼって再興にたちあがったのであった。敗戦といふ仮借なき艱難を前にして、国民は天皇の御心を拝察しそこに帰一し奉った。それは文化のもつ無言の力であつて、天皇制といふ単なる政治制度以前の、日本が天皇と共に存続してきたといふ厳然たる歴史的事実に対する敬虔な心の表出そのものであつたと思ふ。

「終戦の御詔書」にあらはれた陛下の御言葉はまことに痛切きはまらないものであるが、しかし、これは悲しみの御詔書ではない。確かに祖国は史上空前の敗北を喫した。しかし、「朕ハ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在ル」る以上、国家の生命は不滅であるといふ強き御確信の御宣言でもある。陛下は国民の英智と直き心を信じられた。国民は、国民の心を御自らの御心として国家と国民の平穩を祈り続けられてきた陛下の御心を信じ奉った。このひろやかで限りない信の力を信知せられてゐた陛下の御決断が国家を存亡の危機から救つた。もし、この御決断がなければ、当時の情勢からして国家は敗戦にくはうるに国内分裂を生じ、收拾がたい惨状に陥つてゐたであらうことは疑ひない。かうして国民は、きたるべき苛酷な行末を覚悟しながらも、陛下の深い御

心を偲び奉り、祖国が再び立ちあがる日を心深くに期して戦ひを終へたのであった。この昭和史の厳肅な一頁は、肝に銘じてわれわれの心の中に永く生き続けさせなければならぬであらう。

(二)

しかし、このやうな歴史の事実を無視して、例へば次のやうに書くことも可能ではある。

「戦争の終結は戦争勢力の戦術転換として行われ帝國憲法下の支配体制をそのまま温存した状態の中でポツダム宣言が履行されるといふ事態が現出した。もともと支配者たちが降伏にふみ切つたのは……戦争を継続していれば「国体の護持」が困難になるといふ動機に基づくものであつて、国民を戦争の惨禍と非民主的な圧制から救い出すためではなかつたのである。帝國憲法的支配体制の維持のために降伏の道を選んだ権力者たち……」(家永三郎「帝國憲法と日本憲法」―憲法問題研究会編「憲法読本」(上)所収・右波新書)

「明治憲法は、天皇をとり巻く官僚がお膳立てをしたにせよ、天皇主権の建前のもとに制定され、その憲法のもとで、軍部にかつがれたにせよ、国の運命にかかわる大戦が、天皇の詔勅によつて始められ、敗戦の

結果、国民主権の現行憲法に変えられた。もしも、はじめから国民主権の建前がとられていたならば、日本は別の経路を迎ることができたであろう」

(清宮四郎「国民主権と天皇制」—前掲書所収)

いづれの見解も戦後流行の有力な思考パターンであるが、ここには自分もその一人としてあの戦時下を生きた抜いた国民の一人であったといふ痛感のひとかけらさへもない。国家が背負はされた運命をひややかに眺めながら、自分は終始あの戦争に反対であったし、従って敗戦といふ結果にもいささかの痛痒も覚えなかつたといふのならそれはそれでよい。しかし、それにしても「はじめから国民主権の建前がとられていたならば、日本は別の経路を迎ることができたであろう」とは何といふ言ひ草であるか。これは観念のもてあそび以外の何物でもない。あの暴風雨のやうな時代の只中において、清宮氏は、「国民主権」であれば、「日本は別の経路を迎ることができたであろう」と本気で考へながら生きてゐたといふのであるか。私にはほとんど信じられないことであるが、もし本気であつたといふのなら、氏は当時生命をかけてその論陣をはり続けた苦しい経験をもつてゐるのか。私は寡聞にしてその事実を知らないので教へを乞ひたいと思ふ。そして、氏の

この言論が、のちの「国民主権」の時代の中で語られたのではなく、「天皇主権」であつた時代との厳しい緊張関係のなかで展開されたものであつたことをはっきりさせていただきたいと思ふ。この際、当時は言論の自由も表現の自由もなかつたといふやうな弁明は一切無用である。それを叫ぶのなら、それに屈して黙した自己の弱さをまづもつて思つてみるべきである。この自己への厳しい問ひかけがなされないままに発せられる言葉には、常に感傷的で時代への甘えと自己への自惚れがつきまとつてゐる。このやうな例は戦後無数にあるが、私はそのやうな一文にふれるたびに、自己の悩みや苦しみは、心の奥深くにひめて泣き事を言はずに死地に身を曝していつた幾多の戦没者のことが思はれてならない。

家永氏の一文にも清宮氏と同様な疑問を覚えるものであるが、ことに戦争終結に関する氏の見解には全く納得できないものがある。確かにポツダム宣言の受諾にあつては、「国体護持」が最重要課題であつた。この問題の取り扱ひについて当時の政府がいかに苦慮したかは既にいくたの資料によつて明らかにされてゐる。国体護持を唯一の条件として、他は無条件にポツダム宣言を受諾すべしといふ意見と、この条件の他に、

本土の保障占領はしないこと、在外日本軍隊は、降伏、武装解除の処置をとることなく、自主的に撤退したる上復員すること、戦争犯罪人の処罰は国内において処理すること、といふ三条件の承諾を要し、もし拒否せられし場合は断固戦ふべしとの意見の対立は極めて激しかったが、それは断じて「戦争勢力の戦術転換」などといふいい加減なものではなく、どちらも生命を賭けた必死の議論であった。肇国以来、天皇と共に歩み来たこの日本の歴史的事実とその間に育まれてきた日本の生き方に対する確信と愛着は少なくとも両者に共有されてゐた。たとへ降伏しても、天皇と共に国家が存続する以上、日本民族が減じることはない。この日本の生き方が護持されてゐさへすればいつの日か必ずや日本は甦へるであらう。その不動の確信こそは、敗戦を前にした民族の最後の生命線であつたのだ。

ポツダム宣言発出、広島・長崎への原爆投下、ソ連の対日宣戦布告といふ情勢の激変によつて事態は最悪を迎へ、国家は愈々戦争終結か継続かの最終決定を迫られることとなるが、ここに至つてもなほ和平降伏論と徹底抗戦論は対立して相譲らず、つひに結論は八月十日の御前会議へともちこまれることとなる。ここでわれわれは、この国家の重大かつ緊急時において、陸

下がいかなる御心境であらせられたかをお慰び申しあげ、もつて天皇といふ御方の御心に直接したいと思ふ。

(三)

昭和二十年八月九日、午後十一時三十分より開始された御前会議は、和平論と抗戦論が激しく対立し、三対三のまま遂に一致点を見出せず、ここに時の首相鈴木貫太郎は陛下の御決裁を願ひ出たのであつた。時に翌十日午前二時であつたといふ。極度の緊張感と極度の静寂が支配する中で、陛下は、「とぎれとぎれに、抑揚もみだれ、考え考え、一言ずつ絞り出すよう」にして次のやうなことをおほせられたといふ。

「戦争がはじまつていろいろ陸海軍のしてきたことはどうも予定と結果が大変違う場合が多い。……このやうな状態で本土決戦に突入したならばどうなるか、わたしは非常に心配である。あるいは、日本民族は、みな死んでしまわなければならないことになるのではないかと思う。そうなれば、皇祖宗宗から受けついできたこの日本という国を子孫につたえることができなくなる。日本という国を子孫につたえるためには、一人でも多くの国民に生き残つていてもらつて、その人たちに将来ふたたび立上つてもらはうほか道はない。

これ以上戦争を続けることは、日本民族ばかりでなく、外国の人々も大きな損害を受けることになる。わたしとしては、忠勇なる軍隊の降伏や武装解除は忍びがたいことであり、戦争責任者の処罰ということも、その人たちがみな忠誠を尽した人であることを思うと堪え難いことである。しかし、国民全体を救い国家を護持するためには、この忍びがたいことも忍ばねばならぬと思う。わたしはいま、日清戦争のあとの三国干渉のときの明治天皇のお心持を考えている。みなの方は、この場合、わたしのことを心配してくれると思うが、わたしはどうなってもかまわない。わたしは、こういうふうを考えて、戦争を即時終結することを決心したのである。」（迫水久常「機関銃下の首相官邸」・恒文社）

かくして御聖断は下った。まことに御心あふれる御言葉である。悲痛な心から絞り出された言葉の真実とはこのやうなものをいふのであらうか。国民と国家の行末のみをひたすら思ひ続けながら生きてこられた陛下の御心をお偲びすれば、肅然たる思ひが私の心をみたすのである。

ともあれ、ここにはじめて戦争終結が決定したのであるが、両論の対立は其の後またしても繰り返へされ

ることとなる。すなはち、ポツダム宣言の受諾に関する日本政府の申入書（「右宣言ハ天皇ノ大権ヲ變更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ受諾ス」）に対する回答（バーンス回答）は、この申入れについての見解には直接ふれず、「日本政府ノ通報ニ関シ吾等ノ立場ハ左ノ通りナリ」として「天皇及び日本国政府ノ権限ハ……連合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カラルモノトス」「最終的ノ日本国ノ政治ノ形態ハ『ポツダム宣言』ニ遵ヒ日本国民ノ自由ニ表明スル意思ニヨリ決定セラルベキモノトス」とのべてゐた。この回答をめぐる、申入書の趣旨を了解したものと認めるとする意見と、これでは国体の護持はできずとの判断から再照会すべしとの意見が再び対立した。そして時は八月十四日、愈々最後の御前会議となる。降伏反対に立つ者は、順次その旨を声涙ともに下りつつのべ、意見をのべる者のすべてが終った。鈴木首相がその旨を申しあげると、「陛下はおうなずきになって、外に意見がなければわたしの意見をのべる。皆のものはわたしの意見に賛成してほしい」と前回の御前会議のときと同じやうな御様子で御心境をおのべになった。

「反対論の趣旨はよく聞いたが、私の考えは、この前いったことに変わりはない。私は国内の事情と世界





どのやうに映つてゐたか。

「私は戦争でほとんど完全に破壊された一つの国家を再建する、という仕事を課せられたのであった。私がかつて学んだ道義的な教えや、自分のもつ個性や、あるいは私の心の底にある人間性といったものからと、かく何かをひきずり出して、この政治的、経済的、精神的空白の中に名譽、正義、同情の觀念をつぎ込むという任務に当面していた。日本はいまや、國民を全体主義的な軍部の支配から解きはなち、政府を内部から自由化するといふ実験の一大研究所となつたのである」(「回想記」・朝日新聞社)この祖国の行末が一人の軍人の手の中にあり、しかも、國家が「実験の一大研究所」とみなされたといふ痛恨事は、戦ひに敗れた結果とはいへ、余りにも無残な悲哀といはなければならぬ。マッカーサーを目の前にして、國民は再び不安と虚脱と痛苦の思ひにおそはれたことであらう。しかし、夙に指摘されるやうに、アメリカの將兵たちを迎へられた國民の反応の中にある種の明るさともなつてゐたことも事実である。この精神状況についてはさまたまな説明が可能であらうし、實際、これまでにもいく通りもの指摘がなされてきた。いはく、「日本人の狡さ」「実利主義的な日本人の倫理観」「日本人の

適応性」「天皇の命令への服従」等々。そのいづれもがある側面の事実を物語つてゐるかもしれない。確かに、長い戦ひに疲れきつてゐた國民の心に、終戦後、まさに束縛から解き放たれたやうな解放感と自由の感情が支配したといふことに偽りはなかつたであらう。「けふからは爆撃もなく、電灯に黒布をかける必要もなくなつた」といふ感慨には正直な実感がこもつてゐる。しかし、その解放感と自由が、「敗戦」を「終戦」といふ日本語におきかへ、「占領軍」を「進駐軍」とよびかへる感覚と直結した時、敗戦の実感はずいぶんなつたといつてよい。敗戦の屈辱から少しでも逃れようとして工夫された巧妙な言語魔術といふべきである。爾來、このやうな言語魔術が戦後史に与へた影響の波紋は大きい。この戦後、無数に構築された言葉の影で、實相は愈々曖昧化されたといつても過言ではない。だが、自己に忠実に切実な思ひで日々を生きようとしてゐる人間の心に刻印された過去の出来事は、言語手段によつて忘れ去られるほど簡単なものではない。自分もその一人として生きた過去の日々を忘れたいからといって、實相の曖昧化のなかで生きていけるほど人間は非情な存在ではない。例へば、佐伯彰一は後になつて次のやうに書いてゐる。

「梅崎春生の遺作『幻花』の主人公は、敗戦後に軍隊から解放された際、通った土地を再訪して、二十年前をまざまざと思い出す。「ああ、あの時は嬉しかったなあ。あらゆるものから解放されて、この峠にさしかかった時は、気が遠くなりそうだった。」ぼく自身もまた、長い戦争と死からこの「気が遠くなりそうない」解放感ほ、しかと身におぼえがある。これから三年のうち、職業を五つも六つも変えてやろう、などと思つてみたものだ。しかし『幻花』の主人公の解放感の思ひ出はただちに彼の部下であつた死者の思ひ出をよび起さざるを得ない。いわば生き残つた男の戦時中の死者に対するやましき、後ろめたさと同重なり合ひ、いりまじるので。同じようなやましきがぼくの中にも生きている。ぼく個人の自由と解放は、無数の死者たちの犠牲に負うものであり、またぼくの属する国の敗北と弱体化、無力化を代償として得られたものだ、という事実を忘れさせることはできない。」（「日本を考える」・新潮社）ここには明晰で誠実な精神が、この戦後をどのやうな思ひで生きてきたかの一つの証がある。経済的窮境が著しく、国家全体がその日をいかに生き抜くかに心を砕いてゐたのが当時の状況であつてみれば、このやうな思ひがすべての国民に共有されてゐたと言

へば正確を欠くであらう。とにかく国民は今日を生きたためにひたすら働らかねばならなかつた。人々は文字通り脇目もふらずに働らき、経済立国主義を国家目標とした日本は、その後不死鳥のやうによみがへつた。だが、奇跡ともいはれた戦後の復興の中で、その繁栄に酔ひしれることもなく、祖国の敗北の痛さと同胞の死の重みを忘れず、ひと知れず心を痛めながら生きてきた名も無い多数の国民がゐたこともまた事実なのである。戦争体験を有しない私には、「いわば生き残つた男の戦時中の死者に対するやましき、後ろめたさ」といった感慨は共有しない。しかし、少なくとも、今日の日本の基礎が「無数の死者たちの犠牲に負う」ものであるといふ事実はいつも心の中に生きてゐる。

(五)

九月二日、連合国最高司令部を東京に設置したマッカーサーは、ここに占領を開始した。連合国最高司令部としてのマッカーサーの権限はまさに至上のものであつた。

「降伏の瞬間より、天皇と日本政府の国家統治権は貴下に従属し、貴下は降伏条件の実施に貴下が必要と認める措置をとる。……われわれと日本との関係は、

契約によるものでなく、無条件降伏によるものである。貴下の権力が至上のものである以上、貴下はその権力について日本側が疑義をさしはさむことを許してはならない」(八月十一日付連合国からのマッカーサーへの通達)

「実験の一大研究所」とみなされた国家は、マッカーサーのかうした絶大な権力を背景として管理されようとするのである。「われわれと日本の関係は、契約によるものではなく、無条件降伏によるものである」との一文は、苛酷なる占領政策を思はしめるに十分であるといふべきである。果せるかな、九月十二日付の「降伏後における米国の初期の対日管理方針」には、このアメリカの意向が明確に語られてゐる。「天皇および日本政府の権力は……一切の権力を有する最高司令官に隷属する」「最高司令官は米国の目的を達成する限りにおいては、天皇を含む日本政府機関および諸機関を通じてその権力を行使してよい」「右方針は、最高司令官に、米国の目的達成を目的とする前進的改革を抑えて天皇または他の日本政府機関を支持させるものではない。すなわち右方針は、現在の日本統治形式を利用しようとするものであって、これを支持しやうとするものではない」かくて、天皇を中心とする日

本の統治機構は、占領政策実施のための「利用」機関として、完全に占領管理機構の下部組織にくみいれられたのである。この「管理方針」にもとづき、マッカーサーは矢次早に占領政策の指令を発した。因みにその指令を概観すれば、九月十一日、戦争犯罪人の逮捕、同二十七日、新聞、通信の自由に関する制限の撤廃、十月四日、自由の指令、そして同十一日には、新任挨拶に訪問した幣原首相に対し、マッカーサーは、婦人の解放、労働組合の助長、学校教育の自由主義化、民衆生活を恐怖に陥れたやうな制限の廃止、日本経済機構の民主主義化の五大改革の速やかな実施を命じた。この指令は以降、婦人参政権の賦与、労働組合法の制定、修身、日本歴史および地理の授業の停止、治安維持法、治安警察法の廃止、財閥解体、農地改革等々となつて強力に実施に移されていくのである。これらすべて、マッカーサーが日本に進駐してから四ヶ月以内に行なはれたのであつた。占領政策の苛烈さを示してあまりあるものがある。

然らばかれらは天皇をどのやうにみてゐたか。「オーストラリアも、オランダも、そして多少とも英国さえ、戦争の残虐行為の責任を問う身代りのヤギを捜していた。東条大将とその一味だけでは不十分で

あつた。なぜ、天皇ではいけないのか。すべてが天皇の名前で遂行されたのではないか。彼らはワシントン  
の有力な一派によつて「天皇の責任」を問うという欲  
望にかきたてられた。ワシントンのこの一派は、君主  
政治のすべての考え方に反対で、皇位を奪すれば日  
本国民に有益な教訓となり共和政治の利点を学ばせる  
ことになると思つていた。「マッカーサー司令部でさ  
え、天皇に対する全般的な見解は冷淡ないし軽蔑のそ  
れであつた。司令部のだれひとりとして（マッカーサ  
ー元帥自身も含めて）日本歴史に精通していなかつた  
ため、天皇のもつ意義とその協力者としての非常に大  
きな可能性を正當に認識できないようであつた。天皇  
を、それ相当の刑罰をうけるべき戦犯と考える者と、  
あやつり師がつかまつたいまとなつては、投げ捨てら  
れるほかに痛ましい近視眼の小人形だとする者にと  
意見が分かれた」。「元帥は最初のうち天皇の地位につ  
いてはたいして気にとめていなかつた。彼はすべての  
事実を知っているわけではなく、また聞かされた話の  
大半にも懐疑的で、ただ天皇裕仁は他の將軍たちと同  
じように悪い人間だという考え方に傾いていた」（レ  
・モズレー 高田市太郎訳「天皇ヒロヒト」・毎日新  
聞社）

天皇とともに生きてきた民族としての体験にも記憶  
にも無縁であつた以上、天皇制に関するかれらの理解  
が所詮はこの程度であつたといふのもけだし当然であ  
るといふべきであらう。ポツダム宣言によつて、天皇  
制の存廃は少なくとも「日本国民ノ自由ニ表明セル意  
思」にゆだねられてゐたとはいへ、例へばここにいふ「  
ワシントンの有力な一派」によつて主張された「日本  
をして過去において危険な存在たらしめたもの、そし  
てまたわれわれが気を許せば将来も日本をして危険な  
存在たらしめるであろうところのものは、第一に日本  
人の天皇崇拜であつて……天皇制は、時代錯誤的か  
つ封建的な制度であり……このような制度をそのま  
まにしておくことは、これが過去におけると同じよう  
に将来においても悪用される大きな危険をはらんでお  
り……天皇が現在われわれにとつて便利な存在だと  
しても、長い将来にわたつて考えてみると、今から一  
世代先に天皇が最大の危険の源泉になるかも知れない  
……日本の超国家主義者と産業的擴張主義が過去に  
おいて天皇制を利用したと同じように将来わたがびこ  
れを利用するようにならば、われわれがすでに  
失つた生命は無益な犠牲であつたということになり、  
しかも将来の新たな戦争においてわたがび生命の犠牲

をくりかえすことになる」(七月六日付マックリーシユ國務次官の意見書「日本の無条件降伏について」)といふが如き意見が蔽に存在してゐたことを思へば、天皇制の存続に関する事態は、まことに峻烈をききめてゐたといふべきである。

国内における天皇制論議は、マッカーサーの幣原内閣に対する憲法改正の示唆を契機として活発になり、所謂天皇の責任(退任)論は、極東裁判開廷とともに高まり、判決終了とともに消えた。

(六)

それでは、陛下御自身は、戦争終結後の日々をどのような御心境でおすごしになつてをられたか。ここに再び陛下の御心を拝察し、日本の天皇とはいかなる御方であらせられるかをお偲び申しあげたいと思ふ。陛下は戦争終結にあたり、「わたしはどうなつてもかまわない。わたし自身はいかにならうとも、わたしは国民の生命を助けたいと思う」との悲痛な御決意のもとに御聖断を下された。そして、敗戦直後の八月二十九日には、陛下は木戸に対して、「自分一人が引受けて退位でもして収めるわけにはいかないだらうか」とおもしろしになつたといふ。更に昭和二十三年十一月二十

日付の毎日新聞には、昭和二十年の暮近く、戦犯容疑者として天沼樞密院議長、広田元首相、近衛元首相、木戸内府令らに逮捕令が下ったとき、陛下は石渡宮相に「みんなの身代りになることが出来れば、ともさらされ泣きくづれてしまはれた」といふ当時の模様を伝へてゐる。陛下は、御自らの御一命に代へてまで、国民の生命を救はんとのみ念じられながら身を処せられてゐたのである。そして昭和二十年九月二十七日、陛下はその御心のままにマッカーサーを訪問されたのであつた。その会見の内容は既に周知の事実ではあるが、それは歴史上の蔽然かつ不滅の事実として、永く語りつがれていくべきことであることを思ひ、ここに再び書き留めておきたいと思ふ。それを記すにあたり、その真相が国民の前に明らかになつたのは、実に会見から十年後の昭和三十年のことであつたことを特に心に銘記したいと思ふ。昭和三十年、当時の外務大臣重光葵が米国に赴き、マッカーサーから直接聞くに及び、心ふるへるままに読売新聞紙上に寄稿することによつて、はじめてその真相が明らかとなつたのであつた。この十年間、陛下はその内容について遂に一言もおもしろしにならなかつたのである。天皇責任論、天皇制廃止論が沸きたつ以前から、陛下は国民の生命と飢餓を

救はんとして御宸襟を悩ませられ、その論議が高まる中においても、一言の弁解もなされず、ましてやマッカーサーとの会見内容にふられることもなく、すべてを陛下御一人の御心のなかにひめて敗戦後の日々をたへぬいてをられたのである。陛下のその御心を拝察すれば心底胸塞がる思ひが迫るのみである。

さて、会見の内容とはかうである。陛下は御用車のタイムラリーに宮内大臣と向ひ合せにお乗りになって、大使館に到着された。マッカーサーは、陛下と迎賓館の端にある暖炉の前にすわり、彼は陛下に米国製のタバコを差出した。

「私が米国製のタバコを差出すと、天皇は礼をいつて受取られた。そのタバコに火をつけてさしあげた時、私は天皇の手がふるえているのに気がついた。私はできるだけ天皇のご気分を楽にすることにつとめたが、天皇の感じている屈辱の苦しみが、いかに深いものであるかが私にはよくわかつていた。私は天皇が、戦争犯罪者として起訴されないよう、自分の立場を訴えはじめたのではないか、という不安を感じた。連合国の一部、ことにソ連と英国からは、天皇を戦争犯罪者に含めるといふ声がかかなり強くあがっていた。現にこれらの国が提供した最初の戦犯リストには、天皇が筆頭

に記されていたのだ。……しかし、この私の不安は根拠のないものだった。天皇の口から出たのは、次のような言葉だった。

「私は、国民が戦争遂行にあたって政治、軍事両面で行なつたすべての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の裁判にゆだねるためにおたずねした」

私は大きい感動にゆさぶられた。死をともしなうほどの責任、それも私の知りつくしている諸事実に照らして明らかに天皇に帰すべきではない責任をひきうけようとする、この勇氣にみちた態度は、私の骨のズイまでもゆり動かした」(「回想記」(下)・朝日新聞社)

陛下は国家と国民の行末を思はれ、その御一命を敵将の前に投げ出されたのである。陛下の御心とはかくも深切きはまりないものであった。われわれが属してゐる日本とは、このやうな御方を戴いてゐるのである。われわれは、喧騒と贅言を離れ、われわれひとりひとりの心の中で、この日本の国柄を静かに問ひ返し、国の活力を内的に支へてゐる源泉が奈辺にあるのかについて再思三思することの必要さが思はれてならない。

これまで触れてきたやうな陛下の御心は、長く厳しき冬にも似た占領期においても、国民の心の中に确实

にうけとめられ生きてゐた。私はその一例として、木下道雄著「宮中見聞録」の中の「皇居勤労奉仕発端の物語」の一節を引用したいと思ふ。元侍従次長であつた木下氏は、その心うたれる光景を心をこめて書き綴つてゐる。私はかつて、木下氏の講話を拝聴する機会に恵まれたが、その折、氏は「私はもう年を取つてをりますから、いつお別れするかわかりませんが、みなさんはお若いから、よく私の言ふところに気を留めて聞いておいていただきたい」と話をはじめ、最後に「どうかお達者で、いつまでも日本をひきうけてゐつて下さいませ」と結んだ。木下氏が故人となつたいま、私はその時の氏の謹厳な表情とともに、この言葉を無量の思ひで想ひ返すのである。

さて、皇居勤労奉仕は、東北地方から上京した青年の一群によつて、敗戦の年の暮れにはじめられたものであるが、ここに引用しようとするのは、その皇居内の清掃作業がいよいよ始まるといふ昭和二十年十二月八日の模様である。陛下は、その清掃作業が始まる前にその青年たちに会ひたいとのべられ、作業現場にお出ましになつたのである。ここに前例のない御対談が始まり、陛下の御質問は次から次へとなかなかあきまじな

「かれこれ、十分間ほどお話しがあり、何とぞ国家再建のためにたゆまず精を出して努力して貰いたい、とのお言葉を最後に、一同とお別れになり、またもとの路をお帰りになるべく、二、三十歩あるきになつたそのとき、突如列中から、湧き起つたのが、君が代の合唱であつた。当時、占領軍の取締りがやかましく、殆んど禁句のように思われて誰も口にすることを遠慮していた、その君が代が誰に相談するでもなく、おのづから皆の胸の中から、ほとばしりてたのであつた。

ところが意外にも、この君が代の歌、ごえに、陛下はおん歩みを止めさせられ、じつと、これをきき入つておいでになる。一同は君が代の合唱裡に、陛下をお見送り申上げようと思つたのであろうが、このお姿を拝して、ご歩行をお止めしては相済まぬ、早く唱い終らねば、とあせればあせるほど、その歌声は、とだえがちとなり、はては嗚咽の声に代つてしまつた。見ると、真黒な手拭を顔に押しあてた面伏しの姿もある。万感胸に迫り、悲しくて悲しくて唱えないのだ。私も悲しかった、誰も彼も悲しかった。しかし、それは、ただの空しい悲しさではない。何かしら言い知れぬ大きな力のこもつた悲しさであつた。」

「何かしら云い知れぬ大きな力のこもつた悲しさ」が、

そのまま復興の原動力となつたのではないだらうか。敗戦後の苦しくまた厳しきさ中においても、陛下の御心と国民の心はまちがひなくつながつてゐた。相互の「信」はゆるぎなく持続されてゐたのである。この「信」がゆるがず、そこにこめられた無限の思ひが存続する限り、日本はこれからも依然として日本らしく生き続けるであらう。

(七)

陛下は昭和四十五年、「七十才になりて四首」と題して次のやうな御歌をおよみになつた。

七十の祝ひをうけてかへりみればただおもはゆく思ほゆるのみ

ななそちを迎へたりけるこの朝も祈るはただに国のたひらぎ

よろこびもかなしみも民と共にして年はすぎゆくいまはななそち

ななそちになりしけふなほ忘れえぬいとせ前のとつ国のたび

簡潔な御言葉づかひのなかに、陛下の限りなく深い御心を思はしめられる御歌である。

思へば、この半世紀は文字通り波瀾と激動にみちた

時代であつた。この五十年間、われわれはいくたの戦火に遭遇し、国家の完全敗北といふ痛苦の経験も味はつてきた。それから三十年、荒唐から復興へと結集されていった民族の英智と努力が今日の日本を生んだ。そして、戦時・平時を問はず、そのいづれにおいても、国家と国民の平和と安寧のみを祈念し続けられ、国難にあたつては、御身を挺せられて危機の打開に努められてきたのは、ほかならぬ陛下その御方であつたのである。この陛下を前にして、その「戦争責任」などと果して誰が言ひうるか。もとよりそれを言ふは自由である。しかし、その論をなす者は少しは正直に自己の心に問ふてみるがよい。時としてうかびあがり、そして消えていく戦争責任「論」などといふ次元とは全く異つた、もつともつと奥深いところで、この国の行末に思ひをはせ給ひ、この五十年を生き抜いてこられた陛下の歩みに物申すほど、自己は厳しくこの半世紀を生きてきたか、を。

先年の御訪欧の折、陛下は、「この半世紀は日本にとつても、私自身にとつても苦難と辛苦の連続であつた」とおほせられ、昨年の御訪米では、今次大戦について、「私が深く悲しみとするあの不幸な戦争……」と御述懐になつた。陛下にとつては、国家の「苦難と



辛苦」はそのまま陛下の「苦難と辛苦」であり、国家の「不幸」はすなはち陛下の「不幸」であった。

このやうな御方であればこそ、「よろこびもかなしみも民と共にして」とうたはせ給ひ、「祈るはただに国のたひらぎ」と祈念し給ふのである。この、かくも広やかで深々とした御心。このやうな御存在に比すべきものが他にあらうか。天皇制を支へてきた内なる力は、この天皇の御心に感應した国民の心であったのである。天皇の御心を偲ぶこと——われわれはそこをスタートとして天皇を語らねばならぬ。われわれがその心的作業に取り組むとき、天皇問題ははじめてその全貌をあらはすであらう。そして、それは結果として、「私にとっての天皇」つまりは「私にとっての国家」といふ問題にわれわれを真向はせることになるのではないか。



天皇の祭祀と日本文化

国学院大学大学院生 津 下 有 道

- (一) 「天皇論」の横行について
- (二) 啓蒙主義、合理主義、唯物論批判
- (三) 天皇の見方について
- (四) 天皇の位格と祭祀
- (五) 日本文化について

(一) 「天皇論」の横行について

「天皇」について、現在日本の国の歴史が肇つて以來と言へる程度の量の言論が横行してゐる。この事実をどのやうに見るか、その「見る」事が実は簡単な事ではない。日本語で「見る」と言ふ時、その意味する所は極めて広い。先づ「ちよつとだけ見る」と云ふ場合。これは見る対象（物）を、そこに在るものとして気付く、或ひは認める働きを意味する。従つて対象に向ふ見る働きは、その本来有する機能を充分に發揮しない。「垣間見る」と云ふ表現がこれに当る。次に見る機能が充分に發揮された場合、即ち、普通に「見る」と云ふ場合でも、物が物として見られる場合、その見る事を為す者（行為者）が何人であつても、同じものとしてその物が見える場合とさうでない場合とがある。前者の場合を普通「客観的」と言ひ、後者を「主観的」と言ふ。それは、何人にも同じ様に見える物は、これが何人の前にも明らかな物として、見る働きの目的となつてゐる（即ち「客体的」である）のに対し、一方は誰にでも同じ様には見る事が出来ず、特定の人のみ見る事が出来ると考へられる事から個々の見え方である、と云ふ意味である。近世ヨーロッパに成立し

た、自然科学の見方は、自然に生起する諸々の現象を、厳密に条件の付けられた側面で観察し、法則を確立する。その際実験と高度に展開した数学が活用される事によつてその認識は精密さを確保するに至つたが、この自然科学が、そのもつ精密さ故に人間の物質世界の運用に活かされ、技術の著しい発達をもたらし、これが為、現代の世界は物質的側面で見ると、その相は従来の世界と一変した。人間にとつて技術のもつ意味は、有用性、役に立つ所にある。今日の人々の生活上の利便はこのヨーロッパに成立した技術の発達によつて可能となつた。技術が人々の生活を著しく便利にした事が、人々の物の見方に強い影響を及ぼし、自然科学の物の見方が、物の唯一の正確な見方である、と考へる傾向が生じた。さうした考へを正しいと思ふ人は、自然科学の見方が客観的な物の見方である事から、およそ個人個人の物の見方は、それが正確である為には自然科学の知識か、それに近い物質現象的資料の裏付けがなければならぬ、と考へるに至つた。さうしてさうではない物の見方は「主観的」と云ふレッテルをばつてこれを個人の気まぐれや、恣意による物の見方と決め付ける事を、「科学的」な物の見方である、と考へる様になつた。また近世ヨーロッパ人の物の見方を

成立せしめた歴史的要因には、自然科学の研究がもたらした、ヨーロッパの中世的世界観の変更を余儀なくさせた自然の見方（コペルニクスによる地動説の提起は決定的であつたと云へる）、東洋貿易や航海術の発達による、ヨーロッパ人の地理的視野の拡大、ヨーロッパの歴史が幕を開けて以来、その歴史の基本的枠組を構成したと見られる、世俗王権と、権力と無関係ではあり得なかつたローマカトリック教会の併立の状況（古代に於いてローマを滅ぼしたゲルマン諸族が建てた部族国が、文化的には、ローマ世界が公認したキリスト教に改宗した結果、ローマ教会は世俗の王権を超えた宗教的権力を獲得してヨーロッパ中世世界に君臨するが、世俗の王権とローマ法王の宗教的権力との抗争の歴史が物語る通り、中世に於ても両者は充分に調和的併立を保ち得ず、近世に至つて国王が統一的権力を強めて来るとローマ教会はその世俗的力を弱めるに至つた）等の他に、ヨーロッパ近世の歴史を、全般的に著しく世俗性の側面に於て開展せしめる事となつた、フランス革命に破局的に現はれた如き、個我的物質的利益の獲得を、人生に於ける最上の意義と見る、物質主義的物の見方（傾向）を見逃すわけにはゆかない。この傾向は中世社会を経済上崩壊せしめた原因と

して考へられる、貨幣経済の発展による近世市民階級の勢力増大と無関係ではあり得ない。良かれ悪しかれ、ヨーロッパ近世史に於けるフランス革命の後世に及ぼした影響は、人類の歴史が始つて以来、その影響が全世界的なものであつたと云ふ意味で、近代自然科学及びこれと密接不可分の結び付きを成す現代技術の其と同程度であると云へる。革命国家シナでも、この影響の結果、フランス革命の思想を、マルクスレーニン一毛沢東の思想に継受し、あたかもヨーロッパ絶対主義の君主主権論が、フランス革命によつて人民主権論へと入れ替はつた様に、天命思想がマルクス主義の労働者階級の人民主権論に変容した。このフランス革命の思想は、人民主権論に他ならない。その徹底した表現はルソー（J. J. Rousseau 1712—78）によつて与へられた。ルソーによれば、人は生れる折は自由であるのに、到る処鎖に縛られてゐる。何故この変化が為されたかは分らぬが、変化の理由は分る。それは各人はその自然的自由を確保する為には、権力を必要とする。その為には、各人は社会契約を結んで各人の自由と力を一般意志（*Volonté générale*）の下に置き、代りに、全体の個々の分子として自己の自由と力を得るのである、と云ふ。即ち、ここに支配者と被支配者とが

同じであるべき事が説かれ、人民主権論が確立する。君主もこの一般意志執行の役人に過ぎない故、人民の権利が害される時は、人民は、自己の使用人に対する処分として、君主の廃位を為す、と説いた。この思想は、当時のヨーロッパの専制君主国にとつて革命思想以外の何物でもなかった。このフランス革命やその直前のアメリカ革命（米合衆国の英植民地よりの独立）の結果出来た人民主権論に基づく近代憲法は、社会経済的側面から見ると、資本主義の形成者である市民階級たるブルジョワ（中産階級）の企業活動を保証するものであった。この個人の経済利益の自由な追求を保証する近代市民社会も、時の推移と共に資本家と、自ら資産を所有せず、肉体的労働によつて賃金を得る労働者階級との間の富の不平等が著しくなり、後者の貧苦の生活に対する同情と、前者に対する批判が起つた。即ち社会主義であるが、その中で、労働者階級を神聖視した独特の経済理論（労働価値説）と歴史理論（史的唯物論）を以て、労働者によるブルジョワ社会の革命を熱情的に説いたのがマルクスであった。しかもエンゲルスが、マルクスの思想を「科学的」と形容した通り、彼の思想は、先述した「自然科学的」物の見方を絶対視した合理主義であり、従つて人間の精神活動

も物質的現象に還元して考へる唯物論であつた。このマルクス主義によつて、マルクスの説いた如きブルジョワ社会の発展の極にはなかつたロシアに於て、第一次大戦の戦況の不振、生活の窮乏、帝政貴族、官僚、軍部の無能腐敗による社会の無秩序化に乗じたレーニン一派の動きによつて帝政が廃止され、革命政権が成立する。シナに於ても、第二次大戦後、共産党が軍事的に政権を獲得する。先述の如く、この共産主義もルソウの『社会契約』の思想に表現された人民主権論を採るものであり、啓蒙主義、合理主義がその思想の根である。

以上述べた様な物の見方が、明治維新以来国家の独立の為、不可避的に採られた、富国強兵を目的とした、政府主導型の資本主義の発達に伴ひ、吾国に流入した。十九世紀に著しく発展した欧米技術文明の外形の強大、豪華さと、その実用性は、専ら人間内面の活動に人間生活の意味を求めて時を送つて来た日本人には、全く未知の驚きであると同時に、非常の脅威であつた。この事件から、自らの文化に対する見方は大きく見て、二通りに分れた。一つは、これを無意義のものと見るもので、「文明開化」以来の啓蒙主義、合理主義、唯物論の無批判的流用がこれ、他は、「和魂洋才」の

流れて、佐久間象山は其の初めの実行者であった。大東亜戦争後、占領軍の指導によって作られた「日本国憲法」は、ルソー以来の人民主権論によってゐた。天皇の地位は、国民の意志によって認められる、と書かれてゐた。今日の「天皇」論の横行は、実にこの「国民主権論」が公然と一国の根本法である憲法を中心に置かれた事に直接的原因があり、間接的には既に見た諸々の合理主義に由来する。

## (二) 啓蒙主義、合理主義、唯物論批判

前節で見た啓蒙主義、合理主義、唯物論の批判を行ふ。この内、啓蒙主義と合理主義は内容的には変らない。前者は後者が実践的傾向として現はれたものである。合理主義(Rationalismus)は、既に見た如く、自然科学的認識を物の見方として唯一の正確な見方である、と考へるものである。普通デカルト以来の疑ひ得ない原理から確実に導き得る推論を学問の方法とした、近世ヨーロッパ哲学をも「合理主義」の概念に入られる事があるが、これは日本語の訳語としては、固定的な物の見方としての語感が強い、「主義」と訳すより、「合理思想」乃至「合理論」と訳すべきだと思はれる。更に考へれば、ヨーロッパ哲学史上、中世

のキリスト教神学が、プラトン及びアリストテレスの哲学を活用して護教的哲学を立てたのに対し、ゴッドの存在を前提とせず、明らかで疑ひ得ない事実と法則性(理)によって世界(存在)や人間の諸問題を究明しようとした、基本的な学問の在り方の相違に注目してラチオナリスムスなる語を考へたと見られる。また後のショーペンハウエルやニーチェ、デイルタイ、ベルグソン等の思想を、何れもが、何よりも人生の如きの観取を志した所から、理性(真なるものを見る働き)の探究と理性による真理(存在界の法則である事もあるし、更に存在界の根拠でもあり得る)の観照とは別なものとする見方から、是等を「非合理主義の哲学」と称して、ソクラテス、プラトン以来の西洋哲学と区別したりするが、哲学である以上は、皆真なるもの(プラトンではイデア、生の哲学では人生の真実)の観取を志してゐると見られる。従つて、ここで批判するのは、理性の哲学ではない。実は、「批判する」事こそ、偽りと真なるものとを弁別する働きであるから、哲学の働きに他ならない。

さて自然科学的認識が、物の唯一の正確な見方である、と見る見方は、自然科学の本質を考へない見方である。自然科学は先にも述べた如く、自然現象の内、



個々の研究者の研究対象に選ばれた現象（即ち対象化された現象）について、観察し、法則性を究明する。その手段として実験と数理が高度に用ひられる所に、近代自然科学の本質的特徴がある。故に、科学が究明した自然現象は、自然現象の全体ではあり得ない。科学は個々の研究者の方法的な認識である。科学者の方法に対象として現はれない現象について、科学者の研究は何の発言力も有しない。従って、科学者の研究によって対象化された限りの、自然現象の極めて限られた側面に就いてのみ、科学は妥当性をもち得る。従って合理主義は、自然科学の本質より来る限界を無理に乗り越えて、一切の自然現象、更にはあらゆる世界、人生の現象的側面に、自然科学と同じ客観的真理を見出し得る、と主張するのであるから、自然科学の迷信に他ならず、その判断は、独断の甚しきものとならざるを得ない。

次に唯物論であるが、これも古代ギリシャや古代シナにも見る事が出来る古くて新しい思想である。これは質料主義と呼んだ方が分り易い。即ち物質現象のみが存在界を形成する原因であるとして、精神現象をも質料の側面に吸収してしまふ見方である。これは身心併行論―即ち大脳の或る生理作用が働けば同時に精神

の或る働きがあると見る―の見方ではない。質料以外には真には何もあり得ない、と見る見方である。これは人間の精神の働きを質料に還元してしまふ見方である。そして還元し得る理由は示されない。従って、人間に肉体と共に精神（心、魂）があると見る見方に対しては片面的であり、説得力はない。自然科学の研究からは、かうした自然や精神についての全体的見方は出て来る事が不可能な事には既に見た所である。また質料主義の「實在」として立てる「物」は如何なる概念であるか。個々人の経験的知識の内の「物」であるのか、時々自然科学の知識の内の何らかの「物」であるのか、自然科学者の研究の対象と化した「物」であるのか明らかにならない。科学の知識や研究者の研究対象としての物は一義的に定義出来ないのは明らかであるし、経験知でも、例へば、欧米人の自然に対する見方と日本人の自然に対する見方は、根本的に異なる。かうした「物」の不確定性は何を物語るか。物はこれを見る人の見方を離れて、それ自体として實在しないと云ふ事である。故に物のみが實在すると説く唯物論の認識論は支持し得ない。

以上批判した如き認識論を根底に置き、マルクスは、本来精神の哲学であるヘーゲル哲学を唯物論に誤用する

と云ふ、非哲学的作業の産物である「弁証法的唯物論」なる似非哲学によって人類の歴史を解釈し、「今日までの全ての社会の歴史は、階級闘争の歴史である。」（『共産党宣言』大内兵衛、向坂逸郎訳）と見て、今日その闘争はブルジョアジーとプロレタリアートとの間にあると見、後者が前者を暴力的に打倒して、その支配を打ち立てる歴史的段階が来た、と述べ、万国のプロレタリアに決起を叫んだ。しかし彼自身が望んだ如く革命は先進工業国には起らず、資本主義の殆んど成立してゐなかつた農業国家ロシアとシナに起つた。「一つの社会構成は、すべての生産諸力がそのなかではもう発展の余地がないほどに発展しないうち崩壊することとはけつしてなく、また新しいより高度な生産諸関係は、その物質的な存在諸条件が古い社会の胎内で孵化しおわるまでは、古いものにとつてかわることはけつしてない。」（マルクス『経済学批判』序言、大内力他訳）と云ふ「経済学」は結局成立しなかつた。

以上啓蒙主義、合理主義、唯物論の批判を通じて確め得た事は、是等は皆独断であり、近代人の陥り易い迷信に過ぎない事である。

さうすると、是等は世界、人生の現実の解釈について何の発言力も有しない事が明らかになる。即ち是等

を本にした歴史解釈や、人生、政治、文化に関する、あらゆる見方は何の根拠も無い誤りである。かうした迷妄を払ひつつ、天皇なるものについて究明を試みようと思ふ。

### (三) 天皇の見方について

最初に述べた如く、現在多くの天皇に対する言説が為されてゐる。何かに対して言説を為すといふ営みは、その何かに対するその人の見方を言葉に表現する事である。その表現の形式は、感想、詩文的表現、学的表現として現はれる。是等を通じて、最初に触れた「物の見方」が各々の形式とどの様に結び付くかと云ふ基本的な問題が考へられねばならない。是等の形式の内、感想と詩文的表現は、「客観的に」物を見る見方の言語表現ではない。あくまで表現者の心に映じ、心に発したる物のすがたを、言葉に表現したものである。これに対し、学的表現の場合は事情が異なる。自然科学や数学の如き、純粹に学の対象を客観して、方法的にこれを認識するものと、さうした対象的な認識であつても、その対象が人間の文化的、社会的営みであり、数学や自然科学の如く純粹に客観化され得ない契機が、対象とする事実の内に含まれてゐるものとは區別され

る。人間の営みかもし完全に客体化し得るものであれば、当然の事として人間の主体は見失はれてしまふ。人間の見、知り、聞き、行ふ働きは、これを客体として見る事によつては、その主体的な見、知り、聞き、行ふ働きそのものは見失はれてしまふ。もし対象的にその働きを認識するとしても、認識されたものは、さうした対象化に都合の良い側面の、即ち对象的に主体の働きの固定された局面に於ての人間の営みである。今日の文化（精神）科学乃至社会科学と称される学問は、人間の営みを客観化する学的活動である限り、本質的にこの限界を超える事は出来ない。主体の働きの对象的に固定化されるとは、主体の生きた働きの研究者の見方によつて死んでしまふと云ふ事である。例へば、主体が何事かに人生の意義を見出ししてゐる現実があつたとしよう。これを科学的に対象化すると、「その主体はその事に対して人生の意義を見出してゐた。」となる。さうすると、果してその主体が見出した意義が、万人にとつて意義がある事であるかどうかを見る事が出来ない。無論かうした学的活動も人間の判断の材料として用ひ得る限りに於て、人生の営為の上に意義があると云へるが、人生の営為そのものの真偽の判断には無力であると言はざるを得ない。と言つて私は、

学目的が有用性にあると考へてゐるのではない。学の目的は常に世界、人生の真理の探究であつたし、さうでなければ学の名に値しない。（日本やシナでは学は、まねをして物事を習ふ事より由来し、ギリシヤ以来のヨーロッパでは、物事を对象的に知る事が学であつた。）にもかかはらず、現代の高度に発達した自然科学が、技術的有用性によつてその發達が促された（社会の要請が強い所には当然研究の外的条件が整ふ）側面を否定出来ない様に、学も卑近な有用性は別として、究極的に人間の人生と無関係の営為であれば、当然、存在の意義はあり得ないのである。一般世界の紋理や物理、生理を研究する数学や自然科学は、卑近な有用性があると共に、究極的に人間の真理の認識に奉仕するものであると言へる。これに対し精神科学や社会科学の場合、人間や人間の形成する社会を客体として見る営みであるから、人生の真理をそのままに見る事ははじめから不可能であり、その為の判断の材料として活用されなければ、実験や数理を方法的に用ひる事によつて或る程度卑近な有用性をもつてゐる臨床心理学や現代経済学を別とすると、研究者の生活の維持や個人的な趣味の満足と云ふ非学術的な意味しかない事になる。

これに對して学的方法として対象を客観する方法を取らず、対象化の働きのものを否定し、物のありのままのすがたに主体的に迫り行く学問があり得る。西洋で哲学の眞の意義とされたものはさうしたものであつたし、古代インド、王陽明迄のシナ、そして幕末迄の吾国の学問の根本の在り方はかくの如きものであつた。

以上の様に見て来ると最初に見た様な「客観的」見方のみが正確な物の見方である、と見る見方は根拠のない見方である事が明らかとなる。人間の現実を見るには、主体的でなければ、ありのままのすがたは見えないのである。ところで「主体的に見る」とは、どう見る事であらうか。見る物を客体として見る見方は、「主体的に見る」事ではない。さうすると、例へば、「天皇は平凡な人間に過ぎない」と云つた見方は「主体的に見る」見方であるか。否である。「天皇」なるものを自分が自分を見る見方によつて、客体として見てゐる見方である。「天皇の個人的人格はともかく、天皇と云ふ地位が権力に悪用される危険がある」と云つた見方はどうか。「天皇の個人的人格」なるものと「天皇の地位」なるものを分けて考へ、後者を「権力に悪用される」と判断するのは、天皇について主体的

に見る事は為さず、専ら客体的に見える側面について見ようとする見方である。或る人があつたとして、その住む家を住み良いか否かはともかく、泥棒に入られる危険があるから家には住めない」と見る見方と何処が違ふか。その人にとつてその物がなければ生きて行けない程その物が貴重な物であれば、客観的に如何程危険があつても其の物を守らうとするのが、自らの人生を守る事だとその人は見るであらう。ましてその「客観的危険」が充分の根拠があつての判断でなかつたとしたらどうかであるか。さうした誤つた自らの見方が、物を見る眼のない青少年に、正しい見方として信じ込まれたら、其等青少年の掛け替へのない人生に對して償ひ得ない罪を犯す事にならないのかどうか。

怪しむべき事に、現在為されてゐる「天皇」論の大多数は今見た様な、天皇を自らが見る卑小な見方で客体視した論説である。「天皇なるもの」を出来る限り正確に客体視しようとする意志さへありはしないと見られる。仮りに天皇を客体化し得る限りで客体化して見ても、「権力に悪用される」と云つた判断は、到底根拠の確かなものとは考へられない。そもそもかうした見方は、大東亜戦争が「日本の天皇を頂点とする軍部、財閥等の上層階級が国内の生産関係より生じ

た矛盾をアジア人民を自らの隷屬下に置く事によって解決しようとした、帝国主義的侵略戦争であつた。」と云つた見方の裏返しに過ぎない事が指摘されねばならない。かうした見方は、先に見たマルクス主義の独断の見方であり、先に批判した様に根拠の無い誤つた見方である。かうした固定的な、しかも誤つた見方に安住してゐる限り、天皇は言ふ迄もなく、自らの人生さへ誤つて見えて来る危険が大きいと言はざるを得ない。「主体的に見る」とは、さうした固定的な物の見方、自らの単なる憶測や恣意による見方を峻拒し、自らの身心を挙げて真正なる世界に踏み入らうとする、命懸けの事行である。さうした事行の止む事のない持續の内に、真正さは初めてすがたを見せるのであり、「天皇なるもの」は、古来、日本人の祖先達にとつて、真正さの、現実への現はれに他ならなかつた以上、さうした命懸けの生活無くして「天皇なるもの」を見る事杯ははじめより相談出来る事ではなかつたのである。して見ると私杯が「天皇なるもの」について物を言ふ事は如何かと自ら危ぶまれるのであるが、志は真正さを求め、見るに足る正論甚だまれである現在、自らの身に省み、能ふ限りの参究を言葉に表現する事は、自らの務めであると思はれる。以下に参究する所以で

ある。

天皇とは如何なるものか。既に考へた如く、天皇は、これを客体化して見る事も天皇なるものが客観の世界に跡を残す限りに於ては可能であるし、さうした事実を集めてこれを整理する事も全く意味のない事ではない。しかし、自然科学が自然を客体化する際、客体化され得ない自然が残るのと同じく、人を客体化しようと試みても客体化され得ない人の側面について、その客体化によつて見た見方は全く当てはまり得ない。のみならず、人の本来性は客体化され得ない側面にこそあると考へられる。客体化される事は対象化される事であり、その事によつて人は一方的に見る物の見る作用にさらされる。見る作用が対象化して見る働きでしかなかつた場合、見られる人は見られる側面を一方的に対象化される。対象化されるとは一方的受け身の立場に立たされる事であり、見られる人は好むと好まざるとにかかはらず被動の立場に置かれる。人が心もイノチも無き物質現象に過ぎなければ、さうした被動の立場を脱し得ない事は当然の事であるが、人が心やイノチを主体的に働かせる存在であれば、さうした被動の立場に人の本来性はないと考へざるを得ない。故に天皇を客体化して見ても天皇なるものの本来のすがた

は見る事が出来ない。天皇なるものの本来のすがたは、天皇を天皇として主体的に見る事によってしか見る事が出来ない。天皇を主体的に見る事はどうしたら可能であるか。天皇を生きたすがたに於て見る他はない。天皇の生きたすがたは何によって知る事が出来るか。歴代の天皇御一人御一人の御身と御心を、客体化しようとする自己の恣意を空しくして、己が本来の心の働きによって御偲びする他はない。その際祖先が同じ様に、恣意を捨て、天皇を仰いだ、その祖先の心を知る事が出来れば、天皇と国民との関係が明らかとなつて来ると言へる。

#### (四) 天皇の位格と祭祀

天皇は吾国の祖先の記憶をさかのぼり得る限りさかのぼつて見ても、常に日本と云ふ国のオヤであつた。「国のオヤ」とは何か。日本に於ては「オヤ」は単に生物学的に認識可能な、同一種族の世代上の個体を意味するだけではなかつた。古典に「祖」と書いてオヤと呼ぶ如く、祖先は全て「オヤ」であつた。更に祖先のオヤは祖先を生み成すものであつた。この祖先を生み成すものをその子孫は、その靈妙不可思議の働きを仰ぎ「カミ」として敬ひ、この世を去つた祖先も子孫

を生み成してくれた「オヤ」に他ならない故、「オヤ」である「カミ」として敬ひ、現実世界を常に根原として幸あらしめてくれる靈妙なる働きとして感謝し、年の初めには良き日を定めてその年の穀物の豊かである事、国内の安らかで憂ひ無く人生を営む事が出来る様に祈り、物の実る秋には、実つた初穂や穀物等をその「オヤ」たる「カミ」に献げて祝つたのである。これが吾国太古以来の国の根本のすがたであつた。かうした各々の家のオヤがもし、私の意のまゝに勝手な振舞ひをしたらどうなるか。たちまち「オヤ」と「オヤ」とは互ひに反目し、争ひが絶えなくなる事は必定である。従つて人々が共に生活を営む場合、必ず互ひに力を以て争ふ事を止める働きが求められる。其の際単に力を以て互ひの力を調へる場合も考へられる。しかし吾国の場合はさうではなかつた。吾国には「オヤ」として各々の家に対される御身位があつた。それが天皇である。「オヤ」として対する、とはどの様な対応であるのだらうか。それは子に對する親、子孫に對する祖先の対応と同じであつた。子の身心の幸ひ、子孫の身の安らかさを、自らの身を忘れて守らうとする働きを現はす者——これが「オヤ」であつた。従つて自らの身の将来の為とか、感謝を受ける為とか、自

らの身が他によつてどう見られるか杯と云つた利害的関心が混入してゐたらそれは「オヤ」の対し方ではないのである。故に「オヤ」とは、子に対して、子を自らの意のままに被動的立場に置く、客体化の働きではなく、逆に子を主体として立て、自らは被動の立場に自覚的に立つ働きである。子を主体として立てると云ふ事は、子を子の意のままに委ねる事ではない。意のままに動く事は、逆に意欲に動かされる被動の立場に置く事である。さうではなく、子を子の主体性に於て立てるのである。

天皇は各々の家のオヤであるから、各々の家から見れば、カミとして敬はれ、オヤとして慕はれるのである。故にさうした恩に報ひる事が出来れば、自然に、報恩の行ひが為されるのである。辺境を防ぎ衛る為召された名も無き民の歌にこの事を偲んでみよう。

水鳥の発ちの急ぎに父母に物言ず来にて今ぞ悔しき  
 (『万葉集』巻二十、上丁有度部手麻呂の歌)

大君の命かしこみ出で来れば我が取り著きて言ひし  
 子なほも(上丁物部龍の歌)

大君の命かしこみ愛しけま子が手離り島伝ひ行く(助丁秩父の郡の同伴部少歳(と)の歌)

各々親や妻子に別るゝの情切実のものがあ、しか

もその悲しみの心がかくも切実のものであればこそ、己が思ふ人等の安らかな生を以て奪はむとする動きに対しては、大君の御言葉を畏み敬ひ、身をかへりみぬ報恩の事行が果されるのである。即ち大君の御言葉は、国民のオヤとして国民の身の安らかなる事を祈られての、国民一人一人へのオヤの言葉である。オヤの言葉は子を主体として立てる言葉である。即ち天皇の命を畏む事は、天皇の命に、子を主体として立てるオヤの尊い働きが現はれてゐる事を仰ぐ事である。これを導しとして畏む事によつて、国民一人一人は、人の本来的な在り方を見、一身をかへりみずして天皇を仰ぐ時、人の本来的な在り方に帰るのである。天皇は国民一人一人を御身を忘れて主体として立てられ、国民一人一人は己が身を忘れて天皇を主体と仰ぐ。己が身を忘れて天皇を仰ぐ所に、自らは本来的な在り方に帰り、己が思ふ人等の安らかさを守る境位に立つのである。

天皇は、吾国の太古よりの祖先の語り伝へによると、日の神天照大御神の御言葉によつて、天上界(高天原)より現実世界(葦原中国)に降り下られた、天照大御神の御孫ニニギノミコトの御子孫である。此の語り伝へを客体化して見る見方の一つに、現代ヨーロッパに

興った神話学の見方がある。その場合は恣意は努めて除去して見られるから、恣意による客体化の誤りは犯されない。しかし学術として祖先の語り伝へが対象化され、世界の他の地域の神話と比較対照され、その系統が想定される事は、子孫である日本人が祖先の語り伝へを受け伝へる事とは別の事である。最近の神話学でも認めてゐる様に、神話は、単に太古の民衆が自分等と関係をもつと考へた超自然的存在及びそれ等に基づく考へた自然界人間の諸事象を述べ、説明する説話ではなく、神話は、現実の根拠としての真実の世界の報告であり、現実が帰るべき、根本の真なるものを示す、時間を超えた、永遠の世界のものであった（大林太良博士『神話と神話学』昭和五十年、三十一頁）。従つて、これを主體的に受け止めるには、祖先の語り伝へを、根原の真理として、語り伝へた祖先の心のままに読み取らねばならない。勿論さうするからと云つて、現代人の自然科学の教育によつて得られた、自然現象の説明が見失はれる、杯と想ふのは、余程どうかしてゐると考へざるを得ない。さう考へるのは、与へられた知識としての自然現象の説明を、誇らしげに大事がる子供らしい心理より一步も出る事をしない、哀むべき精神の固定化、即ち老化現象であると言へよう。

自然をも、人間をも更に超越者をもこれを対象化して、空間的表象によつてのみ解し、これを解明し支配した、杯と妄想する愚に陥り易い、近世以来のヨーロッパ人の思考によつては、自然も人間も、その生きた、ありのままのすがたを見る事は出来ない。対象化し客体化しようとする意欲によつて自然や人間が見られ続けた結果が、今日の機械文明の破局的現実<sup>レ</sup>に他ならない。自然は開発の対象とされ、人間は目的の手段とされ、客体化の波は全てを呑み込む。

吾国の祖先にとつて、超越者は世界の外に在つてこれを支配し審判する超絶者ではなくて、世界の内に、自然や人間の根原にあつて働く靈の力であつた。日や月や風や火、雷、海や山や土や岩や水や草木も、各々根原の靈の力をカミとして仰がれた。神代の神々で、人間の原像を表現された<sup>レ</sup>と見られるのが、日本の国土も人民も山川草木も、ことごとくその子に当る、イザナギ、イザナミの二柱の神であり、日の神天照大御神と其の御子孫の神々、嵐の神須佐之男命と其の子孫の神々及び是等の神々の事行と共に現はれる神々である。その内天照大御神とその御子孫の神々は、大神が隠れられた時、天上界地上界はことごとく暗く、地上は邪神悪神のよろづのわざはひがことごとく起つた。そこで八百万の神々<sup>ヤマトノカミ</sup>が集り、思慮を盡して、やうやく天照



大御神を現はし出すと「高天原も葦原中国も、おのづから照り明りき。」（『古事記』）と云ふ状態になつたとの伝へ、また御子アメノオソホミミノミコトを地下にお降しになる際、高御産巢日神と天照大御神が、地上の葦原中国には「ちはやぶる荒振る国つ神どものさはなりとおもほす」（『古事記』）と言はれ、其等国つ神の荒振りを、説いてなごまされ（「言趣け和す」）て、御孫ニニギノ尊を降された事等から考へると、先に述べた天皇の国のオヤとしての御働きの根原の働きを、カミとして仰いだものである事が分る。その事は、天孫降臨に當つて、天照大御神が神鏡を授けられ、「吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当に吾を視るが如くすべし。与に床を同くし殿を共にして、齋鏡とすべし」と言はれ、また「吾が高天原に所御す齋庭の穂を以て、亦吾が児に御せまつるべし」と言はれた事からも確められる。即ち宝鏡の神勅では、天照大御神として神鏡を御子孫の天皇が畏敬し身を清めて奉仕される事によつて、常に天皇は天照大御神の御心を仰がれる事を意味し、齋庭の穂の神勅では、天照大御神が「是の物は則ち頭見蒼生の食ひて活くべきものなり」（『日本書紀』）として喜び尊ばれた穀物の代表である穂の根原を、天皇にまかせられる事によつて、天皇は常に国民の身の

安らかである事を御守りになる位格である事を意味してゐる。この国の平安と国民の身の安らかさを守られようとする天皇の御身と御心が、神武天皇以来連続として今日に至つてゐる事は、歴代天皇の御事蹟に明らかであるが、次に直接天皇の御言葉の表現された和歌、詔勅及び御直筆の文書に此の事を仰ぐ事にする。

第十代崇神天皇が四年冬十月に下された詔に「惟れ我が皇祖諸天皇等、あまつひつぎをしるしめ給ふは、豈一身の爲ならむや。蓋し人神を司牧へて天下を經綸めたまふ所以なり。故能く世に立なる功をひろめ、時に至徳を流く。今、朕大運を奉承りて、おほみたからを愛み育ふ。いかにしてか皇祖の跡に聿べ遵ひて、永く窮りなきの祚を保たむ。其れ群卿百僚、爾の忠貞をつくし、共に天下を安らかにせむこと、亦可からずや。」（『日本書紀』卷五）とある。第一代神武天皇が国をはじめられて（即ち国民のオヤとなられて）から十代目の此の崇神天皇の御代には、天地の神々の社を定められ、また四方に將軍を遣はされた事等が伝へられてゐる。共に国内の災ひや動乱の動きを、さうした動きを超えた靈力や威力により、解消せしめられたのである。ここに写した詔にも、既に考究した天照大御神と一体の御身位である、天皇の御すがたを鮮やかに仰ぐ

事ができる。即ち天皇のオヤであられる、天照大御神より先代の開化天皇に至る御祖先と歴代の天皇が天下をしらされたのは（日本語の「しる」は「うしはく」が主人として土地などを領有する意味であるのに対し、この領有する意味と共に、広く物のすがたを、自分の心の内に入れる事を意味すると思はれる。井上毅が説明した「知る」の説明には「うしはく」の意を含まないうが、その点は用例から見て成立しないのは其後の学者の説く所である。しかし、「知る」が「うしはく」を含んだ、より広い意味である事に注意すると、私の解する様に、天皇の統治の本質が「知らず」事であり、次元の低い動乱や罪悪の動きに対しては、最後には威圧の力として働くが、それに終始せず、「オヤ」として広やかに日本の国を国土も人も含めて見守られる、大いなるいつくしみにあるとすれば、ヨーロッパやシナの王や帝王の支配が「うしはく」に終始したと見る事が出来るのと対照される。自分一人の身の為ではなく、人心を調べて、天下を正しいすがたにする所にあつた。私も此の天皇の位をお受けして、どうしたらオヤの残された事行に随つて窮りない皇位にある事が出来ようか。あなたたちよ、一人一人が心を尽して共に天下を安らかにする事が出来ればなんとすばらしい事

ではないだらうか、と述べてをられる。この詔を読めば、神武天皇以下開化天皇迄の『書紀』の記述は撰者の恣意的な造作であり、崇神天皇が実は初代天皇であつた、などと説く学説が恣意的である事が分るのである。崇神天皇の天皇としての御自覚は、あく迄皇祖天照大御神より連綿と受け継がれた国のオヤとしての皇位を、御身をつゝしまれて御受けになり、残された歴代の御事行に随順して責を果さうとされるものであつたのである。またもし此の詔勅さへ造作であると言ふなら、何の為に造作の必要があつたか説明出来ないのである。紀元を古くする為と言つても、シナの周の平王が鎬京より洛邑に遷都したのが西紀前七七〇年であるから神武元年とされた西紀前六六〇年は及ばないし、それ以前の西周、更に殷王朝（西紀前一五〇〇年頃）の成立には遠く及ばない。『書紀』の神武紀と崇神紀を対照して読めば、神武紀ではヒコホデミノミコト（神武天皇の実名）の御出生に始り、東征、そして御即位と云ふ国の興る時の雄々しい精神に満ちた内容であるのに対し、崇神紀の方は、御出生、皇太子に立たれた事、御即位、国内の疫病の流行、百姓の流離背反と神祇へのひたすらの御祈り、四道將軍の派遣と続き、歴代続いて来た天皇の御統治の継承と云ふ重大な事行

に、身をつゝしんで臨まれる御姿を偲ぶ事が出来る。書紀撰述の当時の歴史思想によって紀元が定められた事も、むしろ撰者の史官としての恣意によらない撰述の態度の現はれと見られ、神代紀に諸伝を「一書に曰はく」として併はせ載せる態度が、諸々の神代の伝へを伝へるまゝ記したと解せられる事と併はせ見れば、昨今の、自らの恣意的な思ひ付きによって史料を解釈して自らの恣意には疑ひの目を向けぬ多くの歴史学者の著述と異り、史書として頼り得るのである。

さて国のオヤとしての天皇の御身と御心は、崇神帝に限らず歴代一貫したものであった。それは歴代天皇御一人御一人が個人的人格に於て秀れてゐたとかあるいと云ふ事ではない。さうした事は天皇の位格の本質的事柄ではあり得ない。天皇は天皇の位を継がれる事によつて日本の国のオヤの境位にお立ちになるのである。子を産む事によつて夫婦が親となる場合、オヤの心境に立つ事が要請されるのと同じく、天皇が即位される時、国のオヤとして子たる国民を思はれる境位に立たれるのである。その事の御自覚も御歴代を通じて仰ぐ事が出来る。聖武天皇神亀元年御即位の宣命には、「遠皇祖の御世を始めて、中今に至るまで、天日嗣と高御座にましまして、此の食国天下を撫で賜ひ慈み賜はく、

時々<sup>さま</sup>状々に従ひて、治め賜ひ慈み賜ひ来る業と随神念<sup>わぎ</sup>行<sup>な</sup>す。」（『統日本紀』巻九）とあり、現在（中今）とは、天照大御神の御働きのまゝに、歴代天皇が、代々の国民をオヤとして、その一人一人の身を思はれて来た、その他ならない現在である事を確められてゐる。後奈良天皇は天文九年六月十七日、当時疫病が流行し、多くの死者が出た事を痛まれ、『般若心経』を書写して祈られたが、その奥書に「朕、民の父母と為りて、徳覆ふこと能はず、甚だ自ら痛む」と記されてゐる。當時は応仁の乱等の兵乱打続き、皇室の経済は困窮を極め、即位の大礼も滞る程であつた。

第百十九代光格天皇は、寛政十一年七月御歳二十九の折、後桜町上皇（第百十七代、女帝）に次の様な御手紙を御出しになつた。「仰の通身の欲なく天下万民をのみ慈悲仁恵に存じ候事人君なる物の第一のをしへ論語はじめあらゆる書物に皆々此道理を書のべ候……何分自分自身を後にし天下万民を先とし仁恵誠信の心朝夕昼夜に不忘却時は神も仏も大慈悲の御事色々のわざわひ有之候は、皆々此方の心中によこしま有之此方より何事も出来候事に候」

また天明七年、数年来諸国飢饉で米の相場が高くなり、京の市中にも餓死する者が多い折、老若数百人が

禁裏の外へ来て、何を祈ってか御垣の外をぐるぐる廻  
って居る事をお聞きになり、御歌を詠まれた。

みのかひはなにいのるべき朝な夕な民やすかれとお  
もふばかりを

たみ草に露のなさけをかけよかし世をもまもりの国  
のつかさは

御身を忘れて天下万民の事をのみ思はれる天皇を、  
疲弊した力無き老いも若きも国のオヤと慕って神と仰  
ぎ祈りをこめたのであらう。

かくの如き天皇の国の平安と国民の身の安きを思は  
れる御心は、此の御手紙に伺はれる様な、先の天皇か  
ら後の天皇への直接の御教へをはじめ、文武の道によ  
る御修練にもよると拝察されるが、根本的には、歴代  
天皇御一人御一人が天照大御神の御心を畏み敬ひ祭り、  
天地の神々に奉仕される事行によると考へられる。順  
徳天皇の『禁秘抄』に「およそ禁中の作法、神事を先  
にし、他事を後にす。且暮、敬神の叡慮、懈怠無し。」  
とある。即ち天皇の御生活の根本は神に奉仕される事  
にあり、日夜神を畏み敬はれた御心を絶やされる事な  
く過してをられる事が分る。此の敬神の御生活が御歴  
代一貫してゐる事は歴代の御製にも御偲びする事が出  
来る。

後鳥羽天皇御製（第八十二代 御在位西暦一一八三  
一一九八）

神祇

五十鈴河たのむ心し深ければ天てる神ぞ空に知るら  
む

順徳天皇御製（第八十四代 御在位西暦一二二〇—  
一二二二）

あめが下ふるにかひある頼みかな山田の原の神のめ  
ぐみを

人ごころみたらし川の清き瀬にすみにごれるも神や  
分くらむ

後嵯峨天皇御製（第八十八代 御在位西暦一二四二  
一二四六）

禰と<sup>まさみ</sup>真澄の鏡かけしより神の国なる我國ぞかし  
龜山天皇御製（第九十代 御在位西暦一二五九—  
一二七四）

神祇

今もなほ久しく守れちはやぶる神のみづ垣世世を重  
ねて

後宇多天皇御製（第九十一代 御在位西暦一二七四  
一二八七）

常闇をてらすみかげのかはらぬはいまもかしこき月<sup>つき</sup>

読よみの神

花園天皇御製（第九十五代 御在位一三〇八—

一三一八）

祝

ちはやぶる神のたもてる我が国の天つ日嗣ひつぎは今もた  
えせず

題しらず

つくりなす人の力はつよくとも弱きまことを神し加  
へよ

後醍醐天皇御製（第九十六代 御在位西暦一三一八—

一三三九）

早苗

民の為時ある雨を祈るとも知らでや田子の早苗とら  
らむ

題しらず

世治まり民安かれと祈るこそ我が身につきぬ思なり  
けれ

後花園天皇御製（第一百二代 御在位西暦一四二八—

一四六四）

神祇

よろづ民憂へなかれと朝ごとに祈る心を神やうくら  
む

後水尾天皇御製（第一百八代 御在位西暦一六一一—

一六二九）

為君祈世

安かれとよろづの民を思ふまで代代の日嗣を祈るほ  
かかは

明治天皇御製

鏡

うちむかふたびに心をみがけとや鏡は神のつくりそ  
めけむ

神祇

めに見えぬかみの心に通ふこそ人の心のまことなり  
けれ

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまこと  
なりけり

わが国は神のすゑなり神祭る昔の手ぶり忘るなよゆ  
め

今上天皇御製

祭り

わが庭なまの宮居みやゑに祭る神々に世の平らぎをいのる朝々  
どの御歌を拝しても天地人生の根原の靈力である神  
々に、ただ「民安かれ」と祈られる天皇の御姿が仰が  
れる。

宮中に今もおごそかに行はれる新嘗祭（その年に取れた新穀を天地の神々に供へ天皇御自身も召し上る）その事によって稲に内在する靈力を身に体せられると解される（祭儀）をはじめとする数多くの祭祀は、この天皇の敬神の御生活の核心である。神々を祭り神に奉仕される事によって天皇は神々の靈力を身にうけられ、神の心に通はれるのである。祭祀ある事によって日常のあらゆる務めは、根本に於て超越に通ふのである。

(五) 日本文化について

以上見る通り、天皇なるものは、日本と云ふ国が成り立つ根本の原因であつた。代々国民は、代々の天皇を天照大御神の現世への顕現として仰ぐ事により、自らの生命の根原に目覚め、自らの本然に帰入し、真正さに開かれた、自らの人生を確め、本格的な人生を現世に建立するよなき力を得て来たのである。

此の事は肇国以来日本と云ふ国が日本である以上あらゆる国民にとって、世界人生の当然の真理でなければならなかつた。しかし国史を振り返れば、蘇我一族の専横、藤原氏の摂関政治の奢り、平氏に初まる武家の皇室無視の権力政治等、明治以前に於て天皇と国民

との真正な心の結び付きを疎隔する動きも少くなかつた。さうした不正の動きの世を支配した中にあつても、真正さのおのづからの発露は、既に見た通り天皇と国民の愛の絆を、それを隔てる不正が強ければ強いだけ、それにまして強く確かなものとしたのであつた。此の事を最も良く確め得るものは幕末に於ける勤王の志士の出現であらう。

骨を粉にし身を砕きつゝ大君に丹心を捧てしがな

(吉田松陰)

事しあらば吾が大王の大御ため命死なむと磨し劍ぞ  
飯食ふと箸を取るにも吾が王の大御恵と泪し流る

皇宮の御垣のいたく壊れたるを見て涙ながらに  
日の本のやまとの国の主におはすわがおほきみの都  
はこゝか

今に見よ高天原に千木高知り瑞の皇居つかへまつら  
む

いのちだにをしからなくにをしむべきものあらめや  
はきみがためには (佐久良東雄)

聞ゆべき人しあらねば大王は雲井に独り物おぼすら  
ん

えみしらとるきえみしの外に又国のえみしも有世  
なりけり (平野国臣)

明治維新によって武家の権力政治は一応克服されたが、迫り来る欧米の軍事大国の脅威を脱する為不可避免的に採られた、富国強兵の政治が成功し、工業化が西欧諸国と同水準に達する頃、国民の人心は、漸く異常の傾向を見せる様になった。大正デモクラシー、昭和初期よりのマルクシズムの運動はその頂点である。橋曙覧が、「其わざを取用ふれば自ら心もそれにうつる恐あり」と憂へた事が現実となった。そして大東亜戦争に敗れ、占領軍の徹底した思想統制によって、初めに見た如き啓蒙主義、合理主義、唯物論が言論界、思想界を支配する今日の状況が出現した。

もし日本が日本として、独自の文化を所持せず、啓蒙主義や合理主義や唯物論が、世界と人生の真理の啓開たり得れば、今日の状況は歓迎すべきものであらう。しかし日本が太古以来連綿と持続する独自の文化を保ち、啓蒙主義や合理主義や唯物論は世界と人生についての誤った解釈による煽動に過ぎない事は既に見た通りである。デモクラシーにしても、先に言及したルソール流の人民主権論は、ヨーロッパやシナの、久しい国王の権力政治に対する、反抗の論理としては妥当性を認め得ても、権力を超越した天皇の位格を、ヨーロッパやシナの権力者と同じに誤り見て、「天皇主権は誤

りで、国民（人民）主権のみ正しい」杯と判断するのは、自らの本来性へ向ふ真理への希求の能力の欠如と、その無能力に原因する天皇に対する無知とから来る不安が、他国人の採用した政治思想を真理と信じ込む事によって、動搖を押へてゐる事によるのである。天皇はヨーロッパの君主と同じに権力の主体である事がなかった事は、既に見た通りである。国民を客体として、恣意的に利益を享ける如きは、天皇の位格とは全く異質のものである。国民は天皇によって主体として立てられて来てゐるのが、歴史の一貫した現実であつた。従つて「主体が客体を支配する」と云ふ、ヨーロッパ流の政治概念は、天皇政治に関する限り、全く適用不能であると言はねばならない。まして「日本国憲法」の如く、天皇の地位が国民の意志を原因として成立してゐる杯と考へる事は、歴史的現実に対してよくもそんな嘘がつけたものだ、と開いた口がふさがらないと言ふものである。昨今流行の「世論調査」の如きも、「何でも多数決で決める事が出来る」と考へる、子供らしい迷信に過ぎないのに、それに気付く人は案外少い。多数で決める事が出来るのは、決定を求められてゐる事柄が、多数意見に従つた決定によつて、決定可能の場合に限られる。本来決定不可能の事柄について

決定し得る筈がない。それを何でも多数者は決定し得る、と迷信すれば、衆愚政治に陥る他はない。自らの個我的物質的利益に関する判断でも、多数による決定が適切だとは言ひ得ない。多数決は決定が必要の場合の妥協の手段に過ぎない。その利点は比較的多数の者の意向を満足せしめ得る事だけである。實際經濟の専門家の意見と、目先の利益に動く素人の意見とを經濟政策の決定に當つて同等に扱ふ理由は何も無い。まして個人の物質的利益の享受に関しない、芸術作品の価値の評価と云つた、世界、人生の見方について、多数決で決めるも決めないもない。しかし啓蒙主義や合理主義が政治的に実践されると、世界や人生の見方まで多数決で決められるのである。しかも当事者はその事が何か良い事であるかの様な錯覚に支配されるのである。その結果、恐るべき人間性の破壊が実行される事はフランス革命、ロシアとシナの共産革命が実証した。

「主権者が客体を支配する」と云ふ意味での主権は、国史を通じて常に天皇が保持されたものではなかった。時々々の社会の状況により、或ひは藤原氏、或ひは平氏、また源氏、徳川氏等も保持した。今日はそれを國民全体が保持する事とされてゐる。しかしさうした「支配

する」力の根原は、もとより各氏族にもまた國民の全体にもあり得ない。あくまで超越即ち天地人生の神々にあり、また神々の中の至貴の神である天照大御神の御現はれである天皇にしかあり得ない。明治維新によつて「天皇親政」に復したが、これをヨーロッパ流の「主権者」として天皇が統治されると解するのは、彼の文化の相違の弁別が不十分な結果だと考へられる。天皇は國民を客体として支配されるのではなく、國民を主体として御立てになるのが、「天皇親政」の意味でなければならぬ。さうした天皇の大業が阻害される原因を正されたのが「維新」の大業であつた。従つて帝國憲法に天皇が「統治権者」として規定されてゐても、これをヨーロッパ流の國民を客体として支配する者と解するのではなく、国のオヤとして國民の身を思はれる位格として解すべきものであつたと考へられる。従つてもし吾國に於て「國民主権」を唱へるとすれば、その主権の根原は超越たる天地人生の神々及び其の代現者である天皇に在る事を知つておくべきである。従つてさうした客体支配の作用者としての主権者は、頼朝によつて平氏の専横が克服された事が適切であつた如く、天皇の位格にとつては二義的なものであつた。しかしさうした権力者が、天皇の位格を輕視し、



国民のオヤとして国民との心の通ひを阻隔する如く振舞ふ時、「改新」や「中興」や「維新」の大業が実現されるのである。

天皇の大業は、国民一人一人が、天皇を天地人生の根原の靈力の代現者として仰ぎ、奉仕する事によって、現実を真正なる根原の靈力によって、真正ならしむる所にある。国民一人一人の人生のあらゆる営みは、天皇に超越を仰ぐ事によって真正さに裏付けられ、真正さの実現となるのである。されば、天皇のいます事は、日本人にとって、その人生を真実ならしむる根原、即ち文化の根原を現しく仰ぐ事に他ならない。



第二章 天皇と私



今上陛下と日本復興

住友電気工業(株)勤務 布瀬雅義

- (一) 終戦
- (二) 昭和二十年
- (三) 昭和二十一年
- (四) 昭和二十二年
- (五) 昭和二十三年
- (六) 昭和二十四年
- (七) 昭和二十七年
- (八) をはりに

(一) 終 戦

爆撃にたふれゆく民のうへをおもひいくさとめけり

身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとどめけりただたふれゆく民を思ひて

このあまりにも有名な御歌についてはもはや何も語るべき事はない。御一身を投げだされても国民を守らうとする崇高な行為の前には、いかなる饒舌も議論も色あせてしまふだらう。深く静かに陛下の御心を憶念したいと思ふ。

終戦の御聖断は、このやうな悲痛な御精神によって下されたのである。おそらくこの御聖断がなければ、原爆と空襲、そして本土決戦と、さらに数十万、数百万の人命が失なはれたにちがひない。陛下の御聖断はそのやうな事態を未然にふせいだのである。

御聖断によって、ここに大東亜戦争といふ日本史上未曾有の悲劇が終った。しかし歴史の歯車は休むひまもなく廻りつづける。悲劇の終りとともにまた一つの新しいドラマが始まったのである。それは日本復興のドラマである。この新しいドラマを、今上陛下の御製を中心にこれから追体験していかうと思ふ。

(二) 昭和二十年

折にふれて  
海の外の陸（ト）に小島にのこる民の上安かれとただいのるなり

戦争は終ったが、いまだ幾百万の兵士は海外に残つてゐる。敗戦とともに武装解除せられ、捕虜になつた者もゐるだらう。また南方の島でじつと飢ゑに耐へてゐる者もゐるだらう。或は敗戦を信じずいまだ戦ひ続けてゐる者もゐるかもしれない。さうした人々がどうか無事であつてくれといふ陛下のお気持ち、ひしひしと伝はつてくる御歌である。福岡教育大学の山田輝彦先生は、この御歌にこめられたお気持ちを「肉親の情」と表現されてゐる。初めにこの御歌をよんだ時、なかなか陛下のお気持ちを具体的にとらへられなかつたのだが、山田先生の「肉親の情」といふ御指摘にふれた瞬間、この御歌にこめられた陛下の御心に直接することができた。「ただいのるなり」といふ、民の安否を気づかふ痛切なお気持ちは、自分の父親、夫、或は息子の無事を願ふ肉親の思ひとなんらへだたる所はないのである。この点に気づいて、初めてこの御歌を実感としてうけとめる事ができるのである。この御歌は

まさに赤子の無事をいのる親の心——大御心を示してあまりある。天皇と国民とを結ぶ紐帯は、権力者と人民の、或はGODと民衆との結びつきではなく、まさしく親が子を思ひ、子が親を思ふ肉親の情を基にしたつながりなのであらう。

松上雪

ふりつもるみ雪にたへていろかへぬ松ぞををしき人  
もかくあれ

松の如きをしきとは一体どのやうなものか。ふりつもる雪のもとではすべての木々は緑を失なつてしまふ。しかし松だけはきびしい寒さのもとでも豊かな緑をたたへ、その上につもる雪にもじっと耐へてゐる。

陛下が歌はれた松の姿からは、不屈の忍耐力と内にひめた強い意志が感じられる。しかしこの御歌を単なる教訓歌とみなす事はできない。史上例のないインフレ、衣食住の絶対的な欠乏、苛酷な占領政策、そして軍事裁判……この御歌が歌はれた時、陛下と国民は戦争とはまた別の国難と戦つてゐたのである。この御歌はかうした苦闘のさなかで、陛下が国民に「この国難をのりきるためには、この松の如きをしきを持たなければだめだ」と呼びかけられた御歌であり、また自らも「この松の如きをしきをもつて国難にあたらう」と決

意された御歌であらう。自暴自棄に走らず、また挫折する事もなく、じつと敗戦といふ事実をみつめて、現在ある所から明日の日本の建設に向つてもくもくと努力を続ける——このやうな姿こそ、この時代に本当に必要とされた姿勢であらう。

(三) 昭和二十一年

戦災地視察

ぬ  
戦のわざはひうけし国民をおもふ心にいでたちて来ぬ  
わざはひを忘れてわれを出むかふる民の心をうれし  
とぞ思ふ

国をおこすもとゝみえてなりはひにいそしむ民の  
姿たのもし

一首目、「いでたちて来ぬ」とはいかにも「とるものもとりあへずやってきた」といふ感じのご表現である。戦争に苦しんだ国民をなぐさめ、励ます為に陛下は全国津々浦々まで御巡幸になられてゐる。「風呂など十日位入らなくともかまはぬ」とか「列車内に泊まる事もいとほぬ」といはれて全国をまはられた陛下ではあったが、旅行中の難儀はさぞや大変なものだったにちがひない。しかし二首目をよむと、目的地的につい



て国民と接せられた時、旅のお疲れなぞ、すぐさまお忘れになったにちがひないと思はれてくる。日々の糧をつくるのに精一杯の国民が一瞬その苦を忘れて陛下を出むかへる。その民の心を知った陛下のお喜びが、「うれしとぞ」の「ぞ」にこめられてゐる。「思ふ」はやはり「おもふ」と字あまりで読むべきであらう。字あまりがかへって陛下のみ心からほとばしりであるお喜びの感情を自然に伝へてゐる。

第三首目、陛下は工場や田畑で働く人々の姿も、ごらんになられたのである。もくもくと働く民の姿に陛下は日本再建の芽をみつけられたのであらう。或は「松の如きををしさ」の具体的な姿を働く民の中に見いだされたのかもしれない。

皇居内の勤労奉仕者

をちこちの民のまる来てうれしくぞ宮居のうちに今日もまたあふ

戦ひにやぶれし後の今もなほ民のよりきてここに草とる

皇居勤労奉仕は、昭和二十年の暮、東北地方から上京した青年達によって始められたのだが、その後全国津々浦々から毎日百人も二百人も食糧を持参して集まってくるやうになった。陛下はそれらの人々が帰郷す

る際には、たとへそれが雨の日でも雪の日でも、御自らお礼を述べられ、さらに各地の民の暮しぶりをたづねになったさうである。

一首目の「うれしくぞ」は印象的である。「をちこちの民のまる来て宮居のうちに今日もまたあふ」といふ事実の御表現の間に突然「うれしくぞ」が姿をあらはしたやうな感じで、陛下の御心からわきあがってきたお喜びがどれ程のものだったかを示してゐる。さらに「今日もまたあふ」といふ御表現からは、毎日毎日国民とお会ひになる事がうれしくてたまらない、そしてまたそれを毎日の本当のおたのしみになされてゐる御様子がうかがはれる。皇居にみらっしゃりながら、毎日国民と会ふことができるといふ、おそらく陛下が長い間望まれながら実現されなかつた事が、奇しくも敗戦によってここに実現したのである。陛下のお喜びは察するに余りあるものがある。第二首目は、戦争であれはてた皇居をもとの清らかな姿にもどし、陛下の御心労を少しでもお慰めしたいと、毎日の苦しい生活にもかかわらず、全国から集まってきた人々の真心を陛下がしみじみとかみしめられてゐる御歌であらう。とりたてて感情を表現するお言葉はないが、国民の真心を本当にありがたいと思はれる陛下のお気持ちににじみ

でてくるやうな御製である。我々はとかく敗戦直後といふと、物質的な窮乏と精神的な空虚さの時代と想像しがちである。しかしこの二首と、先の三首の御製を拝誦すると、陛下と国民との間のこのやうな心の交流が一点の灯の如く敗戦直後の暗い時代を照らしてゐるやうに思はれてくるのである。

(四) 昭和二十二年

あけぼの

たのもしくよはあけそめぬ水戸の町うつつちのおともたかくきこえて

「たのもしく」は「よはあけそめぬ」にかかるとであらう。変つた表現である。壮嚴な夜明けとともに新しい朝がやつてきた。早くも町中からつちの音がきこえてくる。家を建ててゐるのだらう。一つの情景歌であるとともに、そこに日本復興の息吹きを感じとられた陛下のお気持ち「たのもしく」といふ言葉にあらはされてゐる。

東北地方視察

水のまがにくるしみぬきしみちのくの山田守る人をあはれと思ふ

この御歌は次の御歌とともに東北地方視察に行幸さ

れた時の御歌だが、陛下は行く先々で民の暮しぶりに心を配られてゐるのである。水害にくるしみつつも山間の田を耕して生計を営んでゐる民、「くるしみぬきし」といふ御言葉からは、その民の苦しみを陛下がするどく看取せられた様子がうかがはれる。そしてその苦しみを陛下はあたかも親が子の苦勞を思ひやる如く、「肉親の情」をもつて受けとめてゐらっしゃるのである。

同

あつさつよき磐城の里の炭山にはたらく人ををしとぞ見し

常盤炭田に働く坑夫をうたはれた御歌である。酷暑の中で玉の汗を流しながら働く坑夫の姿はそれだけたくましさを感じられるが、この御歌の中で使はれてゐる「をしをしさ」とは、その「たくましさ」とはまた違つた意味あひがこめられてゐるのではないか。すなはち先に陛下が、「ふりつもるみ雪にたへて色かへぬ松ぞををしき人もかくあれ」と歌はれた如く苦しい環境にじつと耐へてもくもくと働く、その姿こそをしいと陛下はお感じになられたのではないだらうか。そしてそのやうなをしい民こそが「国をおこすもとゐる」となるのである。

長野県大日向村

浅間おろしつよき麓にかへりきていそしむ田人たふ  
とくもあるか

「かへりきて」は戦地から帰ってきての意味であらう。「いそしむ」は仕事につとめはげむの意。「浅間おろしつよき麓」と農民の働くきびしい環境を簡潔かつ具体的な御言葉で表現したまひ、そして生死の境界をさまよった戦場から帰ってきた兵士が、今そのやうな環境の中で働く姿を「たふとし」と感じられてゐる。「たふとくもあるか」とは本當につらくて大変だらうが、このやうにもくもくと働く民こそ今の日本にとっては貴いのだといふお気持ちであらう。

折にふれて

老人をわかき田子らのたすけあひていそしむ姿たふ  
としと見し

おそらく一家の主人が戦地でなくなつたか、或はまた帰ってきてゐないのであらう。残された老人と少年達が力を合はせて田畑を耕してゐる。これもまた敗戦の結果いたましい光景である。しかし父親の留守を守り、祖父を助けて働く少年の孝心はまことにけなげである。そのやうな少年達の働く姿を陛下は「たふとし」とごらんになられたのである。

(五) 昭和二十三年

折にふれて

霜ふりて月の光も寒き夜はいぶせき家にすむ人をお  
もふ

「いぶせし」はむさくるしい、みすばらしいの意。敗戦後の住宅難を陛下はよく御存じであつたらうし、また戦災地視察の折にみすばらしいバラックなどもごらんになられたことであらう。冬、霜のおりて月の光も冷たくすんだ寒い夜に陛下は思はれる——ああ、空襲で家を焼かれ今はひどく粗末なバラックに住んでゐる人々は、さぞや寒い思ひをしてゐることだらう。早く立派な家を建てられる時代が来ればよいが。陛下は常に国民のことを思はれてゐる。しかしそのお気持ちは自他を隔てた上での同情ではない。親が子を思ふ「肉親の情」である。大御心とはこのやうな御心をいふのであらう。

同

風さむき霜夜の月を見てぞ思ふかへらぬ人のいかに  
あるかと

戦ひが終つてはや二年以上もの歳月が過ぎてゐる。しかしいまだ多くの民がソ連の捕虜として帰らないま

まである。シベリアのきびしい寒さの中で、それらの人々は一体どのやうな生活をしてゐるのだらうか。どうか無事に帰ってきてほしいといふ陛下の祈りにも似たお気持ちを感じられる御歌である。この御歌を読むと陛下がこの御歌を詠まれたのと同じに、多くの残された家族の人々も同じ思ひにひたりながら寒い夜を過ごしてゐたのではないかと思はれてくる。仮に「かへらぬ人のいかにあるかと」を「かへらぬ子らのいかにあるかと」と変へてみると、それはまさしく子の無事を思ふ親の気持ちを詠んだ歌となるだらう。陛下のお気持ちは残された家族の気持ちと何らへだたる所はないのである。

(六) 昭和二十四年

九州地方視察 開拓地

かくのごとく荒野が原に鋤をとる引揚人をわれはわすれじ

大陸から着のみ着のまま引揚げてきて今は生計を建てる為にひどい荒地を開拓してゐる人々、そのやうな人々を「われはわすれじ」と歌はれた陛下の御心はいかばかりであったか。国民の悲惨な暮しぶりを見るにつけ、民が二度とこのやうな苦しみを味はふ事のない

平和で豊かな国をつくっていかねばならないといふ強い御決意を陛下は抱かれたのであらう。

同 福岡県和白村青松園にて

よるべなき幼子どももうれしげに遊ぶ声きこゆ松の木の上に

松林の間を子どもたちが走りまはって歓声をあげながら遊んでゐる。姿こそ見えないが、その声からいかにもたのしげな様子、と松林の外に立たれてゐる陛下がお思ひになられてゐる。そんな情景がすぐ目の前にうかんでくるやうな御歌である。みよりのない最も不幸な境遇にあるはずのあはれな子供達が、かうしてたのしく遊びながら、すこやかに育ってゆく——そんな様子を陛下がいかによるこばれたかは想像にかたくない。陛下のお喜びが御歌の中に充滿してゐる。

引揚者に対して

外国につらさしのびて帰りこし人を迎へむまごころをもて

異郷の地で苦しい捕虜生活を送ってきた人々の帰国に際して陛下の御心を詠まれた御歌である。「つらさしのびて」とそれらの人々の耐へてきた苦しみを思ひやりたまひ、その人々を「まごころ」をもちてむかへよう」とされる陛下のみ心は家族が一家の主人を迎へる

心とまったく同じであらう。「大変だったでせう。本  
当に御苦勞様でした」といふ陛下のあたたかい思ひや  
りの御心の感じられる御歌である。

同

国民とともに心をいためつつ帰りこぬ人をただ待  
ち待つ

やと帰国した民を迎へる一方、あらためて陛下の  
御心はまだ帰りこぬ人の上に思ひをはせられるので  
ある。シベリアのきびしい寒さの中で、或は東南アジ  
アの激しい太陽のもとで、自らの国がやぶれたために  
捕虜として強制労働にたづさはる人々の事を思はれる  
と、陛下はゐてもたつてもゐられない程の苦しみを感  
じられたのであらう。そしてそれはそのまま国内で夫  
を父を或は息子を待つ家族の気持ちでもある。「ただ  
待ちに待つ」といふ強い御表現からさうした陛下の激  
しいお気持ちを感じられるのである。

(七) 昭和二十七年

風さゆるみ冬は過ぎてまちにまちし八重桜咲く春と  
なりけり

国の春と今こそはなれ霜こほる冬にたへこし民のち  
からに

一首目、「風さゆる」は、風が冷たいの意。「ま  
ちにまちし」は同じ音をくり返し使ひたまひ、しかも字  
余りとなつてゐるので、他の部分よりは自然とよむス  
ビードが速まる。このため「風さゆるみ冬は過ぎて」  
とゆっくりとした——それは長くきびしい冬を連想さ  
せる——調べがこの「まちにまちし」で急に速度をあ  
げかつ歌の調べをもちあげて、つひに「八重桜咲く春  
となりけり」の最後の句になだれこむのである。この  
やうな歌の調べは、長くきびしい冬から突然万物の開  
花する春へと移行する自然の運行とも一致してゐるし、  
またじつと冬に耐へてをられた陛下が春の訪れを喜ば  
れる、その陛下の御心のうごきとも調和してゐるので  
ある。

それにしても「八重桜咲く春」とは簡潔な言葉のう  
ちに、なんと具体的かつ豊饒な春のイメージを伝へて  
ゐる御表現であらうか。それはおそらく自然の春だけ  
でなく、この年サンフランシスコ講和条約が発効し、  
連合国の占領が終つてつひに日本が迎へた「国の春」  
をも含めてゐるのだらう。自然の春と、国の春が同時  
にやつてきたのである。この時すべての国民がこの御  
製にみられる陛下のお喜びと同じ喜びをかみしめてゐ  
たにちがひない。

二首目、「霜こほる冬」といふ御言葉で、敗戦後の日本の歩んだきびしい道を具象的なイメージで表現されてゐる。そして今やうやく日本の国にも春がやってきた——その陛下のお気持ち「今こそはなれ」（今こそはなつたのだ）といふ強い御表現にこもつてゐる。しかし、この国の春は、自然における春の如く待つてゐればやってくるといふ呑気なものではない。それは冬の如くきびしい状況の中で黙々と働いてきた民の力によるものである。陛下が先の御歌に詠まれたやうに、やはり、なりはひにいそしむ民の姿こそ国をおこすもとんであつたのだ。陛下が

爆撃にたふれゆく民のうへを思ひいくさとめけり身  
はいかならむとも

身はいかになるともいくさとどめけりただたふれゆ  
く民を思ひて

と、御一身の生命をかけて守られた民その民が今、瓦礫の中から奇跡の復興を遂げたのである。いはばこの御歌は敗戦そして占領と歴史上かつてなかつた国家の危機を陛下と国民がのりこえていつた日本復興のドラマの終幕をかざる御歌である。

#### (八) をはりに

「天皇を知るには御歌をよまなければだめだ」とは、合宿で何度も先生方や先輩方のおっしゃられてきたことであつた。そして今回私は卒業を目前にして、いはば歴生会（東京工大内・学生団体）での卒業論文集を書くやうな気持ちで初めて御製研究にとりくんできたのであつた。研究を続けてゆくうちに私は御歌に導かれて、天皇制云々の騒がしい議論の世界を離れ、天皇と国民との心の通ひあふ広くのびやかな世界を垣間見たやうな気がした。同時に「大御心」「国柄」などの、今まで何となくわかつたつもりになつてゐた言葉を初めて実感としてうけとめる事ができた。

しかし今まで書きつづつたものを読み返してみると、まだまだ力不足の為に御製の廻りをただぐるぐるとまはつて饒舌をつくしてゐるに過ぎないやうに思はれる。山田先生が「短歌のすすめ」（三百頁）の中で

国民とともに心をいたためつつ帰りこぬ人をただ待ち  
に待つ

の御歌を「全く肉親の情なのです」と簡潔に鋭く評されてゐるが、やはり御製研究、ひいては日本の学問にとりくむ為には、それ程の言葉に対する鋭い感受性と

豊かな想像力、そして「感ずべき事にあたりて感ずる心」が必要なのであらう。

その点まだまだ不完全ではあるが、卒業を機に今まで学んだ事をまとめてみるのもまた自分なりに意味があると思つて書かせていただいた。大方の御叱正をたまはりたいと思ふ。





天皇の大御心について

——我々は何故天皇を敬愛するか——

岡山大学医学部大学院生 田中輝和

- (一) 大御心に心を揺り動かされた
- (二) 木下先生のお話
- (三) 兵士の身の上を案ぜらるる明治天皇
- (四) すなほにてををしきもの

「無用の長物」これが僕の、大学へ入学するまでの天皇といふものに対して、心に抱いてゐた正直な感想であつた。しかし、特別に深い考へや理由があつてさう思つてゐたわけではなく、ただ漠然と、そのやうな感じを天皇に対して抱いてゐたに過ぎない。それまでの僕は、天皇と我々との間に、これと言つて特別な繋がりも見つけられなかつたし、もちろん積極的に繋がりを見出さうと努力したことも唯の一度もなかつた。天皇及び皇室に関して、それまでの僕の頭の中にあつた記憶と言へば、僕が小学生であつた頃、皇太子殿下の御結婚式の模様をテレビで見たことぐらゐのものであつた。このやうな状態にあつた僕が、何故天皇について考へ始め、さらに親しみと敬愛の気持ちを抱くやうになつていったか、その経緯をここに述べてみたいと思ふ。

### (一) 大御心に心を揺り動かされた

まづ最初のきっかけは、僕が大学へ入学した年の夏休み、国民文化研究会と言ふ団体の主催する「合宿教室」に参加した時に始まる。合宿教室に参加して驚いたことは、その雰囲気であつた。それは当時の僕にとつては、異質としか言ひやうのないものであつた。集

つた学生達は、異様な程の熱心さで「日本の文化・伝統」について語り、それらを護ることが現在いかに緊急を要する事柄であるかを力説してゐた。かうして不安と苛立ちの中で、合宿もほぼ終り近くなつた頃であつた。「今上天皇の和歌について」と題しての講義があつた。その講義の中で、僕は初めて今上天皇の御製に接することになつた。そして講師の先生は、御製に接するに當つての心構へについて、「人間の思想や行為を本當に知らうとする時、我々は既に出来上がった概念や判断の基準で見るとはならず、その人の言葉に直接に素直に、その人の心を自らの心に蘇らせるといふ態度で触れてゆくことが、何よりも大切なことである」と前置きされ、大正天皇、今上天皇の御製を読んでゆかれた。しかも一つ一つの御製が詠まれた当時の国内外の出来事を説明されながら、天皇の御心を、その場に蘇らせつつ講義を進めてゆかれた。そしてほぼ講義の最後近くで、大東亜戦争終結の折の御製二首の説明に移られた時のこと、終戦にあつて陛下の御心持ちがどれ程のものであつたかを話されながら、先生は絶句され、講堂は一瞬水をうったやうに静まりかへつたのを、今でもはっきり憶えてゐる。合宿の雰囲気に進んで這入つてゆくことができず、頑なになつてゐ

た僕も、その時は心の底からこみ上げてきたものが、喉の奥の方で何か硬いものとなってつかへたやうな感動を覚えた。その御製と言ふのは次の二首であった。

終戦後の御製（昭和二十年）

爆撃にたふれゆく民の上をおもひいくさとめけり身  
はいかならむとも

身はいかになるともいくさとどめけりただたふれゆく  
民をおもひて

そこには戦争の全責任を一身に背負はれ、ただ国民の苦しみをのみ思はれる大御心をお偲びすることが出来ると思ふ。国民と共にあられた天皇の御心が、たふれゆく国民をまのあたりに御覧になり、終に終戦を御決意された悲痛な御心境が、戦争体験のない我々の心を揺り動かしたのだった。そして先生は、この二首の御製の説明の最後に、戦後、天皇陛下が、マッカーサー元帥と会見された時のことについて述べられた。この時のことは、以前に少しは聞いたことがあったのだが、先生は次のやうに結ばれた。「戦後のあの時点において、戦争は御自分の責任である、自分はどうなつてもよろしい、国民、民族の生存を援助してほしいと、マッカーサー元帥に言はれたといふ天皇の御心持ちは、これは日本の歴史に私どもが刻み込んで、永世に伝へ

なければならぬことです。」と。この天皇の国民を思ひ、民族を思ひ、国を思はれる大御心のまことは、日本国民は勿論のこと、敵将マッカーサー元帥の心をも動かさずにはおかなかつた。事実、この間の事情をマッカーサーも自らの回想記の中で次の如く述べてゐる。「私は大きな感動にゆすぶられた。死をとものうほどの責任、それも私の知りつくしている諸事実を照して、明らかに天皇に帰すべきではない責任を引受けようとする、この勇氣にみちた態度は、私の骨のズイまでもゆり動かした。」と。そして、このマッカーサーの回想記の文章を読んで、国民を思ひ、民族を思ふまごころは、それがたとへ異国の文化・伝統・歴史の風土に育つた人であらうとも、その人の心を揺り動かさずにはおかない、普遍的な真実であることを、僕ははっきりと知つたのであつた。そしてまた、当然のことであるが、この天皇の大きいいづくしみの御心が、戦禍の中から復興へと立上らなければならないかゝる人々の中に、どれ程大きな勇氣を呼び起こしたかを思はないうわけにはいかなかつた。先生も、「この二首の御製に見られる天皇の有難い御心持ちを感じて、私共は復興に立上がったのです。かうして国の為、そして『天皇陛下万歳』と叫んで死んだ同胞の心と日本復興に努

力する心とは繋がるものが出来たのです。」と御自身の体験を述べられ、最後に次の御製を読まれた。

折にふれて

海の外の陸（とが）に小島にのこる民の上安かれとただいのるなり

かうして僕は、天皇の御製に直接接する機会を得、さらに感動的な講義を聞くことができ、天皇に対する僕自身の頑くな心も少しづつ変化し動いて行つたのです。

## (二) 木下先生のお話

ところで、その後もこの「合宿教室」には何度か参加して、更に多くの天皇の御製に接し、或いは多くの貴重な話を、先生方から伺ふことができた。その上、この合宿での経験を機に、何冊かの天皇に関する書物を読んだりもした。これらのわづかばかりの経験の中で、僕の心を捉へて離さないものは、歴代の天皇が、国民をどれ程の御慈愛深い御心でみそなはれて来られたかといふ、数限りない事実の集積の存在することであつた。そのいくつかを、ここに挙げてみたいと思ふ。かつて侍従次長をされてゐた木下道雄先生から伺つたお話の一つであるが、先生が大正十三年、現在の今

上陛下が東宮（皇太子）であらせられた時、東宮事務官として東宮殿下のお傍にをられた時代のことであつた。偶々京都の東山御文庫（皇室にとつて大切な土蔵で、内蔵されてゐるものは、御歴代の宸翰、旧記の類である）を殿下のお供をして訪られた時の出来事である。先生は次のやうに述べられた。「多くの陳列品のうち、たまたま私の眼に映つたのが光格天皇の御書簡であつた。明治天皇より三代前の光格天皇は、幼少僅か九歳で、閑院宮家から入つて帝位を継がせられ、御先々代、後桜町上皇（女帝）の並々ならぬ御訓育を、多年に亘り受けさせられた次第であるが、御年二十九歳の時、その上皇に対し認められた御書簡がこれであつた。別にゆっくり拝読したわけではなかつたが、

『仰せの通、身に欲なく、天下万民をのみ慈愛仁恵に存じ候こと、人君たるものの第一の教云々』の筆の跡に、一瞬電撃を感じた次第であつた。徳川幕府全盛の時代にあつて、ここ京洛の地、清くさやけき御所のうちには、人知れず寂かに、天下万民をのみ念とせられる御精神が、脈々として皇統のうちに流れてゐた、長い年月のあつたことを初めて知り、私はおのづから身の引き締るのを覚えた次第であつた。」

この国民を思はれる天皇の大御心は、常にかつあま

ねく国民の上に注がれて来られたのである。そして、その大きいつくしみの御心は、歴代天皇がたが不順に努力を積み重ねられ、御身心を削って体现され、今日まで伝へ来らされたものであることを、はっきりとうかがひ知ることが出来ると思ふ。また、「後奈良天皇の時代には、皇室の式微が空前絶後の状況になり、諸戦国武將の献金によって、天皇が踐祚せられて後十年を経過して、やうやく御即位式が行なはれ得たと言はれる。後奈良天皇は、このやうな御生活環境にあらねながら、天文九年（一五四〇）日本を風靡した悪疫に、多くの国民が呻吟するの痛く御憂慮せられ、なにも具体的な措置をなさることがおできにならぬままに、ひたすらに、荒廃し切った皇居のなかにあられて、それでも国民のために悪疫退散の祈願を続けられ、御親ら、『般若心経』一卷を書写せられて、これを諸国の一宮に奉納せられてをるのである。」（小田村寅二郎著『日本思想の源流』より）

(三) 兵士の身の上を案ぜらるる明治天皇

また明治天皇の御製の中にも、この大御心の具現された姿をはっきり拝見することができた。殊に、明治三十七年、それは日露戦争開戦の年であった。「明治

天皇は、日露開戦を決定する御前会議の席上『今迄は両国政府間の交渉であつたけれど、今朕よりロシア皇帝に親電を發して、両国民を戦禍から救ふため最後の努力を試みたい』と仰せられて、どこまでも武力による解決を避けようとお考へになつたのみならず、遂に開戦が決定せられるや、大奥入御の後も御悲しみのため、しばらく御言葉がなく、御目には御涙をたたへさせられてゐたと伝へられる。」（家永三郎著『新日本史』昭和二十二年四月、富山書房刊）その年の御製の中に、日常のささいな事がつけても、遠く異国の戦場で、苦しい戦ひを続けてゐる兵士達の身の上に思ひをはせてをられる御歌が、いかに多いかを知つたのである。

花

戦のには立つ身をいかにぞと思へば花もみるこ  
ちせず

をりにふれたる

いたでおふ人のはだへにしみぬらむ寒くなりゆく秋

の山風

霜

もののふの野辺のかりふしいかにぞと思ひやらるる  
夜はのしもかな

親

国のためたふれし人を惜むにも思ふはおやのころなりけり

四海兄弟

よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ

神祇

くのために身をかへりみぬますらをに神も力をそへざらめやは

仁

国のためあたなす仇はくたくともいつくしむべきことな忘れそ

をりにふれたる

くのためにたふれし人をおもひつつねたるその夜のゆめにみしかな

(四) すなほにてををしきもの

ところで、古代より今日まで、この大御心が絶えることなく伝へ来られたといふ事実に対して、和歌の果たした役割には、はかり知れないものがあると思ふ。歴代の天皇がたが、和歌に対して示して来られた真剣さと厳しさは、僕の想像をはるかに超えてゐた。天皇御

自身の御心の客観的表現である和歌に対して、自らの御心の自己反省の手だてとして、さらに御心を鍛へ修めるものとして、並々ならぬ御熱意をもって臨んで来られたのを知り、本当に頭の下がる思ひがした。この間の事実を、「歌」と題する、やはり明治天皇の御製の中に拝見することができると思ふ。

△明治三十九年▽

すなほにてををしきものは敷島のやまと詞のすがたなりけり

まごころを限りなき世にとどむるもやまと詞のいさをなりけり

△明治四十年▽

事もなくしらべあげたる言の葉の花にぞ匂ふ国のすがたも

現身の人のまことを萬代にのこすや歌のしらべなるらむ

まごころをうたひあげたる言の葉はひとたびきけば忘れざりけり

この五首の御製の中に歌はれてゐる、一貫した明治天皇の御心は、「まごころ」のひとつことに結晶されてゐるのであり、率直なありのままの気持ちや体験を、素直に三十一文字に詠み込むことの重要性を歌はれて

あるのである。そして、それこそが、明治天皇が御励みになられてきた、和歌の道の本質であったのだと思ふ。この天皇の「まごころ」と、御自身の心を厳しくみつめられる御態度があったればこそ、我々は歴代の天皇がたの御製に感動することができるのである。

「まごころ」をこそ歌に詠み、「まごころ」に何にもかへ難い価値を置き、人生の生甲斐をそこに見出してきたのが、実に古代からの日本人であり、日本の国の姿であったと明治天皇は御歌ひになられてゐるのである。和歌の道を日本人の踏むべき道として「敷島の道」と呼ばれ、歴代の天皇がたが誰れよりも率先され、心をこめて実践せられてきたことの理由もまた、この点にあったと思ふ。更に、日本人が過去二千年にわたって天皇を敬愛申し上げて、今日に至った最大の根源もまた、実にこの点に見出せると思ふ。日本の国の日本の国たる所以は、まさにこれらの諸事実の中に生きてゐるのであり、我々はこれらを将来永遠に伝へてゆかなければならないと、あらためて強く感ずるのである。



天皇陛下への思慕

——懺悔とともに——

神奈川県立平沼高等学校教諭 福田 忠之

- (一) 「二度と戦争に敗けてはならない」
- (二) 御聖断と阿南陸相の自刃
- (三) 御巡幸と私
- (四) 迷ひと師との出会ひ
- (五) 天皇・皇帝・国王

(一) 「二度と戦争に敗けてはならない」

私は朝鮮の京城府で生まれ、小学校二年生の時に敗戦を迎へて両親の故郷である鹿児島へ引揚げて来る迄そこで育ちました。私が物心の付いた頃には既に我家には、天皇・皇后両陛下の御肖像があり、それは国父国母であると両親に教はつてをり、畏れ多いことながら、両陛下のお姿に自分の両親の顔を投影させて一種の親しみを抱くやうになっておりました。例へば母が買ひ物などで外出し、少し遅くなったやうな時には神棚やこの御肖像の前で「母が早く帰つて来ますやうに。」と一心に祈つたものです。そして祈り終はると必ずと云つてよい程、窓辺に母が見えるものでした。学校では朝礼の折に奉安殿（天皇の御真影が安置してある所で、当時どこの学校にもあった）に一礼し、宮城の角すなはち東の方を遙拝する慣はしでしたし、各種の式典で校長先生が教育勅語を奉読される時の厳肅な雰囲気や海軍記念日の壮麗な分列行進など今でも鮮やかに思ひ出すことができます。

さて、いよいよ鹿児島へ引揚げることになりましたので私共母子五人は仕事の後始末で残らねばならぬ父と別れて一足先に出発することになりました。子供で

あつた私は多少物見遊山のやうな楽しい気持で京城から釜山へ向ひましたが、途中、炊き出しで麦飯のおにぎりが配給になりました。私は空腹であつたので、「何とまあ、黒いおにぎりだらう。」と思ひつつも夢中で頬張つたのでしたが、ふと母を見ると、そのおにぎりを手にした儘ぼろぼろと涙を流してをりました。私は訝しく思ひましたので、その理由を訊ねたのですが、母は「戦争に負けたから、こんなに黒いご飯を頂かなければならないのですよ。」と答へたまま、じつと坐つてゐるだけでした。その時私は「こんなに母が悲しむのであるから、二度と戦争に敗けてはならない。」と幼ないながらも思つたものです。今日の小学校で日教組的教師が、こんな子供の述懐を耳にしたなら、「それではいけない。二度と戦争をしてはならないと思ひなさい。」とさつそく指導するところでありませうが、正直なところ私は夢にもさうは思はず、ただ「負けてはならない。」とむしろ直接的な反応をしたのでしたし、今でもその方が素直なのだと思つてをります。

## (二) 御聖断と阿南陸相の自刃

なんとか無事に鹿児島に着いた私達は地方の町のその昔、郷士の多く住んだ麓といふ所へ落ち着きました

が、たしか小学校の四年生位の時だったと思ひます。宮内庁関係のお人といはれる方が遊説に来られたことがありました。そして今では数多くの文献ですでに詳しく知つてゐることでありますけれども終戦時の御前会議の模様を初めて知らされました。特に印象的だったことは、自刃された阿南陸相のことであります。ポツダム宣言受諾に際して条件をつけることを終始主張した陸相に対し、即時終戦との御聖断をお下しになつた陛下は「阿南よ泣くな。」と一言仰せられたさうであります。このことの事実の有無は後に私の見た範囲でのどの文献にもなく、確かめられない儘になつてをりますが、私はさう話されたことを正確に記憶してをります。それに續いて、

「おそらく陛下には以心伝心で陸相が自刃されること、その時既にお解りになつてをられたのだらうと思ひます。」と云はれた時、講演者は怵へきれないやうに涙をぼろぼろと貧弱な演壇の上に落しました。聴衆の中からは女の人の嗚咽があがり、私も敗れたとは言へ、いまだ国の中心に陛下を戴いてをることの倅をしみじみと感じたものでした。このことは私にとつて数々の思ひ出の中でも非常に感動的なものであります。かう申し上げても終戦とか御前会議だとか、全然知ら

ない方々には何のことか良く解らないでせうから「機関銃下の首相官邸―迫水久常著」より次の引用をさせて頂きます。

”午後十一時三十分少し過ぎに、長い地下道を誘導されて、防空壕内の一室の会議場に入った。物音はまったくくない。やがて、玉座の後方の扉が開かれて、天皇陛下は、蓮沼侍従武官長を随えて室に入られた。最敬礼をしてお迎え申しあげたのち、お顔を拝すると、極度のご心痛にやつれ果てた御面持であり、額には数本の頭髮が乱れて下つておられた。机の上には、ポツダム宣言を外務省において仮訳したもののプリントのほかに、甲案、乙案として左記の二枚のプリントが配布されていた。

(1) 甲案

三月二十六日付三国共同宣言中へあげられたる条件中には、天皇の国法上の地位を変更する要求を包含しおらざることを了解の下に、日本政府は之を受諾す。

(2) 乙案

三月二十六日付三国共同宣言につき、連合国において、(一)天皇の国法上の地位の変更に関する要求は右宣言の条件中に包含せざるものとす、(二)在外日本軍隊は速かに自主的撤退をなしたる上復員す、(三)戦争犯罪人

は国内において処理すべし、(四)保障占領はなさざるものとす、との了解に同意するにおいては、日本政府は戦争の終結に同意す。

鈴木総理は、まず、陛下の御思召によつて自分が議長をつとめる旨を宣して、次に私を指名してポツダム宣言を朗読せしめた。私はともかく読むには読んだが、その内容は、とうてい陛下のご前において読むに堪えないものであつて、おそれおおいというか、申訳ないというか、あんな苦しい心持のしたことはなかつた。つづいて総理は、東郷外務大臣を指名してその意見の開陳を求めた。東郷外相は、冷静な口調で整然と先ず、一応の経過を説明し、甲案によつて戦争を終結するほかなきことを切々と述べられた。ついで指名されたのは阿南陸相であつた。陸相は、まず「私は外務大臣の見解に反対でございます」と前提した上、乙案が成立可能ならばこれに賛成するが、しからざるかぎり、戦争を継続し、本土決戦に際し敵に大打撃を与へることをうれば、その際また有利なる終戦の機会も与へらるべく、したがつて、ただいまは、死中に活を求むるの勇氣をもつて進むべきである。本土決戦は、もちろん必勝とはいえないが、必敗ときまつているわけではな

い。地の利があり、人の和がある以上必ずや、敵に大打撃を与えうると確信している。

万一そのことができない場合には、一億玉碎して、日本民族の名を歴史にとどむることこそ本懐であると信ずるといつた趣旨を、声を励まし、双頬を涙でぬらしながら申し述べられた。次の米内海相は、阿南陸相の熱弁に対比して、あまりにも簡單で、ほんとうにただ一言、「私は東郷外務大臣の見解にまったく同意であります」といわれただけであつた。鈴木総理は、次に平沼議長を指名した。平沼議長は自分の意見をいう前に質問したいといわれて、列席の各員に対し詳細な質問をされたのち、大体外務大臣の意見を支持されるものと認められるような見解の表明があつた。統帥部の両総長は、おおむね阿南陸相と同趣旨の発言をした。いわば、三対三の対立である。時刻は移つて既に十日午前二時である。

ここで鈴木総理が立たれた。私は総理が自己の意見を述べられるのかなと思つてみると、総理は、自分の意見を何も述べないで、宣言をするような形で、既に長時間にわたつて論議を重ねたが結論をえられない。しかし事柄は極めて重大であり、また一刻の猶予も許さない状態にあるから、前例もなく、おそれおおいき

わみであるが、この際、陛下の御思召を伺い、それに基いて会議の決定をえたいと思う旨を発言されると、そのまま陛下の玉座の前に進まれた。私は「いよいよ」と思った。しかし、会議場は、一瞬、驚きの気配というか、意想外のことがおこったというか、ハッとした空気がみなぎった。このとき阿南陸相が、玉座に歩み寄り鈴木総理に対し、「総理」と声をかけられたとあとで吉積陸軍省軍務局長はいう。私もそのような気がする。緊張した空気の中で、鈴木総理は、しずかまっすぐに陛下の玉座の前に進み、大きな体を低くかためて丁寧な最敬礼をされた。陛下は、総理からお願いの言上を聞かれると、おうなずきになって、総理に席にもどるようにおおせられた。

— 中略 —

天皇陛下は椅子におかけになったまま少し体を前にお乗り出しになって、まず、「それならばわたしが見て見よう」とおおせられた。極度の緊張の一瞬である。静かといつて、これ以上の静かさはありえない。陛下は、つぎに、「私の意見は、先ほどから外務大臣の申ししていると同意である」とおおせられた。私はその瞬間、ひれ伏した。胸がつまって、涙がほとばしりて机の上の書類に雨のあとのようににじんだ。

部屋の中の空気はなんとなく動揺した。なんびとも声を出す者はない。みなすすり泣いているのであった。私は、陛下のお言葉が、それで終りならば、総理に合図して、会議を次の段階に運ばねばならないと考えたので、涙のうちに陛下を拝すると、天皇陛下はじつとななめ上の方をお見つめになっておられ、白い手袋をおはめになったお手の親指で眼鏡の裏をおぬぐいになつておられる。私は陛下はお涙で眼鏡が曇るのだなと思うと、さらに一しお涙がでたが、陛下はついに、お手をもって、両方の頬をおぬぐいあそばされた。そして低い押しつぶしたようなお声で「念のために理由を申しておく」とおおせられた。このあと陛下のおおせられたことは大体次のような趣旨のことであつたが、陛下ご自身、お言葉はとぎれとぎれであり、抑揚も乱だれ、考え考え、一言ずつ絞り出すようにおおせられうけたまわるわれわれは、いっそうせき上げて、机にひれ伏し、号泣するのを禁じえなかつた。私はそのとき感極まって「陛下お心持はよく判りました。もうこれ以上なにもおおせられないでくださいませ」と申しあげたいような気持のしたことを、いまもはっきり覚えてゐる。

「戦争がはじまっていろいろ陸海軍のしてきたことは、

どうも予定と結果がたいへん違う場合が多い。いま陸海軍は本土決戦の準備をしておいて、勝算もじゅうぶんあると申しておるが、わたしはその点について心配している。先日参謀総長から九十九里浜の防衛対策の話聞いたが、侍従武官が現地を視察しての報告では、その話とは非常にちがっているようであるし、また新設の第百何師団（陛下はたしかに師団番号をおおせられたが私は思い出せない）の装備完了との報告を受けたが、実は銃剣さえ兵士に配給されていないことがわかった。このような状態で本土決戦に突入したならば、どうなるか、わたしは非常に心配である。あるいは、日本民族は、みな死んでしまわなければならないことになるのではないかと思う。そうなれば、皇祖祖宗から受けついできたこの日本という国を子孫につたえることができなくなる。日本という国を子孫につたえるためには一人でも多くの国民に生き残っていてもらって、その人たちに将来ふたたび立上ってもらうほか道はない。これ以上戦争をつづけることは、日本国民ばかりでなく、外国の人々も大きな損害を受けることになる。わたしとしては忠勇なる軍隊の降伏や武装解除は忍びがたいことであり、戦争責任者の処罰ということも、その人たちがみな忠誠を尽した人であることを

思うと堪えがたいことである。しかし国民全体を救い、国家を維持するためには、この忍びがたいことも忍ばねばならぬと思う。わたしはいま、日清戦争のあとの三国干渉のときの明治天皇のお心持を考えている。

みなのは、この場合、わたしのことを心配してくれると思うが、わたしは、どうなってもかまわない。わたしは、こういうふうに考えて、戦争を即時終結することを決心したのである。

という趣旨のことをおおせられた。そしてそれに引きつづいて、軍人がまことに忠勇であったこと、国民がよく一致して戦ったことに対するおほめの言葉があり、また、大勢の人が戦死し、戦傷し、また、空襲などで死んだり、傷ついたり、財産を失ったりした人々は非常に多いが、その人たちや、その遺族、家族のことを考えると胸がかきむしられるような心持がする。いま、外地にいる大勢の人たちのことも心配でたまらないということなどを、とぎれとぎれにおおせられた。

―中略―

陛下のお言葉が終ると、鈴木総理大臣は立って、陛下に対し「御思召のほどはうけたまわりました」と申しあげ、ご退場をお願いした。陛下は一同の最敬礼のうち席をお立ちになった。そのとき、陛下は、もう

一度なにかおせられるような形をお示しになったが、一人でちょっとおうなずきになっただけでなにもおおせられず、室を出てゆかれた。その足取りは重く、私は、本当におそれ多い心持であった。陛下がご退場になると、一同は居残って、最高戦争指導会議を開き、甲案をもって、会議の議決とすることを決定し、私は決議録に各員の署名を求めた。そのとき、平沼議長から、甲案の中の「天皇の国法上地位」という表現について異議がでた。平沼議長の趣旨は、わが天皇の御地位は、神ながら定まった御地位で、憲法は、そのことをそのまま表現したものであって、天皇の御地位は、国法上の地位以前のものであるから、この「国法上の地位」という表現はいけないというわけである。実は、この起案に際しては単に「天皇の身位」という言葉も一案として考えられたのであったが、平沼議長は、憲法前文の文言によって「天皇の国家統治の大権」と改めよといわれた。私はこのように極めて日本的な表現を使うと、相手方には理解がむずかしくなり、かえって問題を複雑にするおそれがあると思つたので、相当地に抵抗してみたが、結局総理の裁断によって、原案を平沼議長の意見どおり訂正して、各員の署名をおわつた。

もっと詳しく引用したいのですが、さうも参りませんのでひとまず終らせて頂きます。

### (三) 御巡幸と私

さて、昭和二十一年の千葉県下御巡幸を初めにして、天皇陛下の全国御巡幸が始まりましたが、昭和二十三年でしたでしょうか、鹿児島へも御巡幸になられました。当時私は小学校高学年でありましたが、陛下を眼のあたりに仰ぐ榮譽を得たのであります。その頃私の住む町の町長さんは、橋口行彦といふ品の良い紳士で町民の尊敬を集めてゐるお方でしたが、その昔は勅任官であり、関門トンネルを作った時の技師であつたと伺つてをりました。(それは後に、お宅を訪問する機会を得ました時に、お若い頃のアルバムを見せて頂き、いろいろと説明を受けたのであります。)

さて、私共の町は、小さくもあり、陛下は近くの川内市に下車されてお廻りになり、その後鹿児島市に向はれる御予定になつてをられましたので、とても私共の町に下車される余裕はございませんでした。がしかし、町長さんの御奔走により、駅のプラントホーム近辺河百メートルかをお召列車が極めてゆっくりと徐行されることになりました。私共の学校生徒は、皆鉄道



線路沿ひに陛下をお迎へすることになりましたが、町長さんと共に何十人かは、列車が止まるばかりに徐行するプラットホームでお待ちすることになり、幸運にも、私もまたその人数の中に加へられたのであります。

当日、私は前の夜に兄弟・姉妹皆で作った竹の棒に紙の旗の「日の丸」を持ち、貧しいながらも第一装の服装で、陛下の列車を今や遅しとお待ちしました。最初に通ったのは先導の機関車でした。前方に日の丸を十文字に組んだ機関車は轟々と音を響かせて過ぎ去りました。それは実に勇ましく見えたものであります。

それから十分位して、お召列車が参りました。陛下は窓を開けて直立不動のお姿で立ってをられました。後に伝へ聞いたところによりますと、陛下は御巡幸の際、その殆んどを列車の窓辺に立ちつくしてをられたさうであります。私共は町長さんの「天皇陛下万才」の声と共に皆、夢中で「万才」を連呼してお迎へしたのですが、私は感激のあまり、涙と共に旗を余計に振りすぎたので、お召列車が過ぎ去って、我にかへった時には、紙の旗は千切れてなくなり竹の棒だけを手に持つてゐるのです。かうして家へ帰り、川内市へ勤めに出てゐた父の帰りを待つて報告し、父もまた川内市で、その日下車された陛下をお迎へした話を聞いた

のでした。

父はその日、仲の良い友人と共に、車で市内を廻られた陛下をお迎へしたとのことでしたが、その友人といふお方は陸軍士官学校の出身で、卒業時に陛下より恩賜の刀を頂いたのださうであります。父も私の場合と同様に懸命に「万才」を叫んだのださうであります。が、ふと気が付くと、その友人は人垣の後方で、ただじつと下を向いてゐたさうであります。服装は何処で借りてきたのか、身体に合はぬよれよれのモーニングであつたとのことです。父はかう申しました。「彼はさすがに軍人だ。貧なりとはいへ、威儀を正して陛下をお迎へするといふ姿勢には実に頭の下ることだつた。彼は何も云はなかつたけれど、万才も唱へず、ただじつと俯いてゐたのは戦に敗れた責任を痛感してのことだつたらう。その心情は、夢中で万才を叫んだ自分などの遠く及ぶところではない。」今でもこの言葉をお思ひ出すことができるのは、その時私が余程、感銘を深く受けたことの証左でありませう。

#### (四) 迷ひと師との出会い

「人間は環境によつて左右される。」と申しますが、これは名言の一つであらうと思ひます。自分で云ふの

も多少気がひけるのですが、幼い頃の私は比較的純粋で感受性も強い方であつたと思ひます。ところがその後中学校、高等学校を経て、大学に入った頃には物事に余り感動せぬ氣質になつてゐたと思ひます。それはその頃の一般社会の風潮に影響されたのでせう。今にして思へば、日本の風潮は戦後ますます悪くなるばかりで、その中で育てられる青少年は、確かに不幸な一面を持つてゐると思ひます。戦争といふ概念は普通には、戦術戦略を含む直接的武闘行為をさすのでありませうが、もつと蔽密に考へますならば、戦争には必ず正当な主義主張が伴なひますから、或るひとつの文化と他の文化との闘ひといふことになるでせう。したがつて、武闘行為が終結し、戦争状態が一応終焉したとしても、文化的闘争が終つたとは云ひきれません。戦敗国の文化伝統が極めて強固である場合には、戦勝国の文化は容易に勝利を取めることができせんし、時には逆に呑み込まれてしまつて同化してしまふふことがあります。「ノルマンの征服」——一〇六六年の後、ノルマン人がアングロ・サクソン民族の中に同化してしまつたことなどは、その好例でせう。しかし、さういふ例は稀にしかないのであつて大抵の場合、戦勝国の文化は武闘行為に勝利を取めたことの余勢を駆つて、

戦敗国の文化を放逐すべく滔々として上陸します。戦敗国の本當の悲しみは実はここから始まるのだと思ひます。さういふ意味で私は、戦後の日本の風潮は文化的闘争にまます敗北しつつあるのだと思ふのですが、しかし、二十才になりたての私は、そんなことには更更気付かず、その悪い一般社会の風潮の中で、幾分なりとも知識を得、智恵を磨いてゐたのです。私はこの世には、余りにも多くの物事がありすぎる程であるのだから、そのひとつひとつに、いちいち感動してゐたのでは身がもたないではないか。男らしく逞しく生きて行くには、さうした事に煩はされず、もつと毅然としてゐなくてはなるまいと考へ、むしろ普通の人間の感情を押し殺すやうにしてゐたのではないでせうか。そして、その頃は父をはじめ、周囲の人々とよく議論をしたもので、きまつて云はれてゐたことは、「この頃の若者には情操がない。」といふことでした。読書は柳田謙十郎、丸山真男などで、考へれば考へる程、天皇の御存在の意義が解らなくなつて行くのでした。そのやうな私が、大学二年になり、専門課程で西洋史を専攻し、川井修治助教授（現鹿児島大学教授）の講義を受けるやうになつて、はじめて自分自身の生き方とか、現実を直視する眼とかいふものに心を向けだし

たやうに思はれます。先生の講義は、その落ち着いた話し振りとともに実に流麗で、毎度聞き惚れるのでありましたが、何よりも感銘深かったのは、具体的歴史的事実の講義であるにも拘はらず、全体に人間味溢れるものを感じさせられたことであります。その中で私は、それ迄の自分の知識や智恵を選別し、幼い頃の情感を徐々に取り戻したやうに思ひます。そして、それはこれ迄十有余年の間に数多くの先輩、友人と接触してきた間により確かなものとなってきたやうです。とくに重要なことであつたと思ひますことは、以前には女性的なものとして、むしろ軽蔑する傾向のあつた「短歌を作ること」の意義に気付かせられたことだと思ひます。かうして天皇陛下の御訪欧を機会に、それ迄の自分の勉強を確認する意味でも、書きまとめたものが次の小論であります。

(五) 天皇・皇帝・国王

一般に外国の人々が日本の天皇に対して抱いておる観念は間違っている。何故なら、ドイツ人は Kaiser (皇帝) Hirohito と刻印したメダルを最近発行しており、フランス人は天皇のことを *l'empereur* (ランブール) とお呼びしている如くである。もつとも、こ

のことについて責任のあるのは日本人自身である。例えば、御訪欧中の陛下について、或る日本人のアナウンサーはフランス人に対して、ランブールとわざわざ翻訳して伝えていた。

ところが次の画面に出てきた「天皇ヒロヒト」の著者モズレーが *l'empereur* と発音していたのは印象に残った。コンサイス仏和辞典を開いてみると、*Empereur* には皇帝、天皇、ローマ帝国皇帝とあり、更に *Empereur* と最初の E を大文字にすると、特にナポレオン一世皇帝のことを指すとある。

成程、ド・ゴールなども尊敬の気持を惜しまなかつたフランス人の誇り、大ナポレオンには同じ *Empereur* の中でも、特に偉大であるからとして頭文字 E を強調し、その気持を表わすのであろう。ところで、この辞引を見ていると天皇とか皇帝とか国王 (*King, Roi, Konig*) とか区別して使用するのが、逆に無意味なことであるかのように思えてくる。けれども私は天皇も皇帝も国王も一緒くたにしてしまうのはどうしてもおかしいと思うから、これは整理して考えてみねばならない。

皇帝とは最初に秦の始皇帝が用いた称号だという。これを *emperor* にあてはめても良いのは、中国の王

朝がヨーロッパと同じく、或る時期で交代しているところなどに類似性があるからであるが、日本においては王朝の交代などはなかった。また皇帝（emperor）は国王（king）と違って、もともとは単に政治的権威であるのみならず宗教的権威をもあわせもっている。ナポレオンに宗教的権威があったとは思われないけれど王（roi）以上の意味をもっている皇帝（empereur）の称号を用いたのは、それよりもユニバーサルな勢力を示そうとしたからであろう。コルシカ島出身の彼にとつては古のローマ皇帝への憧憬が絶ち難かつたのではないだろうか。ナポレオンはその戴冠式に法王ピオ七世を呼びよせ、その式の模様、次第は、西暦八〇〇年に西ローマ帝国を復活したフランク族（ゲルマン族の一派）のチャールス大帝ぶりであったと伝えられる。さて、古代ローマ皇帝のことをいうとこの頃には皇帝崇拜というものがあつた。ローマ皇帝を神として崇拜する觀念、儀式、組織のことであるが、その起源は、その初め多神教が支配的であつた古代東方世界やギリシア世界にあるといわれる。ギリシアは徳や力において衆人にぬきんでていたものは神と人間との中間的存在である神人として崇められ、死後は神として祀られたという。キリスト教徒がヤーベ（唯一絶対神）を尊

崇して皇帝崇拜を拒否し、謀反罪に問われたことは有名であるが、コンスタンチヌス帝によってキリスト教が公認されてよりのちは、皇帝崇拜は王権神授の思想にしないで移行していったといわれている。では王権神授の思想とはどんなものであるのか。

ルネッサンスを過ぎて、キリスト教の権威がしだいに揺らぎはじめはするが、まだまだヨーロッパ全土に強く根付いていた頃、各地にいわゆる絶対王政が確立する。フランス人ボードンがその理論的基礎を築き、十七世紀前半、ルイ十四世皇太師伝でモーの司教であつたボッシュエが王権神授説を説く。いわく「王位とは人身の位ではなくて、神そのものの位である。それゆゑに王者は地上における神の代理人として行動するものである」と。この論理の上に太陽王ルイ十四世は君臨したのであつた。またイギリスではスチュアート王朝の開祖ジェームス一世（スコットランドより入る）自身、一六〇九年の議會で、議會政治に習熟しているイギリス人にはなじみにくかつたと思うが、事実、その次のチャールズ一世の時にピューリタン革命が起つた。次の如く演説している。

「王が神と呼ばれるのは正しい。そのわけは王が地上において神の権力にも似た権力をふるっているから

である。もしも諸君が神のもっている特性を考えるならば諸君は、その特性がいかに王その人に符合しているかを理解されるであろう。王はすべての臣民のあらゆる場合の裁き手であり、しかも神以外の何ものにも責任を負わない。」これらの説は我々日本人の伝統的な政治観にとつては大変に奇異に聞こえるに相異なる。ところが現在これらのことは日本全国の高等学校や大学で、あるいは市販される歴史書の中で、ごく普通に説明されているところである。しかも、王権神授説がその後ヨーロッパでまったく顧りみられなくなったこと、例えば、太陽王ルイが「朕は国家なり」としたことに對して啓蒙思想の洗礼をうけたプロシヤのフレデリック大王は「余は国家第一の下僕である」と述べたことを説明し、それと戦前の日本の天皇現人神の論を結びつけ、それがいかに時代遅れであるかとばかり教え込むのが一般の風潮となつてゐる。そこには天皇と皇帝或いは国王とを同一視してゐるという大雑把な考え方があり、それこそが現在の日本の混迷した姿の一証左、と私には思われてならない。それを大本に遡れば日本の神と西欧のゴッドとを同一視するような翻訳をしたことへ行きつくのであろうが、我々はこの間違を正すべく、何度でも声を大きくして叫ばなければ

ならないと思う。

前述のごとくヨーロッパの王権神授説は唯一絶対神ヤーベの権力を背景にし、国民と対立してその上に君臨しようとしたが、これは論理的にも現実的にも無理な考え方であるから、やがてその力を失つていったのは当然のことである。しかし日本の歴代の天皇は、御自から率先して神々（ゴッドではない）となられた祖宗の前に敬虔にひざまずかれておられるのである。

その神々しい御姿を拝した国民がその御方に神々の御姿を感得して、自からも天皇の御後を慕い、同じく自からの血の根源である神々（祖先）の前にひれふしてきたというのがこれまでの日本の姿だったのでないだろうか。そこには天皇と国民とが一体となつて神々（祖先）を祀るという美しい国ぶりこそあれ、かの王権神授の思想のごとく、君主と国民との対立感の片鱗もうかがうことは出来ないのである。

なお次に私の不勉強を補なう意味で「日本思想の源流」（小田村寅二郎著）の一節（219頁〜220頁）を引用させて頂くと、日本人が抱きつづけてきた神々への想念がいかに正確に歴代天皇のもとで維持しつづけられてきたかの一証左が察知せられると思う。

第一百十二代、靈元天皇の御歌についての御解釈―御

歌は一首ずつ引用―

『(四) ①皇祖皇宗の御神霊をはじめ、②臣下である国民の祖先をも神としてあがめまつられる御心が、御生涯を通じて層一層深められていくさまがよく拝せられること、そして中には③外国から来日した人をも神としてまつられる御歌さえ拝せられること。』

(①の一例)「神に寄するの祝ひ」と題されて  
朝な朝な神の御前にひく鈴のおのづから澄むところ  
をぞ思ふ

(二首略)

(②の一例)「神本社に大明神の神号をくはへられ……よろこびて法楽せし和歌」と題されて  
まもれ神ちとせの後もいく千年つきぬことばの道の  
さかえを

(一首略)

(③の一例)「赤山社三ヶ年月次法楽今日成満」と附題して「世に寄するの祝ひ」との御題で(註、赤山社は支那から渡来した神)

我が国に他の国よりあとたれてまもる神代のすゑは  
つきせじ』

我々日本人自身が天皇と皇帝、国王との区別、日本の神々とゴッドとの区別を正確にしなければならぬ

のは勿論のこと、諸外国の人々にもそれを明確に伝えるために天皇を、*l'empereur* などと翻訳せず、そのまま *Tenno* とお呼びして伝えることをここに提唱したい。また辞引のあやまりは早急に改めてもらうよう働きかけねばならないと思う。

(六) をはりに

先には「人間は環境によって左右される。」といふ言葉は名言のひとつだと述べましたが、これ迄の自分を振り返ってみますと、まことに偶然の機縁で多くの先生、先輩、友人と結ばれたにも拘はらず、その中で自分が育成されてきましたことは、実に幸運であり、若しその環境が異つてゐたらと思ひますと、むしろ恐怖の念を覚えるのであります。

現在、天皇陛下への思慕が自分の中で、日々ますます募り行くのを感じるにもつけ、今日の一般社会の風潮を顧みます時に、自分自身の生活は、自分の子供にとつて、天皇陛下が日本に御存在しますことの有難さを感じさせざるやうなものでなければならぬと思ひますと共に、また我々の後代の為には、日本人の全てが天皇の御存在そのものと関係のないつまらぬ天皇制論議などのために惑はされて、日本の国柄の

本質を見失なふことのないやうに祈ってやまないの  
あります。最後に終戦時の天皇陛下の御歌を謹記致し  
まして、当時の陛下の大御心を偲びまつりたいと思ひ  
ます。

今上天皇、終戦直後の御歌

爆撃にたふれゆく民のうへをおもひいくさとめけり

身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとどめけりただたふれゆ  
く民をおもひて

国がらをただ守らんといばら道すすみゆくともいく  
さとめけり





第三章 日本<sup>の</sup>歴史と天皇<sup>の</sup>御歌



古代天皇の御歌に流れるもの

戸田建設(株)勤務  
青山直幸

- (一) はじめに
- (二) 神武天皇の御歌  
御東征と御歌  
御即位以後の御歌
- (三) 神武天皇崩御以後——当芸志美美の命の変  
崇神天皇の御歌
- (四) 応神天皇の御歌
- (五) をはりに

(一) はじめに

昨今、天皇に関する論義が益々盛んになってきてゐるやうである。神話ブームとも相まって、天皇に関する著述や、雑誌、週刊誌上に於ける「天皇特集」もとみに目立つやうになってきた。これは、昭和四十八年一月の日本共産党による「天皇の国会臨席反対」の声明発表以来次第に高まってきた現象であると思はれるが、それらの論義の大半は、「歴代の天皇方が、どのやうな御人格であつたか、又どのやうな御気持で各時代を生きてゆかれたか」といふ肝腎な点には全く焦点を当ててゐないのである。まして、ほとんどの歴代天皇が、常に和歌に親しまれ、数々の素晴らしい和歌を残してをられることに触れてゐるものは、極めて稀である。今日では、和歌は、一種の趣味的教養の一つに考へられがちであるが、私達の祖先は、和歌を「芸」としてだけでなく、心の修練を重ねる為のてだてとして、大切に守り育ててきたのであつた。それを率先して実践されたのが、歴代の天皇方なのである。天皇方は、御幼少の頃から、厳しい和歌の御修業を積まれ、和歌創作の御努力を通じて、御自分の内心を絶えず、省みられて、万人にも通ふ広やかな、豊かな御心を持ち統

けようと懸命に尽くされたのであつた。このやうな事実を無視して、体制論としての天皇制論義にのみ終始する学者・教育者達を見る時、私は激しい憤りを覚えずにはゐられないのである。天皇を云々する前に種々の偏見や観念を取り払つて、とにかく素直な気持で、歴代天皇方の眞の御姿、御人格に触れてみようといふ気持にどうしてならないのであらうか。学問の第一歩が、まづ「正確に識る」ことから始まるとすれば、かうした世の学者・教育者達は、学問の基本的条件をも踏まへてゐないことにならう。

前置きは、それ位にして、実際に天皇方の御歌に触れてみることにしたい。本稿では、紙面にも限りがあるので、特に古代初期の天皇御三方―神武天皇、崇神天皇、応神天皇に焦点を当て、御心をお偲び申し上げようと思ふのである。ここで特に古代初期の天皇方を選んだのは、次のやうな理由による。この日本に二千年にわたつて天皇といふ御方々が連綿として続いてきたといふことの背景に歴代の天皇方が、和歌を誰よりも、心をこめて、詠み続けられたといふ重大な歴史的事実が存在してゐることは、前にも少々述べたが、さうした世界にも類なき御伝統の基を築かれたのは、他ならぬ古代初期の天皇方であり、それらの天皇方の御

努力の跡を偲ぶことは、私にとって天皇研究の原点となるであらうと思はれたからである。それは、同時に国家建設への御労苦の跡を偲ぶこともあらう。以下、  
 「古代の天皇方がどのやうな御気持で我が祖国日本の国の基を築いていかれたか、又当時の国民との間にどのやうな心の交流が繰り広げられていったか」を御歌を中心にお偲び申し上げようと思ふ。以下の記述は、「古事記」「日本書紀」を基礎にし、私の推察事項や感懐を加へたものである。

## (二) 神武天皇の御歌

### 御東征と御歌

初代天皇・神武天皇は、紀元前七一年彦波瀲武鸕ひこなまよびう草葺不合尊かやふきあへずのみことの第四皇子としてお生まれになった。「古事記」によると、天皇は、その御兄君五瀬命いほののみこととともに九州・日向の地、高千穂の宮に住んで居られ、ある時、御二人で次のやうな御相談をなさるのである。  
 「いづれの地にまさば、天の下の政を平けく聞しめさむ。」（天下を平安に治めていくにはどここの地が、最も適してゐるだらうか）この言葉は、神武天皇御東征の目的を表はす言葉として特に注意すべきところであらうかと思ふ。御相談の結果、「なほ東の方に行かむ」

といふことになって、御二人は、東方への長い旅路につかれるのである。豊後水道を北上、北九州から瀬戸内海を通って、「青雲の白肩の津」にお着きになるまで、二十年余の年月が経過する。その間の御苦難は、並々ならぬものがあつたと推察される。かうして、大和の地に近づかれるわけであるが、この時、生駒山の東方登美とみに居た豪族・登美的那賀須泥毘古ねびこが、軍を興し、神武天皇の軍と戦ふことになるのである。激しい戦ひの中に、長年苦勞を共にしてこられた御兄君五瀬命は、登美毘古の矢に当たられ、お倒れになる。そして紀の国・男の水門みなとに到って、つひに「賤奴が手を負ひてや、命すぎなむ」（「命すぎ」は命が絶えるの意）との痛切な御言葉を残されつつ、悲壮な最期を遂げられるのである。天皇のお悲しみは、いかばかりであつたらうか。しかし、天皇は、その深いお悲しみを胸に湛へられつつも、毅然として御軍を率ゐ、南の熊野へ向つてお進みになる。黒上正一郎先生は、その著書「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」第二編一三六頁の中で、このことに触れられて「動乱の生のかなしき緊張」と評されてゐる。肉親を失はれた悲しみと建国への強い御意志とを一つ心の中に統一されつつ、現実人生に向つて更に邁進されていく御姿こそ建国の英雄

古代天皇の御歌に流れるもの

の眞の姿ではなからうか。

天皇は、熊野から北上せむとされるが、御軍とも共、悪霊にとりつかれ、氣を失はれる。しかし、天上の神のお助けを得られて、「長寝ながるしつるかも」との豪快な御言葉を発せられつつ、お目覚めになり、再び征途につかれるのである。さうして、いよいよ宇陀へ奈良県宇陀郡にお入りになる。宇陀には、兄宇迦斯えうかし、弟宇迦斯おとといふ頭目が住んでゐた。兄宇迦斯は、天皇には仕向しようとはせず、天皇の使者を射返してしまふありさまで、盛んに軍勢をあつめて攻撃の用意をする。しかし、軍勢がなかなかあつまらないので、大きな船を作り、押機おし（人を押し殺すやうに作った仕掛）を作つて待ち伏せをする。ところが弟宇迦斯の密告によつてその策略が露呈し、つひに、神武天皇の臣下道の臣みことの命と、大久米の命の手によつて、兄宇迦斯は、自らが設けた押機に打たれるはめになるのである。かうして、兄宇迦斯一味は征服される。然して、弟宇迦斯が献上した御馳走を天皇は悉く兵士達にお与へになる。この一節は「天皇と国民とは常に苦楽を共にすべきもの」との歴代天皇方の御心に流れる強き御信念の源を為す具体的事例として着目すべき箇所だと思ふ。この時のお氣持を次の様にお詠みになつた。

宇陀の 高城たかきに 鳴鼠しきわな張る。

我が待つや、鳴は障さやらず、

いすくはし、鷹たから障る。

前妻こなまが 菜乞はさば、

立椶たちそは梭の 実の無けくを

こさしひゑね。

後妻うはなみが 菜乞はさば、

枳実いちざかきの大けくを

こさだひゑね。

ええしやごしや。此は伊能基布曾いのごふぞ。

ああしやごしや。此は嘲笑あざわらふぞ。

(訳) 宇陀の高い城柵に、シギの網をはる。

私を待つてゐたのだらうが当のシギは懸からず思ひもかけぬタカが懸かつてしまった。古くからの妻が食物を乞ふたら、ソバノキの実のやうに少しばかりを削つてやれ。

新しい妻が、食物を乞ふたら、イチサカキの実のやうに沢山削つてやれ。

ええしやごしや。これは氣勢の声だぞ。

ああしやごしや。これは、高笑ひだぞ。

この御歌には、未詳の言葉も多くあり、理解しにくい箇所もあるが、とにかく口に出して、何回も読んでみると、はずむやうなリズムと音楽性を感じることが出来る。凱歌と言ってもよいであらう。たび重なる戦闘による緊張と疲労、五瀬命を初め、戦闘の為に尊い命を落した兵士達に対する痛切なる御悲しみに耐へぬいてこられた天皇も、この時ばかりは、歓喜の歌を高らかに歌はれたのであらう。献上された御馳走を兵士達にふるまはれ、今までの労苦をねぎらはれる御姿が、目に浮かぶやうである。兵士達との赤裸々な交流は、かくして行はれていったのであらう。まつろはぬ者は打ちてしやまむとの激しき御心も、一端戦ひが終はれば、同胞愛に満ちた、融和の御心に開展していくところに、日本建国の御偉業の眞の姿があるやうに思はれる。

さらに天皇は、御軍をお進めになり、現在の奈良県磯城郡泊瀬溪谷の入口にあたる忍坂村にお着きになる。そこには、穴居生活を営む土雲といふ部族が、八十人ばかり住んでをり、威勢を張つてゐた。天皇は、その八十人の部族に八十人の太刀を身につけた料理人をおつけになり、料理、酒をふるまうて油断をさせておいて、「歌を聞かば、一時に斬れ」と、歌を合図に一気

に打ち滅ぼさんとの大胆、巧妙な戦略をお立てになるのである。この時の歌が、次の御歌である。

忍坂の 大室屋に

人多に 来入り居り

人多に 入り居りとも

みつみつし 久米の子が、

頭椎い 石椎いもち

撃ちてしやむ。

みつみつし 久米の子らが、

頭椎い 石椎いもち

今 撃たば 善らし

(訳) 忍坂村の大きな土室に

大勢の人が 入りこんである

よしや 大勢の人が居ても

元氣一杯の 久米の兵士達が

頭槌の太刀や石剣でもつて

打ち滅ぼさずには おくものか

元氣一杯の 久米の兵士達が

頭槌の太刀や石剣でもつて

さあ、今撃てばよいぞ！



この御歌には、「現実の認識」から「決意の表明」そして「決行」といふ戦闘時の精神生活のありのままの歌はれてをり、息をもつかせぬ迫力が感じられる。

最後の「今撃たば善らし」との絶叫とも思へる御言葉のなんと力強いことであらうか。又、「みつみつし久米の子が」を二度も繰り返されてゐるところには、皇軍の兵士達に対する深い御信頼と御愛情が感じられ、激しい戦闘の中こそ、天皇と皇軍の兵士達の強いきづなが生まれていったにちがいないと確信されるのである。かくして、土雲を撃たれ、いよいよ宿敵、登美毘古（トミノナガスネヒコ）をお撃ちになる。

みつみつし 久米の子らが

おはふ粟生には 臭菲かみらひ一茎ひとこも

そねが茎 そね芽繫ぎて  
撃ちてしやまむ

みつみつし 久米の子らが

垣下に 植はゑし椒しかみ

口ひひく 吾は忘れじ。

撃ちてしやまむ

神風の 伊勢の海の

おひし大石に 這もひ廻とほろふ  
したたみ細螺の い這ひ廻り  
撃ちてしやまむ

(訳)

元氣一杯の 久米の兵士達の  
粟の畑には 臭いニラが一本立ってゐる  
そのニラの根も、茎も、芽もひっくりか  
根こそぎ打ち滅ぼさずにはおくものか

元氣一杯の 久米の兵士達が

垣のもとに植ゑた山椒をかむと  
口がひりひりするやうに、私は、前の登美毘古との  
戦ひで負傷せられて、「賤奴が手を負ひてや、命す  
ぎなむ」と悲痛な叫びを発せられつつ、なくなった  
兄五瀬命や、数多くの兵士達のこと忘れられない。  
打ち滅ぼさずにはおくものか

神風の吹く伊勢の海の

大きな石に 這ひ廻ってゐる

細螺（大きな巻き貝）のやうに、這ひ廻りながら、  
敵を密に囲んで

打ち滅ぼさずにはおくものか。

この三首の御歌について、川出麻須美先生は、「人生と表現」(第六巻 第二号 大正三年二月)記載論文「神武天皇の御製」の中で、「古代に於ける連作の例」とされ、「中の一首に反省し、つまり、前後の歌は、うねった波の両峰である」と評されてゐる。三首とも、戦闘体験に基いた力強い御歌ではあるが、中の一首には、かつての登美毘古との戦闘で亡くなった御兄君・五瀬命や兵士達に対する痛切なる情意といふものが、湛へられてゐるやうに思ふ。「撃ちてしやまむ」といふ絶叫とも思へる御言葉も、かかる痛切なる思ひのこめられた言葉として味はふべきではなからうか。又、この三首のいづれを見ても、戦闘生活に於ける直接経験に基いて歌はれてゐることに注目したい。「粟生」「臭菲」「椒」で戦闘時に於ける食糧問題に対する御苦慮が、「細螺」で戦闘時においても、実に細やかな御気持で自然に接してをられたことが偲ばれる。同時に、かうした直接経験がただちに詩となつて発せられること、しかも「撃ちてしやまむ」との強き戦ひの御意志と融和していくところに、古代精神の潑刺とした生命力を感じずにはゐられない。

た  
た  
桶並めて 伊那佐の山の

樹の間よも 行きまもらひ

戦へば 吾はや飢ぬ。

鳥つ鳥 鶺鴒が徒、

今助けに來ね。

(訳) 桶を並べて伊那佐(奈良県伊那佐村)の山の樹の間から敵情を窺ひながら、じわじわと進み、戦つてゐるうちに、

私はもう腹がへつてしまったよ。

兵糧係よ、ただちに助けにきてくれ。

天皇は、宿敵・登美毘古をお撃ちになり、更に磯城の地に居た豪族・兄師木、弟師木をお撃ちになる。この戦闘に至つて数十年間の戦闘生活の疲れが、いかな頑健なる御体にも、現れてきたやうである。久米の兵士達も、疲れの色は隠せない。そして、いよいよ食糧にも、事欠くやうになつてくる。天皇は、つひに絶叫される。「鳥つ鳥 鶺鴒が徒、今助けに來ね」と。単純、率直。あふれんばかりの人間味の感ぜしめらるる御歌である。天皇は、大和平定へあと一步のところである。かかる苦戦をされる。その御苦痛の中で、叫ばれる御声が、そのままかかるさはやかな詩になるのだ。建国

の創業は、決して一人のオール・マイティの英雄豪傑の強大な統制力によって為されたのではない。悲しき時には、心から泣き、嬉しき時には、腹の底から笑ひ、腹が減った時には、腹が減ったよと率直に叫ばれる、ありのままの人間の情感を人一倍持たれた御方が天の神のお助けや、久米の兵士達の限りない協力を得られながら、挫けさうになる御自分の心を絶えず奮ひ起こして、やつとの思ひで遂行されたものなのである。

かくして、御苦戦の末、兄師木、弟師木を平定され、敵傍の橿原の宮において即位されることになる。

御即位以後の御歌

あなにや、国を獲つること。

古史？

内木綿の真走き国といへども、  
蜻蛉の臂咄の如くにあるかも

(訳)ほんとうに、国ができたのだなあ。

狭い国であるけれども、(内木綿は真走きにかかる枕詞)

赤とんぼが交尾で輪を作るとく、繁殖が盛んで、  
収穫に富んだ国土であるなあ。

これは、御即位後、天皇が腋上の嶺間の丘(御所市本馬の丘)にお上りになった時の御歌で国号アキツマの語源ともなったものであり、一種の国見歌とみることが出来る。数十年もの長きにわたって御東征を続けられ、御苦闘を重ねられた天皇にとって、豊かな青とした国土は、なんとも安らかなものに思はれたにちがひない。「あなにや、国を獲つること」この言葉には、建国の御喜びが率直に表白されてゐると思ふ。しみじみと御感慨にふけられる御姿が、目に浮かぶやうである。

さて、神武天皇は、以前日向に居られた時に阿多の小椅の君の妹、阿比良比売を娶られ、当芸志美美の命、岐須美美の命の御二人の御子をまうけられてゐた。しかし、即位後、更に、新しい皇后をお迎へすることとなり、それにふさはしい乙女をお求めになった。ある時七人の乙女が、高佐土野(香具山近くの野原)に遊んでゐた。そこで、臣下の大久米の命が、天皇に対し、歌をもつて、かう申し上げる。「倭の高佐土野を七行く媛女ども誰をしまかむ。」(大和の高佐土野を行く七人の乙女達の中の誰をお后としてお召しになりますか)その時、先頭を歩いてゐたのが、三輪山の神である大物主の神の御娘・比売多良伊須気余理比売であ

った。天皇は、直感的に伊須気余理比売が先頭を歩いてゐることをお感じになり、かう歌はれるのである。

かつがつも いや先立てる 兄えをし枕かむ

(訳)とにかく先頭を歩いてゐるあの可愛い乙女と枕を共にすることにしよう！

大久米の命は、苦心慘憺して天皇の御氣持を伊須気余理比売に伝へる。「仕へ奉らむ」と比売は、天皇の御氣持に答へる宣言をする。そこで天皇は、三輪山から流れ出る狭井河（狭井は、佐々とも書き、山百合をさす。この河の附近には山百合が多く咲いてゐたことから、この名が出たといふ。）のほとりにある伊須気余理比売の家をお訪ねになり、一夜を共にされるのである。その後、比売が宮中に入られた時、その折の御氣持を思ひ起されて、次の御歌をお詠みになる。

葦原のしけしき小屋をに  
菅さや 畳 いや清敷さやきて  
わが二人寝し

(訳)葦が生ひ繁つた原に立つ、荒れた湿っぽい小屋に、ステゲで編んだむしろ蓆を清らかに敷いて我々二人で寝たことだったね。

なんと、大胆、率直な御歌であらうか。愛の姿をありのままに歌つてをられるのであるが、いやらしさなどは、微塵も感じられない。非常にさはやかである。この御歌にS音の多いのは、天皇の虚飾なき一途なる御愛情が、言葉の音律にも、自然に現れるからであらう。自然なS音の繰り返しは、清澄な響きとなつて歌全体を包んでゐる。私達は、日本建国の父・神武天皇が、力強い戦鬪の御歌とともにかかるとはさやかな愛の御歌を残されてゐることに、深く心を留めなければならぬと思ふ。恩愛の情と、国家建設への意志とを一つごころの中に統一されていかれた御人格こそ建国の英雄の真の姿ではなからうか。

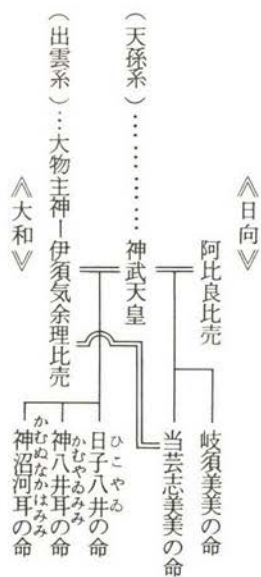
神武天皇崩御以後——当芸志美美の命の変

初代天皇・神武天皇が、お亡くなりになると、その直後に、皇位継承をめぐる、当芸志美美の命の変といふ悲劇的事件が勃発する。

古代天皇の御歌に流れるもの

当芸志美美の命は、この神武天皇の位置を継承せむとされてか、御自分にとつては、義理の御母上にあたられる伊須気余理比売を娶られ、更には、皇位に關して当然競争相手となる義理の弟御三方おとろを殺さむと謀られるのである。この時、伊須気余理比売は、次のやうな歌をもつて、その危機的状况を御三方の皇子たちになんとか知らせようとなさる。

御系図に示すやうに、神武天皇には、日向で娶られた阿比良比売との間に御二方の、大和で娶られた伊須気余理比売との間に御三方の皇子が、おいでになった。大和の宗教的權威の象徴である大物主神の御娘・伊須気余理比売との御結婚は、大和平定を血族的にも、裏づけるものであったと思はれる。(天孫系と出雲系の融合)



狭井河よ 雲起ちわたり

畝火山 木の葉さやぎぬ

風吹かむとす

畝火山 昼は雲とる

夕されば 風吹かむとぞ

木の葉さやげる

(訳) 狭井河の方から、雲がわきおこつて

畝火山の木の葉が、ざわざわと騒いでゐる風が、まさに吹き出さうとしてゐますよ。

畝久山は、昼は雲が激しく流れ

夕方になると強い風が吹き出さうとして

木の葉が騒いでゐます。

嵐の前の無気味な気配を克明に描写した歌ではあるが、単なる叙景歌ではない。急迫的情勢に対する心の動揺、不安感、皇子達にこの危機を早く知らせたいといふ緊迫感、さういった比売の気持が、言葉のはしげしに現れてゐると思ふ。「雲」は、一首目は「起ちわたり」、二首目では「とる」と変化し、「木の葉」と

「風」は、一首目と二首目では、その位置が逆転してゐる。刻々と変化流動していく現実人生の中で懸命に生きむとする古代女性の心のゆらぎが、これらの言葉の微妙なニュアンスの中に、見事に表現されてゐるのではないか。狭井河——それは、伊須氣余理比売にとっては、故郷の河であり、神武天皇と初めてのを愛を交した思ひ出の場所である。その場所から、無気味な暗雲が、わき起り、今にも嵐が来ようとしてゐる。伊須氣余理比売は不安に震へながらも、愛する三人の皇子達に当芸志美の命の謀りごとをなんとか伝へむと心を尽くされたのである。三人の皇子達は直感的に、この謀りごとを察知され、即ちに行動を起こされる。まづ兄君の方の神八井耳の命が、当芸志美の命を殺せむとされるが手が震へて殺すことが、おできにならない。そこで神沼河耳の命御自ら武器をとつて、当芸志美を殺されるのである。

かうして、当芸志美の命の変は、終止符を打つのであるが、御兄君であられる神八井耳の命は、皇位継承に関して次のやうな注目すべき御言葉を残されるのである。「吾は仇をえ殺せず、汝が命は既にえ殺せたまひぬ。かれ吾は兄なれども、上とあるべからず。ここを以ちて汝が命、上とまして、天の下治らしめせ。

僕は、汝が命を扶けて、忌人となりて仕へまつらむ。」（「忌人」とは、潔斎をして、天上や地上の神々をお祭りし、天下の平安無事をお祈りする人のことである。）初代の天皇が亡くなられた直後に、このやうな事件が起つたことについて、私自身も、少からず、衝撃を受けた。しかし、かうした惨劇とも言ふべき事件を思ひ上つた現代的観念によつて裁断してみても、たいした意味はない。それよりも、かうした人間社会にとかく起りがちな抗争を抹殺することも、歪曲することもなく、ありのままに記述しようとした記紀の編纂者達、ひいては、この時代の人々の心の素直さと、現実の人間内心への深い洞察力に心を留める必要があると思ふのである。

### (三) 崇神天皇の御歌

かうして、神沼河耳の命は即位され、第二代の天皇となられる。この第二代・靖天皇から、第九代・開化天皇までの八代・五百六十三年間は、神武天皇の御創業を継がれて、守成を御事と為された時代であつたと推察される。神武天皇が、建国の御創業を達成された後を継がれて、これらの天皇方が、どういふ御氣持で国政に携はれ、国家と国民生活の充実安定の為、努

力されていったか、お畏れながら、実に興味深いところである。しかし、残念ながら、この間の天皇方の御歌は、「古事記」にも「日本書紀」にも、掲載されてはゐない。

さて、第十代・崇神天皇は、紀元前一四八年、御間城入彦五十瓊殖尊と申し上げ、第九代・開化天皇の第二皇子としてお生まれになった。この天皇の御代の五年、国内に疫病が流行し、多くの人々が死に、又治安も乱れるさまとなった。天皇は非常に御心配になり、神床（神に祈りつつ寝る床）で毎夜懸命に祈られたのである。さうしたある夜、不思議な事が起った。大物主の大神が、夢に現れ、かう言はれたのである。「こは我が心なり。かれ意富多多泥古をもちて、我が御前に祭らしめたまはば、神の気起らず、国も安平ならむ。」（このやうに疫病が流行するのは、私の心によるのである。そこで、意富多多泥古をもって、私を祭らしめたならば、神のたたりが起らずに国も平安になるであらう。）

そこで、崇神天皇は、使を全国に走らせて意富多多泥古なる人物を探索されるのである。

そして、つひに河内の国でその人物が発見される。天皇は、「天の下平ぎ、人民栄えなむ」（天下は平安

になり、国民の生活も豊かになるであらう）と大層お喜びになる。そして、即ちに意富多多泥古を神主として、三輪山の意富美和の大神（大物主の神）を祭らしめ給ひ、各地の社でも、お祭りを為さるのである。ここに、やうやく疫病は止み、国内は鎮静化する。五穀も以前のやうに豊かに実る。

さうした年の冬十二月、天皇は、意富多多泥古を以て、意富美和の大神を祭る祝儀を行はれた。この時、大神神社の神酒を醸造する人が、自ら神酒を挙げてやうてきて、天皇に献上する。かうして、宴会が始まるのである。宴会が終ると、諸大夫（天皇の御前に伺候する人）が、次のやうに歌った。

味酒三輪の殿の朝門にも出でて行かな三輪の殿門を  
 訳うまい酒だ。一晚中酒盛りをして、朝になってから、  
 この大神神社の門を出て行きたいものです。  
 そこで天皇は、次のやうにお歌ひになった。

味酒 三輪の殿の 朝門にも 押し開かね  
 三輪の殿門を

（訳）本当にうまい酒だ。君達が言ふ通り一晚中酒盛りをして朝になってから、この大神神社の門を押し開

て出て行くが良いだらう。

実に豪快な御歌である。長年にわたつて国民を苦しめ続けた疫病も漸く鎮まり、国民生活も再び平安をとりもどしつつある。天皇は心から、ほっとした気分になられるとともに、大物主の神に対し深い感謝の念を抱かれたことであらう。それまでの積年の御心労も、一度に吹きとぶやうな御気持であつたらうと推察される。前の諸大夫の歌と異なるのは、「押し開かね」といふ言葉だけであるが、それが、却つて、無限のエネルギーを感じしむるのである。天皇の御気持は、この「押し開かね」といふ言葉を通して、一気に噴出してゐる。この荒削りの御言葉の中にこそ、国民と苦楽を共にせむと懸命に努力される天皇の無心な御姿を拝察することができるのである。

#### (四) 応神天皇の御歌

崇神天皇の五代後、紀元二七〇年に応神天皇が、即位される。この間、垂仁天皇の御代に沙本毘古の叛乱、景行天皇の御代に、皇子日本武尊の東征・西征、仲哀天皇の時代に神功皇后による朝鮮半島の新羅への出征と、重大な事件が続く中で、大和朝廷の勢力は内外に

飛躍的に伸展していった。応神天皇の御代には、朝鮮半島との接触・交流が一段と盛んになり、百済国から阿直岐や王仁が来朝して「論語」や「千字文」を伝へ、鍛冶、機織、造酒等の技術も伝来することとなつた。

応神天皇は、かうした時代に、大和の軽島の明の宮に即位され、天下をお治めになるのである。「幼くして聡達くゐます。女に監すこと深く遠し。動容進止あり。聖表異しきことあり。」と日本書紀は、天皇が御幼少の頃から聡明で思慮深く、一挙一動に聖帝の兆しがあつたことを伝へてゐる。又、はむたわけの事 菅田別尊と申し上げる通り、その御姿は、筋肉隆々として雄壮であらせられた。

\* 菅田は鞆とも書き、弓を射る際、左の臂にはめる革の道具のことを言ふ。

或る時、天皇は、淡海の国（滋賀県）においてになり、宇遲野（京都府宇治郡）にお立ちになつて葛野（今の桂川の平野）をはるかに望まれながら、次の御歌をお詠みになるのである。

千葉の 葛野を見れば  
百千足る 家庭も見ゆ。

国の秀も見ゆ。



古代天皇の御歌に流れるもの

(訳葉の多く生ひ茂った葛野を見渡すと  
富み榮えてゐる人里が見える

国の中で最もすぐれた所が見える。

民の生活が安定・繁榮してゐる様子を直接に御覧になつた天皇の深い御喜びが率直に表現されてゐると思ふ。「見ゆ」といふ言葉が二度続けて使はれてゐる所にも、天皇の御感動が実に鮮烈であつたことが推察される。この御歌を何度も拝誦してゆくうちに、私は、実にやすらかな気持ちになることができた。歴代天皇の御心の中に育てられてきた国民を思はれる御気持は、国力の充実とともに益々強く大きく開展してゐることをこの御歌を拝誦して強く感じるのである。

さて、天皇は、木幡こはた(京都府乙訓郡)といふ村においでになられることがあつたが、その折、道端でみめ麗しい乙女に遇はれた。天皇は、その乙女に親しく「汝は誰が子ぞ」と問ひかけられた。乙女が、「丸邇わにの比布礼ひふれの意富美いふみが女、名は宮主みやぬし矢河枝やがへ比売」と申し上げると、天皇は、更に「吾明日還りまさむ時、汝の家に入りまさむ」と言はれる。そこで、矢河枝比売は、そのことをつづさに父に語つた。父は、驚いて、「こ

は大君にますなり。恐し、我が子仕へまつれ。」と娘に言ひ、急いで大御饗おほみあひの準備にとりかかるのである。

翌日天皇は約束通り、比売の家に來られる。丸邇氏は、娘・矢河枝比売に酒盞をとらせて、天皇に献上させるのである。そこで天皇はその酒盞をお受け取りになり、次の様な御歌をお詠みになつた。

この蟹や 何処の蟹。

百伝ふ 角鹿の蟹。

横さらふ 何処に到る。

伊知遅島 美島に著き、

鳩鳥みどりの 潜き息衝き、

しなだゆふ佐佐那美道を

すくすくと吾が行ませばや、

木幡うしろの道に遇はしし嬢子おとめ、

後方は、小楯こたてろかも。

齒並は、椎菱しのひなす。

樅井いづみの 丸邇わに坂の土を

初土はつちは 膚赤はだからけみ

底土しほは に黒き故、

三粟みやの その中つ土を

頭著かぶく 真火まひには当てず

眉画き  
濃に書き垂れ  
遇はしし女。  
かもがと 吾が見し児ら  
かくもがと吾が見し児に  
うたただに向ひ居るかも  
い副ひ居るかも。

(訳) 蟹はどこの蟹でせうか。

多くの土地を伝ひ歩く敦賀の蟹ですよ。  
横歩きをしてどこに行くのでせうか。

伊知遅島、美島(所在不明)に着いて、  
かいつぶりのやうに水に潜っては息をつき、  
高低のある、大津・滋賀地方への道を

まっすぐに私が行きますと、  
木幡村の道でばったり出会った乙女は、

後姿は楯の様にすらりとして  
歯並びは椎の実や菱の实の様です。

櫛井の丸邇坂の土を

表面の土は色が赤く、  
底の土は真黒ですから、

中程の土を

直火には当てずに(作った眉墨を使って)

書き眉を濃く書いて、  
私と出会ったお嬢さん、  
できるならこの様にありたいと願った、  
私と会ったお嬢さんよ、そのあなたと  
思ひの他にも向ひあつてゐるのですね。  
寄り添つてゐるのですね。

古代では、蟹は主要な食料であつた。丸邇氏が奉つた御馳走の中に、蟹が出されてゐたのであらう。天皇は、御自分を蟹に見立てられて歌はれたのである。思ひもかけずに美しい乙女に遇はれた御喜びが、率直に表はれてゐると思ふ。又、単に聖帝といふ概括的な言葉では捉へられない、応神天皇のユーモラスで純朴な御人格が偲ばれるのである。「角鹿の蟹」「鳩鳥」「椎菱」等の動植物の名は、譬喩として使はれてゐるものの、これらは、天皇が旅の途中に直接御覧になつたものであらう。天皇の自然に対する敏感な御心を推察することができるのである。かくして、天皇は、この矢河枝比売と御結婚なさり、菟道稚郎子を儲けられる。

ひめ  
媛といふ非常に美しい女性が居ることをお聞きになり、  
応神天皇の十一年、日向の国に諸県の君の女・髪長

天皇は媛をお召しになる。この時、皇太子の大鷦鷯尊おほささぎのみこと（後の仁徳天皇）は、その乙女が難波津に降り立つのを御覧になり、その美しさにすっかり御心を奪はれておしまひになるのである。そして、建内の宿禰の大臣に「この日向より喚し上げたまへる髪長媛は天皇の大御所に請ひ白して、吾に賜はしめよ」とお頼みになる。建内の宿禰が、天皇にお頼みすると、天皇は、お聞き入れになり、髪長媛を皇子に賜ふと仰せられるのである。天皇は御酒宴を設けられ、髪長媛に酒を注ぐ柏葉を取らしめて、皇子に酌をさせるといふ様式で皇子に媛を賜はった。その時、天皇は、次の様な御歌をお詠みになる。

いざ子ども野蒜摘みに  
蒜摘みに わが行く道の  
香ぐはし 花橋は、  
上枝は 鳥居枯らし、  
下枝は 人取り枯らし、  
三粟の 中つ枝の  
ほつもり 赤ら嬢子を  
いざささば好らしな

(訳)

さあ、我が子よ、ノビルを摘みに、  
ニンニクを摘みに、私が行く道に生えてゐる香ぐは  
しい花橋の木は、  
上の方の枝は、鳥が来て枯らしてしまひ、  
下の方の枝は、人が折って枯らしてゐるが、  
中ほどの枝の様に、  
目立って秀れてゐるバラ色のほほをしたかわいい乙  
女をさあ手に入れたら良いでせう。

水溜る 依網の池の

水溜る 依網の池の

堰代打ちが刺しける知らに  
尊繰り 延へけく知らに

吾が心しぞいやをこにして今ぞ悔しき

(訳)

水がたまってゐる依網の池では、  
堰をする為の杓が既に打ってあるのを  
知らずに、ジュンサイ（水草の名）が、手繰る様に  
して伸びてゐることを知らずにゐた（つまり皇子が  
媛に対して既に心を寄せてゐたことに気がつかない  
であら）私の心こそまったく愚かであつたし、今さ  
らの様に残念に思はれる。

応神天皇の御子息大鷦鷯尊に対する暖かく細やかな  
お心使ひの感じられる御歌である。第一首目の「いざ  
ささは好らしな」、二首目の「吾が心しぞいやをこに  
して今ぞ悔しき」には、天皇のさうした微妙のお心使  
ひが、特ににじみ出てゐると思はれる。この御歌に対  
し、大鷦鷯尊は、媛を娶られて後、次のやうな御歌を  
お詠みになる。

道の後 こはだおとめ  
古波陀嬢子は

雷のごと 聞えしかども  
相枕ま纏まく

道の後 古波陀嬢子は  
争はず 寝ししをしども  
愛しみ思ふ

(訳) はるか遠くの地にある日向の古波陀の乙女のことを  
雷のやうに音高く聞いてゐましたが、今ここに枕を  
共にすることになったのですね。

はるか遠くの地にある日向の古波陀の乙女は、抵抗  
もせずに、私と枕を共にしてくれられた。そのことを考

へると本当に可愛いと思ふ。

大鷦鷯尊は、御父君・応神天皇の御配慮によつて、  
念願の髪長媛を妻として迎へることができた御喜びを  
このやうにお詠みになったのである。「相枕纏く」「  
愛しみ思ふ」といふ直接的表現の中に、腹の底からわ  
き上つてくるやうな御喜びの感情と、天皇に対する感  
謝の御気持が、如実に現れてゐると思ふ。これらの一  
連の御歌に見られるのは、偽りのない父と子の間の暖  
かな心の交流そのものである。

さて、それでは、国民との交流は、当時どのやうに  
行はれてゐたのであらうか。そこで国民の側から、天  
皇や皇子を詠んだ歌を味はひ、その一端を偲んでみる  
ことにしよう。当時、吉野川の上流の山深い里に、国  
樺人くわと呼ばれる住民が、生活を営んでゐた。応神天皇  
は、十九年の冬十月、吉野宮に滞在されることがあ  
つたが、その折、その国樺人が、酒を携へて来朝し、  
次のやうな歌を詠んだ。

はもた品た陀の  
おはきさま日の御子  
大雀 大雀  
佩はかせる大刀

もとつるぎ

本劍 末ふゆ

冬木の すからが下木の さやさや

(訳) 品陀の天皇様の皇子であられる

大鷗鶴尊様、

大鷗鶴尊様が身につけていらっしやる御刀は、本は鋭く、切先は神威を顕現して振れ動いてゐるやうだ。それは、立枯れをした冬木の下の木のように、さやさやと鳴り渡つてゐる。

白<sup>かし</sup>の生に横白<sup>よす</sup>を作り

横白に 醸みし大御酒

うまらに 聞こしもちをせ

まろが父

(訳) 白檮の林の中に横白(たけの低い白)を作り、その

横白で醸ましたお酒ですよ。

どうか、うまさうに召し上つて下さい。

われらのお父さん。

第一首目は、大鷗鶴尊を賞嘆した歌である。山深い里に住んでゐる国樫人にとつて、大刀を佩かせられた、

若々しくりりしい尊<sup>みこと</sup>の御姿は、まばゆい程に見えたのであらう。「末ふゆ」といふ言葉も、決して誇張など

ではなく、むしろその国樫人は、そのやうに表現する以外にない程の強烈な印象を受けたにちがひない。又、「さやさや」といふ言葉のなんと清澄な響きを持つてゐることか。

第二首目は、応神天皇に自分達で醸もしたいはば地酒をおすすめした時の歌である。横白に穀物を入れてつぶし、それを醸もすといふ原始的な醸造方法であるが、国樫人達が、心をこめて造つた酒である。おそらく、コクのある香り高い酒に違ひない。国樫人は、自信をもつて、天皇におすすめするのである。「うまらに聞こしもちをせ」と。この荒削りで素朴な言葉の中に国樫人達の天皇に寄せる自然な尊崇の念と親愛の情を感じとることができるのである。さうした気持は、ごく自然な形で「まろが父」との親愛の呼称として表出してゐる。この歌は、「国主ども大贊<sup>に</sup>献る時々、恆に今に至るまで歌ふ歌なり」とあるやうに、後々まで、国樫人達の間で歌ひ継がれ、親まれた歌であつた。

以上二首の歌で感ぜしめらるるものは、古代における天皇と国民との交流が、いかに自然に行はれてゐたか。又、その交流が、いかに率直で、虚飾がないものであ

ったかといふことである。

さて、先にも述べたやうに、当時は、一段と朝鮮半島との接触・交流が盛んになった時期であった。ことに百済国との交流は、盛んであった。百済の照古王は、阿知吉師あちきしを使として馬や刀、鏡等を買物として送ってきた。応神天皇は、「もし賢しき人あらば貢れ」と仰せられる。財宝の類よりも、人材の方を重視されたのは、実に卓見であるといふべきである。百済国から来朝した数多くの人々は、日本の文化発展に多大な影響を与へることになるのである。論語十卷、千字文一卷を携へて来朝した和邇吉師わにきしをはじめ、鍛冶人である卓素たくそ、織物職人の西素、秦の造の祖、漢の直の祖、醸造職人の須須許理等の人々が、次々に来朝した。この中の須須許理は、早速天皇に、自らの醸造技術を以って造った酒を献上する。そこで、天皇は、次の様な御歌をお詠みになるのである。

須須許理が醸みし御酒にわれ酔ひにけり  
事無酒ことなくしき咲酒しきに われ酔ひにけり

(訳) 須須許理が醸造した酒に私はすっかり酔ってしまつたよ。事の無いことを祝ふ酒、愉快な酒に私はすっ

かり酔ってしまつたよ。

天皇は、平和裡のうちに、百済をはじめとする朝鮮半島との文化交流が行はれ、着実に実を結びつつあることを本心に心から、お喜びになつてゐるのであらう。「われ酔ひにけり」を二度も発せられてゐるところにも、天皇の心からのお喜びが感じられるのである。

事無酒とは、事の無いことを祝ふ酒でもあり、又事の無いことを祈念する酒でもあらう。須須許理が醸造した酒を心から榮まれ、うちとけられる中にも、天皇の無量の思ひを感じずには、ゐられないのである。

応神天皇の三十一年、群卿まへきみたちに次のやうな詔勅があつた。「官船みやふねの、枯野かしのと名くるは、伊豆国より貢れる船なり。是朽ちて用ゐるに堪へず。然れども久おほやけに官用と為りて、功忘いとはりるべからず。何でか其の船の名を絶たずして、後葉に伝ふること得む」(日本書紀、巻第十)

この「枯野」といふ官用船は、応神天皇の五年に伊豆国で造つたもので、長さは十丈(約三十米)とあり、速度も当時としては、非常に速かつたものと思はれ、「軽くうかびて疾く行くこと馳るが如し」と叙述されてゐる。この名船も、長年にわたる使用により、腐朽し、

つひに使用に堪へなくなつてしまつた。しかし、官用船としての功績は大きい。なんとかこの「枯野」といふ名船の名を後世にまで伝へる手だてはないものかといふわけである。群卿は、相談の結果、その船を解体し、その材を薪にして、塩を作ることにした。実際に作つてみると、なんと五百籠（五百かご）にも上つた。そこでその塩を諸国に配給することになつたのである。さて、その薪の中に、どうしても燃えない燼もえくひがあつた。天皇も、不思議に思はれて、琴に作るやう仰せられた。そして、掻き鳴らしてみると、その音色は、はるか遠き地まで響きわたつたのであつた。天皇は、この時の感動を次のやうにお詠みになつたのである。

枯野を 塩に焼き 其が餘 琴に作り  
 掻き弾くや 由良の門の 門中の海石に  
 触れ立つ なづの木 の さやさや

(訳) 「枯野」を塩焼きの薪として焼いたが、その燃え残りを琴に作つて掻き鳴らすと、由良の瀬戸（今の紀淡海峡）の海石に触れて生えてゐるなづの木（オギ・アシの類か）が、潮にうたれて鳴るやうにさやさやと大きく鳴り渡ることだ。

なんとスケールの大きい、美しい歌であらう。あたかも一つの交響詩を聞くがごとき音楽的な躍動感を覚える歌である。「由良の門の 門中の海石に触れ立つ なづの木 の さやさや」は、琴の音の形容ではあらうが、決して単なる比喩ではなからうと思ふ。天皇の御心の中では、海原に鳴り渡る琴の音と、はるかに見える由良の瀬戸の海石に触れて生えてゐるなづの木が、潮にうたれてゆれ動く様とが、渾然として溶けあつてゐるのであらう。又、この御歌には、微妙の哀調が感じられる。二十数年にもわたつて活躍した名船枯野に対する天皇の思ひは、はかり知れないものがあつたに違ひない。天皇は、鳴り渡る琴の音の中に往年の枯野の雄姿を思ひ浮かべてをられたのであらう。

##### (五) をはりに

以上、御三方の天皇方の御歌を拜誦してきたが、最後に総じて感ずる所を簡単に述べたいと思ふ。

各々の天皇方は、各々、時代背景も異なるし、当然異なつた個性をお持ちになつてゐるけれども、御自分の御気持を実に率直に、しかも具体的体験に基いてお詠みになつてゐるといふ点では、全く共通してゐる。戦ひの歌、恋愛の歌、自然を詠まれた歌、国民との交流を

詠まれた歌……時々にその題材は変わるけれども、どの御歌を取ってみても、偽りのない、悲喜ありのままの御心情が縷縷としてあふれてゐるではないか。古代の日本人は、かうした天皇の御歌の中に、古来日本人が最も大切に守り育ててきた、又将来もかくありたしと願ふ民族的情操——“広く清く直き心”を直観的に感得したのではなからうか。生活も習慣も異なる諸部族が、大和国家として、一つに融合していった背景には、かうした古代の天皇方の総合的感化力と、それを受容し、感得した我が国民の民族的叡智とがあつたことを見逃してはならないと思ふ。

古代の天皇方は、一般の国民の中に愛誦されてゐた古代歌謡を心のおもむくまま、自ら率先してお創りになり歌はれる中に、万人にも通ふ“広く清く直き心”を持ち続けようとする御意志を自覚なさつたのではなからうか。

さうした御意志は、皇位の継承とともに、更に強く持続・展開し、和歌もしきしまの道として皇統の中に根深く定着してゆくのである。

〔参考文献〕

- 「日本書紀」上巻第三、巻第五、巻第十（日本古典文学大系 岩波書店）
- 「古事記」中つ巻、下つ巻（角川文庫）
- 「歴代天皇の御歌」小田村寅二郎・小柳陽太郎共著（日本教文社）
- 「天地四方」川出麻須美著
- 「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」黒上正一郎著
- 「古事記のいのち」夜久正雄著
- 「日本思想の源流」小田村寅二郎著
- 「古事記概説」山田孝雄著



孝明天皇の御歌と明治維新

兵庫県立姫路北高等学校教諭 伊藤三樹夫

- (一) はじめに
- (二) アジアの危機と日本
- (三) 独立の中樞としての天皇  
大御心
- (四) 異くくの船
- (五) 歌人としての天皇
- (六) 喜びと憂愁
- (七) 憂国の祈り
- (八) 苦悩と雄叫び
- (九) 捨身
- (十) 激流
- (十一) 世間虚仮

(一) はじめに

たらちねのみおやの教あらたまの年ふるまゝに身にぞしみける。

これは明治天皇の「親」と題された御製である。明治の大御代を統べおかれた明治天皇の背後にもまた一人の親があらせられた。人の子にその親があるやうに、そして、その子の中に親の教へが受け継がれ、恩愛の情が身にしむごとく日々育まれていったのである。

およそ我が国の歴史は前時代のものが、こまやかな愛情の絆のもとに次々と受け継がれ、その文化伝統が形成されて来た。祖先の教へや体験を身にしむやうに憶念しながら次の時代の形成に雄々しく向かつていったのが、我々の祖先達であった。そして、その文化継承の中心に「天皇」があらせられたのである。「天皇」は我らの前に君臨するのではなく、我らの共通の祖先を共に偲び、その御魂を慰霊され、その神々祖先の前につつしみやかしこみて仕へ奉られるところの祖宗として、その継承の中心に存続してこられたのである。そのことは同じく、天皇の次の御製、

国

ちはやぶる神の御代よりうけつげる国をおろそかに

守るべしやは

述懐

千早ぶる神のかためしわが国を民と共にも守らざらめや

にもうつくしく仰ぎまつるのである。受け継げる国ゆゑ、自分かつてのこととしておろそかには出来ず、その受け継いだ共通祖先同胞のために、共に守らざるをえないのである。そしてその精神は建国の肇めより連綿として受け継がれ、明治天皇がさうであったやうに、その前の天皇も又その前の天皇も、「御代よりうけつげる国」を「民と共に」守られて来たのであった。

かかるとく、明治の時代は、又、明治天皇の御精神は忽然としてこの世に現はれ出たものではなく、それを用意し、それを支へてゐたものがあつた。明治時代を用意し、明治天皇が身にしむごとくなつかしみ慕はれたもの、その御方こそ、あの幕末動乱の中に悲痛なる大御身を捧げられたる、孝明天皇その方であつた。

徳富蘇峰が

「世論では概ね明治維新の功を以て、癸丑甲寅以降、天下志士の力に帰してゐる。然もその志士の原動力の何処より来りたるかを閑却してゐる。志士の努力は、固より之を認識するに遲疑しない。けれども彼

等志士は、何れも、孝明天皇が世を憂へ、民を憫れみ給ふ御心を体得して、慨然憤発興起したものである。挙朝の公卿、悉く皆な天皇より督励鞭撻を受けざる者は無かった。而して其の効果が、やがて明治の改革を招来した。」

と讃へたるもむべなるかなである。  
今、その例証として、孝明天皇の御歌を中心とし、この幕末動乱の渦中で、その一個の身を大きく国家の運命にはせていかれたその悲痛の御生涯を、民心の統一と御国の独立にかけていかれたその偉大深刻の御心を、ここに讃仰しまつらうとするのである。

## (二) アジアの危機と日本

およそ、孝明天皇が御在世あらせられた、一八三一年から一八六六年のこの時代こそ、ひとへに日本のみならず、実にアジアそのものにとつての未曾有の危機の時代であった。

一八四〇年、アヘン戦争によってアジアに君臨してゐた眠れる獅子、清国がイギリスに圧迫されて、やがて一八四二年の南京条約となつて、その領地が侵され、一八五八年には、インドがイギリス直轄地となり、さらに一八六二年、ヴェトナムがフランスに領有、まさ

にアジア全域はヨーロッパ列強の土足に踏みにじられてつたのである。

アジアの国々が列国の侵略のもとに次々植民地化されていく中で、日本だけが独立を保ち得たことは、明治維新の大きな功績とみなければならぬ。そして、それを支へてゐたものは、日本の特殊な地理的条件もさることながら、そこには日本独自の対応の仕方があつたことも事実である。

それは、列強の清国、インドにおける苦い経験や、列強間でお互ひの勢力の牽制などから、日本に対して極めて慎重な態度に出ざるを得なかつたといふ、外的条件が幸ひしたかもしれないが、しかし、日本国内における民心の統一と確固たる独立の精神がなければ、列強のもとにひとたまりもなかつたであらう事は論を待つまでもない。

## (三) 独立の中樞としての天皇

清国におけるあの「太平天国」が、十年間にわたる抵抗とその国民の滔々たる勢力ともかかはらず、敗北しなければならなかつた背後には、国民間の組織の上下を一つに通じ得ず、なほ且つ狭い郷党主義のため、内部分裂を招き、その力を主体的な勢力として形

成持續することに失敗したことが、その大きな一因であつたといはれてゐる。

インド・中国の失敗にもかかはらず、ひとへに日本においてそれが成功し得たことは、一つの驚異といはなければならぬが、それは、日本国民の間に、独立の気魄が存在し、しかもそれを分裂さすことなく、一つの主体的な凝集力として形成しえるある力が存在したからに他ならない。

幕末から明治維新への移行には、その背後要因として、いかに経済的事情を考慮しなければならないといへ、時代の具体的要素たる活きた人間の活動なくして、いはゆる志士といはれた者の働きを無視してはありえなかつたであらうし、その志士たちの力を動かしてゐた見えざる大きな潮力ともいふべきものがあつたこともなほ又看過しえないのである。

その力こそ、日本民族の中核に滔々と絶えることなく続き、民族の様々な危機あるたびに、民心を一家族のごとく結びつけ、その統一の依り所として国民から崇め慕はれてきたところの「天皇」その方であつた。

この未曾有の国難にさいして、今又、その見えざる力は一挙に噴出し始めるのである。

#### (四) 大御心

澄ましえぬ水にわが身は沈むともにごしはせじなよろづ国民

これは年月未詳の孝明天皇の御歌であるが、天皇の御生涯はこの御歌にあらはされてあまりある。澄ましえぬこの時代の激動の中にあつて、己一身ではどうしやうもない悲しみと怒りが、この「澄ましえぬ水」といふ御言葉に凝集し、それは「澄ましたい」といふ悲しき願ひの切実希求の反照であることを憶はしめられるのである。そして又、その激動の中に「身は沈むとも」と、あへて大御身をささげられむとする献身的慈しみの告白となり、「にごしはせじな」といふ痛切な祈りの叫びとなつて現はされてくる。天皇の御心の中に、いかに強烈に御国の行く末と国民全体生活への思ひが息づいてゐたことかを、我々はこの一首の御歌に切々と偲びまつるのである。

それは西欧にみられる、国民を支配し、国民に君臨する王としてのそれではない。「わが身は沈むとも」と、そこには国家の運命に一身の安楽をかへりみない、息むことなき悲痛の大悲を示させ給ひ、「よろづ国民」と訴へられてその心を、同じき神々祖先につらなる同

一民族としての共通の心にかよはせられ、民と共に、その民の御親となりて、その御親としての責務をつとめ果たされんとする偉大深刻の御心をあらはされてるのである。

それは又、あの大東亜戦争の終戦時、

爆撃にたふれゆく民のうへをおもひいくさとめけり

身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとどめけりただたふれゆく民をおもひて

と歌はせられたる今上天皇陛下の御心にも流れかよふところの、我が民族の底流に貫通する、皇祖の変はらざる大御心である。

たとへ、戦前、天皇がいかに側近の者によって利用されたとはいへ、又、戦後の今日、いかにいびつな天皇批判がなされやうとも、歴代天皇方御自身の御心の底に、絶えることのなきこの大御心はうつしくましますのである。それであればこそ、さまざまな時代の危機変遷（クワシ）にもかかはらず、万世一系の天皇を世々代々、その絶えることなき宗家として、我々の祖先達は敬ひ、慕（た）ひ、身を賭して守り伝えて来たのである。

西欧諸国のキングは、自らの力と権力によって自らの身を守らざるをえなかつたであらうが、我が天皇は、

まさに国民の総意として、日本民族の中に自づと在らしめられて来たといふ他はないのである。

天皇は自らの個人意志によって存続して来られたのではない。この大きな民族の流れの中で、自ら、としへにつらなる民族生命の希求の相統として、一人一人の名も無き民の敬慕の内に、存続させられて来たのである。誰があへて、子として親の存続を願はないものがあらうか。国民への思ひの中に心をはせゆく御親としてのこの大御心の内にこそ、我々は又、その子として臣民として、親しく敬ひつかへまつて来た我々祖先達の事実を見るのである。

それらは又、この「大御心」に応へるかのやうに、自らのいのちを賭けて、時代の激動に身を投じていった幕末志士達の生き方の中に、そして彼らが残した数々の悲痛の歌の中に、その厳肅なる事実を又うつしく見ることが出来るのである。

君が代を思ふ心の一筋に吾が身ありとは思はざりけり  
（梅田雲演）

幾千代も御代はうごかじ一筋にふたごころなく君し  
まもれば  
（月照）

骨は粉に身はむさし野にさらすともなに真心の透ら  
ざらまし  
（有村治左衛門）

吾がこころ岩木と人や思ふらむ世のため捨てしあたら妻子を（平野国臣）

これらの歌はその数首にすぎないが、その直接的生の震動の歌として、まさに第二の万葉集時代をも思はしめられるものである。かかる国民的感情が、この時代に一時に作られたものとはどうしても思へない。日本歴史の底流を通じて、ずっと続いてゐたものが、この期に一挙に噴きあらはれ出たと解する他はないのである。

それは権力によってでっちあげられたものでは元よりのない。むしろ、秀吉、信長の権力者ですら、その権威の前には一目おかざるをえなかつたし、徳川家康のごときは、「禁中並びに公家衆諸法度」なるものを作り、その権威の国民的浸透を可能なかぎりおさへようとしたのであつた。そして、それがこの幕末期においては、つひに二百数十年にわたる幕府の権力でもつても、なほおさへがたき力として爆発してくるのである。まさに、それは民族的エネルギーの源泉とでもいひうるであらうか。

国民全体生活をひたすら思ひいつくしむ天皇の大御心、その天皇を慕ひ、その大御心にしたがはんとして、

一身をより大きなものにささげんとする草奔志士達のこの至純至誠のほとばしり。国民全体の上下階層にわたるこのこまやかな信頼情意のつながりこそは、その人生を共に帰趨すべき大道に依らしめ、滔々としてうごめく時代のいのちを、一つに結ぶべく大きな力になり得たのである。

##### (五) 異くにの船

朝ゆふに民安かれと思ふ身のこころにかゝる異国の船

これは安政元年（一八五三年）、二十四才の時の御歌である。この前年の嘉永六年、浦賀にペリーがやって来てゐる。「泰平のねむりをさます蒸気船たった四はいで夜もねられず」の狂歌にみられるごとく、この黒船の来航は日本全土に外夷の恐怖を呼びさますに充分であつた。まさに、この「異くにの船」の衝撃こそ、日本文明が西洋文明からその正面きつての挑戦を受けたところの端緒であつた。この「異くにの船」の衝撃をいかに受け取るべきか。そこにこそこれからの日本民族の運命があつたといへるのである。

そして、当時の幕府の高官はじめ一般の国民がその恐怖のあまり、模稜（もろま）（ぐずぐずして決断しないさま）

多き中、おそれおほくも、孝明天皇こそはいち早く、この「異くにの船」と正面きって、毅然と相對されたのであった。

「古今夷狄の憂雖不少近年の如く甚は未有之也。若一旦親狎之體流穢漲、神州陸沈し朕が世に至て初て金甌を欠ば、何以先皇在天之靈に謝せんと深謀遠慮し、群臣に咨詢するに皆其不可なる事を白す。」

「其の積鬱之余、激して変を生じ、外夷其虚に乗ぜんことを過慮し、特命（安政戊午八月八日の勅諭）を幕府水府に下し、天下の大小名同心合力、幕府を補佐し、内奸吏を除き、諸藩勤王の志を慰し、外黠虜を攘ひ、各国窺覷の念を絶せしめんとす。」

これは後にくはしく述べるが、文久二年四月、天皇親ら近臣にお示しになられた「御述懐一帖」の一文である。そこにも、この異くにの船との激しい御対決の姿勢がありありとうかがはれるのである。「神州陸沈し朕が世に至て初て金甌を欠ば、何を以て先皇在天之靈に謝せん」と、背後に日本文化伝統の重任を荷はせ給ひ、日本国民全体の運命を思はれ、「異くにの船」を象徴とする外国の威圧に對決されるこの悲壯激烈の姿こそ、西洋文明の挑戦に對する日本文明の主體的応戰の中核的気魄となつてゆくのである。

又、同じく「御述懐一帖」の

「或曰、朕若幕府の請に不従ば、必承久（承久の変後の三上皇の配流）元弘（元弘の変に後醍醐天皇隠岐遷幸）の事を為さんと。然れども朕何ぞ一身のことを以て祖宗の天下に易んやと、卒に重ねて命ずる前令を以てし、次いで幕使を返らしむ。」

との一文に、その對決の御決意がなみなみならぬものであったことを思ひ合はせる時、先の御歌の「こころにかかる異くにの船」の御言葉と照応して、まさに、「民安かれと思ふ身」のその深刻の重大さに改めて胸打たれるのである。

なほ、「異くにの船」に對決されたのは、この時が初めてではない。この「異くにの船」との御對決は、実に孝明天皇が御天皇の御位につかせられたその年、即ち弘化三年（一八四六年）御年十六才の時に、早くも「海防の御沙汰」を幕府に出されてゐることから始まるのである。この年、琉球の那覇沖へイギリス船がさらに那覇港へフランス船が、また浦賀沖合にもアメリカ船が来航し、地理測量のためと云つて、デンマーク船までがやって来てゐたのである。これらの事を深く憂へられた天皇は

「猶此上武門之面々洋蛮之不侮小寇不畏大賊宜籌策



有之、神州之瑕瑾無之様精々御指揮候而」と「洋蛮」によって神州に災がなきやう幕府に注意要請されたのであった。

これより朝廷は外交上の重大事にさいして、勅諭をもってその国務に関与するきっかけをつくることになった訳で、その意義は又大きいのである。

ともあれ、孝明天皇の御生涯は、この異くにの船に對しての絶えざる怒りと深憂のそれであった。この悲痛の御対決が、国民に日本民族の独立不羈の精神を吹き込み、攘夷の嵐となつてやがて志士たちの心にこたまし、幕末維新のエネルギーとして炎え上つてゆくのである。

#### (六) 歌人としての天皇

この論述では主に、孝明天皇の御歌を中心として、その幕末の動乱に関する御生涯を偲びまつらうとするのであるが、孝明天皇の御歌は三十六才で崩御されるまでの間、およそ一千二百余首にもものぼつてゐることである。我々が読み得るのはそのうち「孝明天皇紀」等によつて、わづか二百三十一首のみである。

それらの御歌の約半数は御歌会で詠まれたものであるが、どれも時代の痛切を内心に深く窮め、その緊張

を強く雄々しく、時には悲しく、まさに一時代の激流に生きる一個の人間の赤裸々な姿としてそのままに表現されてをられるのである。

それらの御歌について、亜細亜大学の夜久正雄教授は

「世に悲痛の歌とか悲壯の歌とかいう歌があるなら、それは孝明天皇の御歌であるということができよう。つよく、雄々しく、痛切で、その御歌のしらべは日本武尊の御歌に比せられるとおもう。後世の愚鈍の私などでも孝明天皇の御歌をよむと、言語にあらわしがたい、戦慄に近い感動をおぼえるのだから、當時の幕末公武の志士たちが天皇の御歌ならびに御宸翰を拝してどのような感激を受けたか、多少は想像できる。幕末の人心に国家独立の意志を点火したのは孝明天皇その人であつたということができよう。」と、まことに適切な指摘をされてゐることからも、その御歌のすばらしさの一端がうかがはれるのである。およそ歴代天皇のほとんどの方が和歌を作られてゐて、その意味で天皇方全てを歌人といつてもよく、特に孝明天皇お一人をとりあげて歌人といふことは出来ないであらう。

ただ、十万余首のすぐれた御歌を残された明治天皇

の父君であらせられ、且つ明治天皇の幼少時より、短歌の御添削などをされて「しきしまの道」を絶やすことなく全身全霊をもって伝へられた事実の中に、改めて歌道に対する孝明天皇のただならぬ熱情を見る思ひがするのである。

なほ又、安政元年に皇居炎上があつた折、その御避難のありさまを、つぶさに三十七首に詠まれた御歌があるのであるが、我々はそれを拝して、すでにその連作形式をとられた流れるやうな御歌のすばらしさに啞然とさせられるのである。といふのは、この連作形式は、短歌の革新を試みた、かの正岡子規によつて唱へられたものであるが、すでにそれ以前において孝明天皇がかかる連作の実践をしてをられたのである。そこに孝明天皇の短歌における天性の才能を見ると同時に、歴代の天皇方が数多くの和歌を残してをられるのであるが、今さらながらに、日本の天皇といふものの中に、和歌の本質が継承保存されてゐたかを思はしめられるのである。それは又、

おろかなるわが身も共に人並にまじるはずかし敷島  
のみち

と歌はせられたる、和歌への謙虚な態度にも見られるごとく、作歌を通じて鍛へられたる日本民族伝統とし

てのまごころの純化継承の道をそこに見る思ひがするのである。

(七) 喜びと憂愁

さて、今、孝明天皇の御歌をその年代順に従つてゆきたいと思ふ。

我々が読み得る天皇の最初の御歌は、十八才の時よりのものである。その頃の御歌は、実に天然自然の中に人生の喜びを見出す、若々しき心に満ち溢れてゐて、読むものをして、その生の自然への没入の深さに自づと誘はれる思ひがするのである。たとへば、弘化五年（一八四八年）の時の御歌

うぐひすの色の色にもあらはれてももよろこびのい  
くちよのはる

花鳥ののどけき春の色みせてかすみぞなびく四方の  
やまのは

月雪のひかりを見せて玉かはの岸根つづきにさける  
うの花

これらの御歌には実に瑞々しいほどの青春の喜びが満ち溢れてゐる。うぐひすの声や、花や鳥、月や雪の光に、うの花に、見るもの一切の自然の中に人間の情

緒の調べを見出し、その喜びにひたつてゐられるその素直な天皇の御心が、心楽しく偲ばれてくるのである。それらは又、古代からの日本人が天然自然の中に人生の悲喜を見出し、その自然と共に生きて来た我が民族の性向をも伝へてをる。

おそらく、世の激動にまみれることがなければ、すぐれた自然の喜びにあふれた御歌を数多く作られたことであらうと察せられるのであるが、しかし、天皇としての一身は、そこだけにとどまることをゆるされなかつたのである。

そのことはたとへば、二十才の御時、早くも憂国のための深刻な御歌があらはされてゐることからも拝察されるのである。

即ち、嘉永三年（一八五〇年）、  
わが中は賤のをだまきくる糸のかたよりならぬ思ひ  
なりけり

と詠ませられてゐる。そこには、もはや自然の鑑賞だけにひたつてゐられない、ひたぶるで深刻な息づかひがあらはされてゐて、自らをひきしめてをられるのであらうか、「かたよりならぬ思ひなりけり」と一挙にいひ切られたところ、何か内心において、人に言へない苦しみと格闘してゐられる緊迫した生の脈搏が、ひ

しひしと察せられるのである。おそらくはその心中に、無数のより糸がもつれかたよつてゐたのではないか。しかし、それにもかかはらず、「かたよりならぬ」と強く御表現されたところに、若き天皇としてのその責務に対するなみなみならぬ決意と、その自己克己の緊張あるひびきが偲ばれてくるのである。

この年、前年に創設した学習院の祭典を行つてゐるが、これは宮廷の刷新のなかにおいて特筆すべきことであつた。又、四月八日、近海に出没する外国船を憂慮されて、七社七寺に国家安康を祈らせられ、関白鷹司政通が職を辞して来た折には、異国船のことを心配されてその退職をゆるされようとはしなかつた。日々の国事への思ひの中に、いかに「かたよりならぬ思ひ」がひしひしと脈打つてゐるかが、その御歌を通してうつくしく偲ばれるのである。

さらに嘉永四年、二十一才の御時の御歌、

梅かほりあを柳かすむ春ながらゆきやいつまで風に  
ちるらん

ここにはもはやかくしやうもない深憂の思ひが切々とあらはされてゐる。雪を見ながら、おそらくは我が国の近辺にあらはれる異国の船の事が胸中を去来して止まないであらう。雪は降り止まない。風に吹き散

つてゐる雪を見ながら、冷たい乱れる思ひが千々に吹き荒れてくる自分の心にじっと耐へてをられるのである。

それは又、二十二才の折の

認めつつ思ふも淋し秋の雨の降るがまにまに木の葉ぬれけり

の御歌にも同じき国家動乱の中に人生波瀾を送らざるをえない緊迫した予感の悲哀が、自然への没入に喜びを見出した歌人が、しだいしだいに動乱の憂愁にとらへられつつある、その深刻の生の姿が痛々しくもあらはれてくるのである。

#### (八) 憂国の祈り

ことの葉のたむけうけてよ国民のゆたけきことを神もおもはば

これは安政元年の時の御歌である。天皇は二十四才になられた。先にも述べたが、この前年、ペリーが浦賀にやって来てゐる。そしてこの年の三月三日、幕府はその弱体をさらして、日米和親条約を結ぶに至るのである。

この御歌は、それからわづか八日の後の十一日に作

られてゐる。あれほど外患を憂ひ、ひたすら神に祈つてゐたのに、幕府はついにその蛮夷と条約を結んでしまった。一体、これから、この日本はどうなるのだらうといふその不安と怒りが、まるで幼児が母親にすがりついて泣き訴へるかのやうに、ひたすら神に訴へてゐられる悲愴な御氣持が、ひたひたと伝はってくる御歌である。

孝明天皇の御歌の約五分の一は、実にこの祈りの歌で占められてゐて、いかにその日々、我が同胞民族全体の生活と平安をひたすら願はれ、且つ祈られてゐたか、その敬神宗家としての天皇の深刻偉大の姿が、これらの数々の御歌を通じてありありとしのばれてくるのである。

又、孝明天皇の御年表をつぶさに見てゆけば、その日々がまさに祈りの日々にくれてゐる事実におどろかされる。その事実の全ては紙面の都合で列記出来ないが、外夷の祈攘はもとより風雨の難、震災、火災、洪水、ことあるたびに自ら神の前にぬかづき、又使ひを全国の神社寺々に使はしめて、その万民安穩、国家安寧を切々と祈られてゐるのである。

元よりこれは孝明天皇にかぎったことではなく、実に歴代の天皇方全てが、かかる切実希求の祈りに徹

してこられたのであった。それは権力によって国民を征圧する（鎮く）のではなく、国民を慈しみ治らしめるところのこの偉大の慈悲によって、国家の安寧と人心の安らぎを願はれる、御親としてのそれである。いかに我が歴代の天皇方が、国民をいつくしみ、その切実の祈りに一心をささげられてきたかをこの孝明天皇の数々の祈りの御歌の中に見出すのである。

さらには又、この幕末の年表を見た者ならばすぐさま気付くことであるが、弘化・嘉永・安政・万延・文久・元治・慶応と次々とめまぐるしく年号が変つてゐることである。この改元は古代より続けられてゐる歴代天皇方の重要な任務でもあった。今までは祥瑞のたぎりに改元して来たらしいが、この孝明天皇の代にはそれとは逆に、数々の災害・悪疫を憂へて、その縁直しとして、人心の一新をはかるためにおこなはれたのであった。次々と世の変災動乱を見るたびに心痛みつ改元せられてゐるその痛苦の御配慮を、このめまぐるしく変はる年号のうちに、痛々しくも仰ぎまつるのである。

そこにも又、我々は世々人心の安穩をひたすら願はれる国民の御親としての痛切な祈りの心を見ないではゐられない。

烏羽玉のよすがら冬のさむきにもつれて思ふは国たみのこと

世をいのる心は神もくみしるやかものかはらの夏の涼しさ

いづれも同じ年の御歌である。おそらくは、冬の夜に祈禱をせられての御歌であらうが、しんしんと冬の寒さを感じながら、ひたすら国民のことに思ひをせられてゐられる、その透徹嚴肅なる祈りの気魄には身の迫られる思ひがするのである。

祈りの歌はこの後も、たとへば、

わが命あらん限りはいのらめや遂には神のしるしをもみん（二十九才）

ねがはくは朝な朝なの言の葉をあはれみ受けよ神ならば神（三十一才）

神ならばわが心をもしろしめしひたすら願ふ事を受けませ（三十二才）

と生涯にわたって切々と続けられるのである。諸外国の例の中で、かくまでも祈られた王があるであらうか。そこには支配とか権力とかとははるかに遠く高き所に立つてゐられる、天皇の御心が垣間見られるのである。まさにその御生涯はひたすらなる祈りのそれであり、明治維新は又、この祈りのうちにこそ用意せられたの

である。

(九) 苦悩と雄叫び

神ごころいかにあらんと位山おろかなる身の居るもくるしき

天皇は二十八才になられた。身心共に壮健な御年令である。まさに人生はこれからともいふべき時、この御歌は一体どうしたといふのであらうか。位山、即ち天皇としてその御位についてゐることに耐へられないと告白されてゐるのである。この痛切な告白は、一部の者がいふやうに、天皇といふものは決して、おのれの権力欲によって、その位についてゐるのではないといふことをまざまざと語ってゐる。もしさうであるのなら、自分の人生がこれからともいふべき時、どうして退位などされようか。天皇としての御位の重さ、その責務の並々ならぬことは、この一首にあらはされてゐる苦渋の告白からも解し得るのである。

この年、即ち安政五年（一八五八年）、四月二十三日、幕府は条約勅許問題のもつれによる幕権の回復を計って、井伊直弼を大老に任じ、そして天皇はもとより、国民世論の憂慮反対を押し切つて、六月十九日、

日米修好通商条約を結ぶに至るのである。これに先立ち、天皇は条約勅許拒否の詔勅をたびたび幕府に出してをられたのであるが、これによって深く失意の念をいだかれ、これも自らの不徳のいたすところであると、幕府の専断を嘆きつつ、六月二十八日、関白に「讓位」の心をおもらしになられたのである。

その関白への宸翰の一部に

「今日武伝披露の墨夷一件の返答申し来る。扱々存外の事、実に心配歎痛絶体絶命此時と悲嘆限りなく候」とある。この退位の願ひは圜りの者達によって思ひとどめられたが、その時の苦悩のうめきがこの一首に痛切に示されてをるのである。

この一ヶ月ばかりの後、この条約締結に不満をもたれて、水戸藩と幕府へ勅諭を下される。以後、世にいふ安政の大獄が始まるのである。

この年の十二月、

聖なるふみのおきてを守りなばくだくだし世の事は  
あらしを

と詠ませられたが、これは、勅諭を幕府が無視したことから、志士の蹶起となり、その弾圧として安政の大獄となつたのであるが、日ごろ、外夷のみならず、国内の分裂をもっとも心配してゐられた天皇にとって、

それを目のあたりに見ての、その心配がいひしれぬ怒りとなつてほとぼしつてゐる激烈の御歌である。

翌年、安政六年、

わが命あらむ限りはいのらめや遂には神のしるしを  
もみん

この弾圧によって、孝明天皇も又、側近の者を次々と失つていくのであるが、その中で、ますます心を固くして祈られ、且つ雄々しく攘夷をのらせられるのである。

こと国をなづめる人も残りなく攘ひつくさん神風も  
がな

この雄叫びに応へて、全国各地に草奔蹶起の志士達の炎が、燎原の火の如く炎え拡がってゆくのである。

大君の憂きみ心をよそにのみかくて見つつも忍ぶべきかは  
(有馬新七)

大君のみこころ知らば賤が身の何をいとうてつくさ  
ざらめや (清川八郎)

骨を粉にくだきてのみか命さへかねてぞ君にゆだね  
つる身は (田中河内介)

これらの歌を挙げるにはもう枚挙にいとまがないほどである。それはいづれも天皇への忠誠のうちに悲しくも雄々しく自らの命を捨ててかへりみない悲痛深刻の生の姿である。

この悲痛の情意の呼応こそ、我が日本民族に脈搏する生の不可思議甚深の潮流である。それは故意に作られたものではなく、大きく国民全体のいのちにつながり、時代痛苦の動乱の中にあるがままの生死を随順せんとする、日本民族のまごころの発露と解する他はない。大獄の弾圧はかへって、志士達の怒りをあふり、ますます尊王攘夷への傾斜を深めてゆくのである。ついに、井伊大老も安政七年に桜田門外で殺される。

#### (十) 捨身

なくからはいま一声も二声もらせやもらせ山ほととぎす  
文久元年(一八六一年)、天皇三十一才。外交問題のこじれから幕府はその無力と不統一をさらし、井伊大老も亡き今、今や幕府の権力だけではもういかんともしがたいところまで時代は来てゐた。そのため、朝廷の権威を借りざるを得なくなり、その政策として、公武合体が目される。ここに、徳川家と天皇家の縁組のため、和宮の降嫁問題が起つてくるのである。

和宮内親王は孝明天皇の妹君で、その名前も、宮様が生まれられた時、すでに父、仁孝天皇が亡くなられてゐたので、孝明天皇御自身がおつけになられたのであった。この幕府の要求に対して、天皇は何度も何度も厳しい態度で拒否されてゐる。

しかし、度重なる幕府の強い要求にことはり切れず、ついに「常に兄妹と相見ることを得ざらしむるは、骨肉の情に於て忍びざる所なり。然れども朕は骨肉の愛情を以て国家を棄つること能はず」として断腸の思ひで承諾されるのであった。その悲しみの思ひが、まさにこの御歌に胸を刺されるごとく切迫してゐる。

「骨肉の愛情を以て国家を棄つること能はず」とのらせられて、国家の動乱に大御身を奉げられんとする痛々しい決意が、「なくからは今一声も二声ももらせやもらせ」とほととぎすに自らを託して、自棄とも決意ともつかぬ悲痛な叫びとなつて一気に吐き出されてをる。おそらく、それは自分の泣き声であると共に、国事への捨身の雄叫びでもあつたらう。

それは又、

惜しまじな君と民とのためならば身は武蔵野の露と  
消ゆとも

といふ和宮さまの御歌とともに、人生の波瀾の中に兄

妹の愛情をこえて共に身をささげられんとする悲痛の共哭を偲びまつるのである。

それは又、翌年文久二年の

異人と共ども弘へ神かぜや正しからずとわが忌むもの

といふ激烈の御歌となつて、攘夷の叫びを一声も二声も力強くもらせられるのである。まさにこの年こそ、天皇は全身全霊をもつてこの攘夷の実践にあたられるのであるが、それはすでに江戸に下つた和宮様のけなげな心を悼み偲び、我が身をむち打ちはげまされていかれたことであらうと思はしめられる。

神ならばわが心をもしろしめしひたすら願ふことを  
うけませ

と、もはやあともどりすることも出来ない窮地から、ひたすら国家の安寧を願求されるのであった。この、「ひたすらなる願ひ」は、この四月、「御述懐一帖」となり、

「外夷を掃殄するに、天下一心戮力にあらずんば為し難し。故に和宮を以て將軍に尚し公武一和を天下に表し、而後戎虜勦絶に可及也。」

「殷鑑不遠印度の覆轍を踏ば、朕実に向を以か先皇



在天の神靈に謝せんや。」

「朕が命に従ひ、膺懲の師を作さずんば、朕実<sup>ニ</sup>断然として、神武天皇神功皇后の遺蹤に則<sup>テ</sup>とり公卿百官と、天下の牧伯（諸侯）を帥<sup>ヒテ</sup>親征せんとす。」と、まさに攘夷への捨身の氣魄を漲らせて、近臣に働きかけられるのである。

この十一月、ついに幕府は攘夷の勅旨にしたがふと決定する。

## (二) 激流

此の春は花うぐひすも捨てにけりわがなす業ぞ国民の事

文久三年、この年まさに時代は風雲急を告げるのである。三月四日、將軍家茂入京。徳川家が政権をとつて以来二百有余年、この時始めて庶政委任の朝旨をうける。五月十日、かねて攘夷決行の日と決められてゐたこの日、長州藩下関で外国船に砲撃。次いで、七月二日、薩英戦争が起る。まさに攘夷の火ぶたは切つて落とされたのである。

そして、八月十三日、「攘夷親征の詔」が発せられた。もとより天皇御自身は、

「未ダ武器ノ備ラサルニ開戦スルハ時機早シトス。故ニ時日逼迫スル朕カ親征ハ暫ク延スヘク、仍チ征幕ノ事モ止ムベシ。」（久邇宮親話聞書）

と、過激な行動を深く危惧されたのであるが、各地の志士たちは、いっせいに倒幕拳兵の準備をすすめるのであった。

この御歌は三月五日の作であるが、この時代の急変を見通しされた悲痛の決意にみちてゐる。かつて若き日、自然の詠歌に人生の喜びを見出してゐた天皇は、今や、その一切を捨てて、国事に奔走しようといふのである。しかもそれは決して政権の略奪などではなく、「わがなす業ぞ国民の事」とひとへに、国民生活の安憂に心を馳せてゐられるのである。

天皇は日本民族の独立と防衛のために、攘夷は強く望まれたけれども、決して倒幕等の内乱は望まれなかつたのである。

「関東へ委任王政復古之両説有之、是モ暴論之輩復古深申張、種々連計略候へ共、於朕ハ不好、初発ヨリ不承知申居候。」

「何処迄モ公武手ヲ引和熟治国ニ致度候。」（島津家所藏宸翰）

とあるごとく、天皇はあくまで和熟の政治を願つてゐる

られたことがうかがはれる。

しかし、もはや尊王攘夷の火は全国津々浦々にまで激動してゐる。自分の播いた種とはいへ、これから心してかからねばならない。そのことが「花うぐいすも捨てにけり」と一身のなみなみならぬ御決意を述べられ、さらに自分の心はあくまで「国民の事」にあるのだと自らに鞭撻されてゐるのである。

それは又、同年の

愚なる心は寒し薄氷あやふきのみに世をわたる身や  
と内心の激しい自責ともみえる告白となり、薄氷を踏む思ひで危ふい時代の激変に身を賭していかれる御歌となつて現はれてゐるのである。それは権力におごり、霸道をめざす者のそれではない。ひたすら国民の安寧を気づかふ御親としての痛切慈愛の重々しき責務に心を傷めてゐられるのである。

この後、八月十八日の政変が起つてゐる。これと前後して、吉村寅太郎らの天誅組の乱、平野国臣らによる生野の乱、武田耕雲斎らの天狗党の乱と、全土に倒幕の火の手が上つて来る。

さらに文久四年（元治元年・一八六四年）、禁門の変が起り、幕府は第一次長州征伐の軍を起すのである。

この年の正月に出された宸翰に

「諸伽佛騰シ生民塗炭ニ困ム。天神鬼神、夫朕ヲ何トカ云ン。嗚呼是レ誰ノ過リヤ。夙夜是ヲ思テ止コト能ハス。」

と深く内乱による国内の分裂を憂へ、軽卒な攘夷や討幕をいましめられ

「勉テ太平因循ノ雜費ヲ減省シ、カヲ同フシ心ヲ專ニシ……」

「嗚呼汝將軍及ヒ各国ノ大小名、皆朕カ赤子也。今ノ天下ノ事、朕ト共ニ一新センコトヲ欲ス。」

と国家動乱のただ中に立つて、その親のごとくひたすら民心の和を願はれてゐるのである。日々起つてくる紛乱の様を聞かれて、いかばかりその心がお痛みになつたことであらう。

この五月、

天がした人と云ふ人ころあはせよろづのことに思ふ  
ぶぢちなれ

と詠ませられたるその天皇の痛心は、かつての聖徳太子の和の御精神を憶はしめられ、又、「カヲ同フシ、心ヲ專ニシ」といふ、その宸翰の内容と照らし合せて、日本国民の民心の協和をいかに望まれてゐたかを、切々と偲はしめられるのである。まさに天皇こそは常に平和の希求の相続者であらせられた。その平和を願ふ心

は、

さまさまになきみわらひみかたりあふも国を思ひつ  
民おもふため

と歌はせられたる、この動乱激流の苦闘の中に随順したまへる全人生の緊迫ある御告白、又「皆朕カ赤子也」とのたまはれて、国民の御親として「なきみわらひみ」されるその悲喜動乱の生涯とともに、とこしへに我らの心に迫ってくるのである。

(三) 世間虚仮

慶応元年（一八六五年）、一時、幕府に屈した長州は、再び倒幕の勢力をもち返してくる。そのため幕府はやむなく第二次の長州征伐を試みる。これがやがて、幕府の崩壊につながってくるのであるが、さらにこの十月、イギリス・フランス・アメリカ・オランダの国国によって条約勅許をせまられた幕府は、その嘆願の末、朝廷よりその勅許を得るに致る。これは、日本における皇室の存在を諸外国に理解させた画期的な事柄であった。ここにおいて、皇室は事実上、その主導権を認められるのである。

願くはこころ静かに山のはの花みてくらす春としも

がな

天皇は御年三十五才である。長年の国事の疲れが出てこられたのであらうか。あの若き日に、自然の中に一切を忘れて溶け込んだ日々が切々と思はれてくる。誰があへて、好んでつらい国事に身を投じ得よう。天皇のゆゑに自ら関はらざるを得なかつたこの激動の日を、つくづくと思つてゐられるのであらうか。

そこには、「国家の事業を煩と為す。但大悲息むことなし」とのらせられ「世間虚仮」と知りつつも、その波瀾の中に身を投じてゆかれた聖徳太子の御心に通ふものがある。

思へば、孝明天皇も又、花やうぐひすにその歌心を誘はれつつも、「花うぐひすも捨てにけり」と一身の救ひのみを求めたまはず、動乱痛苦の国家事業に御身を捧げられたのであった。

この御歌には、現世の英雄的功業にとらはれない天皇の風格と悲哀が示されてゐて、それでもなほ、国民全体生活を思はれ、安らふことなきその苦闘動乱の中に御身を投じていかねばならなかつた、その大御心の痛切さをひとしほ強く感じさせられるのである。

明けて慶応二年、薩長連合なり、薩摩藩は長征出兵を

拒否する。かくて八月二十一日、征長停戦の勅令が下され、ここにおいて幕府の威信は全く地に落ちてしまふのである。

將軍家茂の病死ののち、十二月五日、一橋慶喜が十五代將軍になる詔だが、それからまもない十二月二十五日、突然、孝明天皇は急死され、その悲愴の御生涯をとぢられるのである。国内が相二つとなつて戦ふことをいさぎよしとしなかつた天皇は公武合体を堅持されたのであるが、一説に、その反幕派によつて暗殺されたともいふ。

その最後の年の御歌

もつれなき滝の糸すぢあらはしていはねに月の照り  
まさるかな

我々は今、その三十六年間の激動悲痛の生涯が至つた境地の高さを、この透徹した月の光のごときの御歌の中にうつくしくも拝しまつるのである。「もつれなき滝の糸すぢ」と御表現されてゐるが、おそらくもつれる世の激乱を思つて内心は千々に乱れてゐたのではないか。それにも関はず「もつれなき滝の糸すぢ」と一気に歌はせられたるところに、内心の深刻な闘ひの気魄を思はしめられ、又「あらはして」といふ御表現には、もつれなき心に対するその切実な願求が緊迫してゐて、

かへつて、もつれたまま全てが、その緊張のうちに透き徹り照りまさつてゐる、この世界のすごさを思はないではゐられない。

ごうごうと流れ落ちる一すぢの滝の中に、動乱の国家人生を統べをさめられたる御心は、常に民心の和平を願ひ、かみかみ惟神の中に国民全体生活の痛苦をそのまま荷はせられたる、日本民族の万古に変わらざる一すぢの宗祖として、又、世の苦惱をそのまま生きた赤裸々なる一個の人間の典型として、まさに照りまさる月のごとくにあふがしめられるのである。

明けて慶応三年（一八六七年）、明治天皇踐祚。大政奉還なり、王政復古の大号令は下るのであった。

明治天皇の御乾徳を仰ぐ

宇部興産(株)勤務 内田 敏彦

- (一) 明治天皇と国民
- (二) 御治世の御心
- (三) 孝明天皇への御思慕
- (四) 様々の御述懐
- (五) をはりに

(一) 明治天皇と国民

明治天皇は、嘉永五年（一八五二年）、第二百十一代孝明天皇の第二皇子として御降誕になられた。御幼名を祐すけの宮と申し上げた。

皇考孝明天皇が、御宝算三十六の若さでお隠れになつたため、明治天皇は御宝算十六の時、踐祚せんそされたのである。

年を経ずして徳川幕府の大政奉還が成り、王政復古の大号令が渙発されたのである。而後四十五年間、明治天皇は天皇の大御位に在られ、日本の政治の中枢、また国民精神の帰順する所として万機を親裁されたのである。

明治の御代は、折しも、日本歴史上約七百年続いた武家政権が終り、天皇親政が成つた一大変革の時期にあり、国外的には西欧列強諸国の東洋への進出と相い拮まつて日本の前途は極めて険しいものがあつた。

明治天皇は国家百年の大計を以て、広く海外に知識を得るべく、使節を派遣され、国内的には小中高等学校を設立して教育を充実され、産業を振興され、帝国憲法を發布して議會を召集され、国外的には、不平等条約の改正、また国運を賭けた日清・日露の二大戦役を

も経験され、明治の大御世四十五年間、これだけの事実を以ても、何如に多事多難を極められたかと拝察されるのである。

かうした多事多難の国情と、御多忙の御政務を執られる中で、日本の歴代の天皇方がさうであられたやうに、明治天皇は我國の伝統的詩歌の道・しきしまの道に御心を寄せられ、御修業遊ばされたのである。その御詠草は、実に十万余首の多数に上ると伺ふのである。

御製は治世の御精神を国民にお示しになるためのものでなれば、国民を教宣させられるためのものでなかつた。事実、当時宮内庁の御歌所に出仕する、一部の官吏を除いては、政府の高官と雖も、ましてや一般庶民は決して御製を拝することは出来なかつたのである。

日露戦争当時、歌道の面で陛下を輔弼ほひつ申し上げる役にあつた、時の御歌所長・高崎正風は、明治天皇が戰場に立つ兵士や傷病兵のことを思はれ、また遺族や留守家族のことを思はれた御歌を拝し、「これらの御製に頭はれた大御心を知つたら、戰場に立つ兵士は、また銃後の国民は、どんなにか感激することであらうか」と考へ、御製を世間に公表することを御許しいただくやう、或る政府高官を通じて、明治天皇に申し出たの

である。

しかし明治天皇は「つまらないものを世間に公表して何になるか」と御謙讓遊ばされ、決してお許しにならなかつたのである。高崎正風はここでやむなきに至り、陛下の御許しのないまま、一命を賭する覚悟で御製を世間に公表したのである。この忠烈無比の行ひが、後に明治天皇御製が広く世に知られる最初となつた。

それにしても明治天皇は歌聖と仰がれるほどの歌道の御達人であられながら、何といふ御謙虚な深い御心であらうか。しきしまの道の深奥を極めむとされる御心には、なほ御自身の御歌を未完成のものと思し召したのであらうか。戦争にあへぐ国民や兵士のことを深く御宸念になり、深い御苦衷を懐かれつつも、決して余人の助力を乞はれることなく、御一心を傾注して詠まれし御歌も、あくまで御自身の御修業の道として、御自身の御心に納められたと拝察するのである。

明治天皇御製に

ことのはの道のおくまで踏みわけむ政きくいとまい  
とまに(三六)

くもりなき心のそこの知らるるはことばの玉の光なり  
りけり(三七)

天地も動かすばかり言の葉のまことの道をきはめて

しがな(三七)

むらぎもの心のうちに思ふこと言ひおほせたる時ぞ  
うれしき(三八)

あさごに思はぬ日なしいとまえて言の葉ぐさをけ  
ふはつまむと(三九)

(注)むらぎも：心の枕詞

明治天皇におかれては「くもりなき人の心」「人の心のまこと」を、かけがへのない尊いものと思し召し、御自身の御心を、しきしまの道に愈々磨かれたと拝察するのである。「：：：ことばの玉の光なりけり」「天地も動かすばかり言の葉の：：：といふ御言葉に、しきしまの道の深奥が示される如くであり、明治天皇がしきしまの道に御心を寄せられた御心のなみなみならぬことが偲ばれるのである。

御詞草豊かにあられ、しきしまの道の御達人であられた明治天皇におかれては、和歌は人の心を鏡のやうに、そのままに映し出すものと思し召され、御自身の御歌により、御自身の御心を見つめられたと拝察するのである。

凡そ人の心は、一定の所に停つてゐない故に、和歌三十一文字の短詩型に、心の内を正確に表現するには、極度の精神の集中と傾注を要するのである。よどみな



く流れる高き御調べの御製を拝すると、御苦吟の跡も見られず、明治天皇におかれては、かやうなことはあられなかつたのかと思ひ勝ちであるが、さうではなく、陛下のやうに歌聖と仰がれるほどの御方でも、和歌を詠まれる際は大変に御苦吟遊ばしたと伺ふのである。御製は殆ど連作型式をとられず、深い御宸念と御感慨を懐かれつつも、御心を統一され、和歌一首の内に全精魂を傾注して詠まれむとされたため、御苦吟遊ばしたかと拝察されるのである。

しかも明治天皇が御製を詠まれるのは、御多忙の御政務を執られる暇暇のことであり、何如に御心を使ふ御日常であられたかと拝察され、明治の御世の大事業と、十万余首にも上る御製を詠まれたことを合はせ思ふ時、明治天皇が何如に外国にも比類のない、不世出の英君であられたことかと仰がれるのである。

国民の幸福と繁栄を願はれた陛下におかれては、御政務を執られる中にも、片時も国民のことをお忘れになることはなかつた。

県見あかみにやりてし人のものがたり今日こそ聞かめ暇いとまえ  
たれば (三七)

をちこちの県守る人集ひけり民のなりはひ問はせて  
を見む (三七)

(注) 県見：：地方視察 県守る人：：地方長官  
この御歌を詠まれたのは、日露戦争が起きた年であり、国を挙げての非常の時であつた。

陛下が国民の労苦を思はれ、何如に御宸念遊ばれたかが、国民の様子を調べるために人を遣はされ、報告を待たれたこの御歌に偲ばれるのである。

陛下は、戦時も平時も、国民のことを思はれる御心に変わりはなかつた。

国民に直接に接しられた時の御感慨、また国民が、どのやうな心で陛下を仰いでゐたかは、数度に恒り、各地を巡幸された時に詠まれた御製に偲ばれるのである。

わがために集めしならむ草枕旅のやどりの松むしの  
こゑ (三四)

遠くとも渡りてゆかむわがためにかたりと聞く野  
路の川橋 (三五)

旅するわれに見せむと今日もまた綱引すらしも浦  
のあま (三五)

道のべにわれを迎ふる国民の正しき姿見るぞ嬉しき  
(三九)

うたはせて聞くぞ楽しき国民の言の葉ひろく召し集  
めつつ (三九)

暇なきなりはひやめて国民のわが馬車いで迎ふらむ

(三九)

(注)旅あゝ：旅先の宿舎

地方の民は、天皇陛下の地方御巡幸を、陛下をま近く拝する、生涯にまたとなく有り難い機会だと歓迎したことと思はれる。それだけに地方の民も、心を尽くして陛下をお迎へしたと思はれる。

陛下の旅のお疲れ、つれづれをお慰めしようとして、松むしのこゑをお聞かせ申し上げることを思ひついた民の心の何と細やかなことであらうか。また陛下が民のなりはひに、深い関心を寄せられる御心を漁師達も知つてのことであらうか、漁のそのままの姿を御覧に入れたのである。陛下を歓迎する、民の飾り気のない、この素朴な姿を陛下は嬉しく、頼もしく思召されたと拝するのである。また陛下は、地方の民の素朴で勤勉で礼儀正しい様をま近く御覧になり、愈々嬉しく思召されたと拝察するのである。

民の心を大切にされる陛下におかれては、陛下を迎へるために、地方の民が作った川橋を渡らずに通り返してしまはれることは、お気に懸かることであつたと拝察され、御巡幸予定の道から遠いにもかかわらず、野路の川橋をお渡りになつたのである。かうした、身

をもつて御実行されねば御気が済まぬ陛下の御誠実さには、民も何如ばかり感激したことであらうか。

地方の民にとって、天皇陛下とは、神代より皇統連綿として、御血統と御皇位を受け継がれた類ひなき御方といふ意味で、畏敬の念を以て仰いだと思ふ。しかし、それと同時に、決して外国の君主のやうな敵しい御存在でなく、親しみを込めて仰げる御存在であつたことが、御歌に偲ばれるのである。すなはち、天皇陛下の御乾徳の御前にあつては、老いも若きも、国民こぞつて無心、無邪気といふ迄になれる、御存在であつたと思ふのである。天皇陛下をま近く拝しよう、できれば、龍顔を拝しようとしたり、また自分の作った和歌を天覧に供しようとした民の素朴な心情も、これらの「敬慕」の念より出たと思ふのである。

国民を国の宝とも、国の礎とも思はれた陛下はかうした地方御巡幸の折、国民がたゆみなくなりはひにいそしむ姿をま近く御覧になり御感慨深いものがあられたと拝するのである。

柴かりにいとけなきよりいづる子はまなびの道に入るひまやなき(三八)

いさりする親を助けてあまの子はいとけなきより小舟こぐなり(三八)

をさな子をはぐくみながら田に畑にいそしむしづの  
暇いとまなげなる (三八)

なりはひの暇なき世を思ふかなしづが手ぶりをまの  
あたり見て (三八)

かくばかり広き山田をしづのをはただ一人にてうち  
かへすらむ (三九)

老の坂こえにけりとも見えぬかな真柴になひてくだ  
るきこりは (四五)

(注)しづのを……農夫　なりはひ……生業・職業

明治三十八年は日露戦争の終結した年であり、一家  
の働き手を戦争で失った家も多かったと思はれる。そ  
の故に、陛下は痛手を負った国民と、国民のなりはひ  
のことを深く御軫念になったと拝される。

しかし、陛下が御覧になったのは、さういふ痛手を  
負ひ、貧しいながら、家族が一致協力して、なりはひ  
を支へてゆく、悲しい迄にけなげな民の姿であったと  
思はれる。

あまの子や柴かりに出る子供のことを詠まれた御歌  
に顯はれてゐる様に、年端も行かぬ子供が、なりはひ  
を助けてゆくとは、何といふけなげな心であらうか。  
また、これらの子供の上に、御心をとめられた陛下の  
御心の何と有り難いことであらうか。日本の家庭の、

日本の国柄の有り難さがしみじみと思はれる御歌であ  
る。

また、農夫のことを詠まれた御歌に、人手は足りな  
くとも、一人で広い田畑を耕さむとする、農夫の逞し  
い姿が思ひ浮かばれるのである。

農夫にとって田畑を耕すことが、なりはひの道であ  
れば、田畑を耕しながら、子供を育てるほどの暇も、  
心の余裕もないであらう。しかし、人手が足りなくな  
って、なりはひと家庭の育児が両立し難くなって、幼  
い我が子を田畑にまで連れて来た農夫の心に、親とし  
ての深い情愛と、物事にこだはらないおほらかさが感  
じられるのである。

それにしても、有り難く思はれるのは、かうした名  
もない民のまごころに、御心をとめられた陛下の御心  
であり、多数の御製に見られるやうに、陛下が国民の  
生活の、じつに細かい所まで遍く熟知してをられたこ  
とである。

陛下の御日常が、宮中で御政務を執られることが多  
かったことを思ひ合はす時、これは驚くべきことであ  
る。

これは陛下が御幼少の頃、御生母の御健康の關係で、  
宮中の外で御成育になったこともあるかと思へるが、

まづ何よりも、国民のことを深く思はれ、民のまごころに敏感に、深く御感動遊ばず、陛下のまごころの故であつたと拝察するのである。

日露戦争は軍事的に優勢を誇る大國ロシアを相手の一年七ヶ月に及ぶ、我国にとつて苦しい戦ひであつた。戦ひは、同胞を救はむとする勇敢なる我國の将兵の捨身の戦法と機略により、幸ひにして勝利をおさめることができたが、我國もまた多大なる犠牲を払つたのである。

はからずも夜をふかしけり国のため命をすてし人をかぞへて(三七)

戦ひに身をすつる人多きかな老いたる親を家にのこして(三七)

年へなば国のちからとなりぬべき人を多くも失ひにけり(三七)

世とともに語りつたへよ国のため命をすてし人のいさをを(三七)

国のためたふれし人を聞くたびに親の心ぞおもひやらるる(三七)

国のため命をすてしますらをの姿をつねにかかげてぞみる(三九)

ますらをも涙をのみて国のためたふれし人のうへを

語りつ(三九)

みなし子に語り聞かせよ国のため命すてにし親のいさをを(四〇)

(注)はからずも……思ひがけなく

一人の生命は「地球よりも重し」と言ふ。その尊い生命を同胞を救ふために犠牲にする将兵の心は同等に、尊いと言はねばならない。

かうした将兵の「悲しいのち」と「尊い心」に思ひを馳せられ、愛いとくまれた国民の多くを、戦争で失はれたことの非常なお悲しみが御歌に拝されるのである。御歌をくり返し拝誦すると、陛下のお悲しみが深く、まるで、陛下御自身が肉親を失はれたかの様に覚えるのは私一人であらうか。

また、肉親を失つた遺族の悲しみは、何如ばかりであつたらうか。それは第三者には決して解らない、深い深い悲しみであつたと思はれる。陛下は、かうした遺族にも、深い御同情の御心を寄せられたのである。

人は己の死期をま近に予感した時、恐らく己の生を凝視し、魂の帰りに行く所を、求めずにはをられぬと思ふのであるが、日露戦争の将兵の多くは、それは己をはぐくみ育ててくれた、家族と友と、天皇陛下の統括される、この美うつくしき日本の国であつたらうと思ふので

ある。世が平和であれば家族との楽しい団欒があるものを、国の危急、同胞を救ふために、己の生命を捨てる将兵の尊い心は、御憶念の尽きますことのない、天皇陛下の御心に留められ、外国のどの儀式より、莊嚴にして、厳肅な形で、神として祭られるのである。

## (二) 御治世の御心

明治天皇の御世が、多事多難の御世であったことは第一章で述べたが、御治世の御心の拠り所を、お慰び申し上げることは非常に大切なことと思はれる。

何故ならば、それは明治天皇御一方のみならず、日本の歴代の天皇方が持ち続けて来られた御治世の御心を偲ぶことに通じ、日本歴史における、天皇陛下の御存在を理解する上での重要なポイントとなると思ふからである。

くりかへしふみ見ざりせば天の下をさむる道もいかで知らまし(一〇)

かみつ代の文の巻巻くりかへし遠つ御祖のあとした

ふかな(三五)

つたへきて国のたからとなりけり聖の御代のみこ

とのりぶみ(三五)

石上ふることぶみをひもときて聖の御代の跡を見る

かな(三九)

(注)石上……ふるの枕詞 みことのりぶみ：詔書

十年の「くりかへし：」に始まる御歌に、治世の道を求められ、御努力される御姿が偲ばれるのである。

しかもその御治世の道とは三十七年の御歌に仰がれるやうに、古の聖の代を御手本として、すばらしいものにしたいと、念願されたと拝察するのである。

決して御自身の御独断で物事をお決めになるのでなく、御祖先の治世の跡を尋ねられる謙虚な御心と、御祖先に信順される御心には、古よりの歴代天皇方の御教へを仰がれる、日本の皇室の、すばらしい御伝統が偲ばれるのである。

治世の道を求められる明治天皇は、皇室の御祖先の御教へだけでなく、古の書物に顕はれた先人の心に、またその道を見出されたと拝するのである。

古の人のまことを知るたびにふみはしたしくなりまさりけり(三五)

文みれば昔にあへるこちして涙もよほす時もあり

けり(三六)

のこしおく書を見ればいにしへの人の声をも聞く

こちして(三七)

今日もまた夕になりぬ司人すすめし書も読みはてぬ

まに（四一）

ぬばたまのよるこそ書は読むべけれあだし事には心  
うつきで（四一）

（注）司人：役人　ぬばたま：よるの枕詞

あだしごと：無駄なこと

四十一年の御歌に、御多忙の御日常の中にも、御一人、御心静かに書物に向かはれた、陛下の御姿が偲ばれるのであるが、その御姿とは通常の読書と全く異なることに気づかねばならない。

陛下は、単に知識を集めたり、文学的御趣味の故に、書物に向かはれたのでなく、その書物の奥に秘められる古への人の心、いのちを記したものととして、その跡を尋ねられたと拝するのである。

「：ふみはしたしくなりまさりけり」「：涙もよほす時もありけり」「：人の声をも聞くこちして」との現しき御表現に、その深い読書の御境地は、書物を越えて、古への人と対話される様であったと拝察され、まことに読書の範を示されたる如き御歌と仰がれるのである。

万機を親裁された蔭には、治世の御方針の、少しも誤りのないことを念慮され、古への人の智慧を求められた、かうした、たゆみない御努力があったことを偲ば

ねばならない。

明治天皇は、日本が様々の国難を乗り越え、国が栄えてゐる蔭には「神」の篤い御加護があったことを切實にお感じになつたと拝され、敬虔な感謝の祈りを神に捧げられたのである。

ちはやふる神のまもりによりてこそわが葦原の国は  
安けれ（三五）

国民はひとつ心に守りけり遠つ御祖の神のをしへを  
（三七）

世の中にことある時ぞ知られける神のまもりのおろ  
かならぬは（三八）

わが国は神のすゑなり神まつる昔の手ぶり忘るなよ  
ゆめ（四三）

（注）ちはやふる：神の枕詞　遠つ御祖：遠い昔の

祖先　葦原の国：日本の国

これらの御歌の「神」といふ言葉は、そもそも、日本が西欧文明と接する、千年も昔から、日本にあった言葉である。我國の「神」は外国宗教に見られる絶対神のような、「神」と「人」とは、支配し支配される関係でなく、「神」と「人」とはむしろ一体である。

人の「心のまこと」「まごころ」に、我を忘れて感動し、無上の価値を見出すことの出来た我らが祖先達は、

一点の曇りのない「まごころ」を持った自分達の祖先、  
を神として敬ひ、祭ったのである。

かうした神々こそ、国の護りであると、陛下は神を  
敬れ、敬虔な感謝の祈りを捧げられたと拝察されるが、  
「わが国は神のすゑなり……」と詠まれた御歌に、我  
国の国柄が明示されてあると思ふのである。

めに見えぬ神の心に通ふこそ人の心のまことなりけ  
れ（四〇）

朝な朝なみおやの神にいのるかなわが国民を守りた  
まへと（四〇）

ちはやふる神にむかひてはぢざらむこころの底のく  
もらざりせば（四三）

いつはらぬ神のこころをうつせみの世の人みなにう  
つしてしがな（四四）

（注）みおやの神：皇祖天照大神　うつせみ：現実

一点の曇りもない、「まことの心」を持つものが神  
であるから、神前にぬかづくことは、自身の心を鏡に  
映し出すやうなことであり、陛下は御自身の御心の曇  
りのないことを祈念され、神前に進まれることにより、  
御精進遊ばし、また、御心の曇りのない時、いつはり  
のない、「まことの心」を持った神は必ず、感応する  
といふ、強い御信念で、神に祈りを捧げられたと拝察

するのである。

四十年の「朝な朝な……」という質実な御表現に始  
まる御歌には、国民の安全と、幸福を祈願された御実  
行そのものの御姿と、国民を思はれた御心の深さが偲  
ばれるのである。

神葉にかくる鏡をかがみにて人も心を磨けとぞ思ふ

（三七）

われもまたさらに磨かむ曇りなき人の心をかがみに  
はして（四一）

三十七年の御歌に、「神」を崇め、祭ることの、重大  
な意義が示されてあると思へるのである。いつはりの  
ない、一点の曇りもないまことの心を持った「神」は  
祭壇に飾られた鏡に象徴される如くであり、人は神前  
に進み出て、敬虔な心で、ふし拝む時、己自身の心の  
真偽を問はれる如き体験をするのである。己自身の心  
の真偽を見分ける力は、やがて世の中の事の真偽を見  
分ける力となると思へるのであり、「心を磨く」とい  
ふ御言葉の意味はかういふことかと拝察されると同時  
に、この御言葉に込められた、ことの重大さを思ふの  
である。

何故なら、私は「心を磨く」といふことが学問の根  
本要素と思へるからである。全て物事の真か偽かを見

分けるのは最終的には人の心である。

真偽を見分ける力もなく、そのままに、いかに知識を積み上げようと、それは、もはや真実に立脚することのない、邪説・曲学と化するのである。

自身の心を問ひ正すほどの、率直さと、素直さが学問する際必ず必要と思はれるが、明治天皇御製に、

同じこと問ひかへしつづをさな子が遊ぶうちにやもの学ぶらむ (三九)

疑問に思ふことを誰はばからず率直に問ひ、育ちゆく、をさな子の姿を現しく詠まれたこの御歌を拝するにつけ、このをさな子の姿にこそ、学問探求の根源的姿勢が、既に用意されてゐると気付かしめられるのである。

いつはりといふことなくばうつせみの世のまじらひは安からましを (四〇)

すなほなる人の心にくれたけのまがれる癖はいつかつくらむ (四一)

なかなかをさな心のままならば世に立つことも正しからむを (四五)

人の世と、人の心についての深い御洞察が偲ばれる御歌である。うそ、いつわりのない人の心ほど尊いものはないし、その心こそ、正しく世に処してゆく根本

となるものであらう。飾り気のない、無心な幼い子供の心は、誰しも本来的に持っているとはいへ、その意味で、正しく世に処して行く、心の原型をなすのである。

四十一年の御歌「……まがれる癖はいつかつくらむ」といふ、微妙な御表現に、幼い頃の素直な心を忘れてゆく、人の心の変遷が如実に示されてゐるのである。

平らかに治まりゆく世を、祈念された陛下は、かうした、人にありがちな、人の心の常を惜しく思はれながら、決して、お厭ひになるどころか、我国の国民の、素直で、正しい国民性を信じられ、性急に事を急がされることなく、常に国民と共に、まことの道を踏み行かうとされたと仰がれるのである。

うごきなき大和心はおのづから国の力となれるなりけり (三七)

おもひ入る道は千すぢにかはれどもまことの他に踏む道はなし (三七)

おのが身を修むる道は学ばなむしづがなりはひ暇なくとも (四〇)

まきばしら立てし心を動かすな世には嵐の吹きすさぶとも (四〇)

いはがねの動かざりけりひとすぢに思ひかためし人



の心は(四五)

(注)しづ：庶民　まきばしら：真木で造った柱

いはがねの：岩のように

これらの御歌は、動きやすい人の心も、人の心の持ち方、修業により、揺ぐことのない強い心となることを示された御歌と仰がれるのである。

事繁き世にあつて、己の志す道のなかなかに進まない時、人は一人心の迷ふこともあらうし、また迷ひを解くことも容易ではないのである。しかし、かうした人の心の迷ひも、「まことの他にふむ道はなし」と詠まれた御歌に、心の迷ひの、正しく到達する所が簡明如実に示されてゐると仰がれるのである。

心の迷ふ時、小手先の工夫は全て徒勞となるであらう。心の迷ひの解けぬのは、まことの心を持ち得ない、己自身の心の故である。

かうした、心の迷ひを生ずる時、これらの御歌の何と有り難く、力強く胸に響き伝はつて来ることであらうか。

治まり行く世を念願された、明治天皇の御歌を拝誦する時、これらの御歌の中に、ひとすぢに貫かれた御心が偲ばれるのである。

それは「まことの道」を我国に体现せむとされ、御

自身、率先して、これを御実行になつた、御誠実無比なる御心である。

まことの心を持った人が、世に多く出ることが国力の根本であることが、御歌に仰がれ、永い日本の歴史で、皇威の隆衰はあつたにせよ、皇室を中心に仰ぐ、美しき日本の国柄を護らむ、また国家の危急を護らむとした、まごころを持った人々により護られ來つたのが、我国の歴史の本流であつたことが思はれるのである。

陛下におかれては、世の中を良くすることは、根本的には政治や機構の改革にあるのでなく、人心そのものの改革にあることを信じられたと拝察されるのである。陛下は遲滯すること多い人の心も、滞ることある国政も、御心にとめられながら、決して御功業を急がれるのでなく、日本国民の正しい国民性を信じられ、より正しく、高く、国民精神を導かれむと、御努力遊ばしたのである。それは御生涯、永久に終りますことのない、不屈の御努力であつたと拝察されるのである。

それ故、明治天皇におかれては、しきしまの道にいそまれたことも、古への書を読まれ学問にいそまれたことも、神前に祈りを捧げられたことも、それらは決して別のことでなく、我が国にまことの道を体现し、

治まりゆく世を築かむとされた御心ひとつに出でられたものと仰がれるのである。

(三) 孝明天皇への御思慕

明治天皇は、御宝算十六にして、皇考孝明天皇の御薨去に遭はれ、年を経ずして、明治維新が成り、青年明治天皇は新生日本の御中心として、而後四十五年間の永きにわたり、国を統治されたのである。明治の御世は天皇を輔弼する忠臣に恵まれたとはいへ、天子の進まれる道は、あくまで御一人であられたと拝察され、また若くして世を受け継がれ、国外的に国内的に多事多難の世を過ごされただけに、御軫念のほども深かったかと拝察されるのである。

孝明天皇・明治天皇、御父子御二方の、早くして幽明の境を異にされた、悲しい御運命に、亡き御父君孝明天皇を恋ひ、慕はれた明治天皇の御歌は、我ら庶民の子の親を思ふ心と異らず、拝誦するにつけ、その尽きざる深く悲しき高き御調べに心うたれるのである。

故郷ふるさとの庭の老松たらちねのみおやの御世の昔かたらへ(三七)

たらちねのみおやの宮にをさなくて見しよ恋ひしき月のかけかな(三八)

たらちねのみおやの教へあらたまの年ふるままに身にぞしみける(四〇)

たらちねのみおやの御代はしら雲の四十年よそぢのよそにりにけるかな(四一)

月の輪のみささぎ詣でする袖に松の古葉もちりかかりつつ(四二)

おもはずもそでぬらしけりたらちねのみおやの御代のものがたりして(四三)

たらちねの親のみまへにありとみし夢のをしくもさめにけるかな(四四)

(注) たらちね：親の枕詞 月の輪のみささぎ：孝

明天皇御陵

これらの御歌を詠まれた時、明治天皇は既に、御宝算五十以上を数へられ、皇考孝明天皇の薨去された御宝算三十六を越えてをられ孝明天皇の御代は、四十年以上の昔と、時は移り来つてゐるのである。

明治天皇、御年八歳の時、孝明天皇の宮に出でられ、御父君より直接、和歌の御指導を仰ぎ、御添削の後、お菓子をいただかれたと伺ふ。厳しくも、深き御愛育の庭を懐古されたと拝察するのである。

御父君の庭より御覧になつた月まで、思ひ出された、三十八年の御歌と、三十七年の御歌、庭の老松を擬人化され

た、珍しい御表現は、却って、強い御哀惜の念を余す所なく顕はし、明治天皇が御父君孝明天皇と共に世に在りませし日を懐古された、御哀惜の念が、ひしひしと胸に伝はり来るのである。

明治天皇が幼くしてあられた時、孝明天皇が教へおかれた、御教へは、後に明治の御世に陛下が、万機を親裁され、また世を治められる時の戒めとも、御心の拠り所ともなつたと拝察され、歳月が経てお忘れになるところか、有り難い御教へとして、御心に刻まれたことが、御歌の「年ふるままに身にぞしみける」といふ、直接的御表現に偲ばれるのである。孝明天皇御陵に詣でられた御歌に、陛下の御孝心の篤さが偲ばれ、松の古葉の御袖にちりかかるといふことに、寂寥たる御陵の様子と、陛下の御姿が偲ばれるのである。また、「白雲の四十のよそになりにけるかな」といふ御追憶の悲しさの切実なる御表現に、陛下の悲しき御心が如実に偲ばれるのである。

#### (四) 様々の御述懐

明治天皇の御歌は、殆ど連作形式をとられず、様々に懐かれる御心懐も、御一心に統一され、御心懐を三十一文字の中に、全精魂を傾けられ、一気に詠み上げ

てをられるのである。明治天皇の山よりも高く海よりも深い、御心懐は、私の貧しき学識と経験を以てしては、一首の御製にあらはれた御心懐を、それだけで、充分に正確に偲ぶことは難しいと思はれた故、他の御歌を参照しつつ、御心懐を偲ぼうとしたのであった。

それは御製に顕はれる御心懐を偲ぶことの手助けになることとはいへ、御製は一首一首独立したものであり、御製を研究するには、当然、その一首一首に対する緻密なる考察と憶念が要求されるのである。

さまざまの虫のこゑにも知られけり生きとし生けるもののおもひは(四四)

御歌を拝し、明治天皇が虫のこゑに、じつと聞き入ってをられる御姿が偲ばれるのであるが、その虫のこゑとは、「さまざまの虫」の異なるこゑ、多くの入り混つたこゑであり、その異なるこゑのひとつひとつに、小さき虫とはいへ、「生きとし生けるものの」いのちが有ることをお感じになつたと拝察されるのである。

この御歌は、小さい虫を題に詠まれた御歌でありながら、有名な御歌として知られてゐるのは、この御歌に顕はれた、生きとし生けるものへの深い、御憐愍の御心が、御歌を拝誦する人の心を強く捉へずにはおかないからだと思はれる。この御歌を拝誦する時、森羅万

象、全て、陛下の御心に包摂される如くである。「虫のこゑにも」の「も」は、生けるものへの御憐憫が決して虫だけでないことが偲ばれるのである。

ひろき世にまじはりながらもすれば狭くなりゆく人ごころかな（四三）

史家の語る所によれば、「日露戦争を勝利に導いた、一致協力の国民的緊張も解け、明治の後期には国威も奮はなくなつて行つた」と。

さうした、世の事情、人心を敏感に感じられた御歌かと拝察される。

この御歌の「ひろき世」とは、国民同胞の協力の世界を顕はし、「狭き心」とは、その世界に入ることを拒絶する心のことと思はれる。

国の姿は、国民一人一人の生活の集まりである面と、国全体のいとなみといふ、両面を持ってをり、それらは表裏一体の関係にある。通常、同胞の世界に入ることには難く、拒絶することは易い。而して、国全体のいとなみなくして国民一人一人の生活もなにかかはらず、人は平安に慣れる時そのことを忘れ勝ちになるのである。

世が平和で、人心が平安に慣れる時こそ、この御歌は世の警鐘として、愈々仰がねばならぬのである。

わが心いたらぬくまのなくもがなこの世を照らす月のごとくに（四二）

陛下が、国民の上に、御心を注ぎますこと、限のないやうにと念願された御表現に、聊か誇張のやうに見られる人もあるかもしれない。

しかしそれは間違つてゐる。陛下は日夜その努力を続けてをられ、御製を多数拝誦するにつけ、この御表現が、誇張でも何でもなく現実のものとして感じられるのである。

それは、国民全てが、豊かで幸福にならぬ限り、御生涯、永遠に終はりますことのない、尽きざる御努力である。

ひとりつむ言の葉草のなかりせばなにに心をなくさめてまし（三八）

私はこの御歌を拝誦した時、襟を正す思ひがした。それは、この御歌に、常人の到底想像することの出来ないほどの、深い孤独な御姿を思ひ浮かべたからである。陛下を輔弼する忠臣や、良臣がいかにあつても、御一人、天子の道を進まれ、万民の親にも似て、常に、国と国民の上を思ひます御心には、御心が休まり、お慰むことも少なくあられたのであらうか。あくまで、国と国民の運命を御一身に荷はれる、御心には、しき

しまの道に、御自身の御心と向はれる時、からうじて、御心を慰められかと拝察するのである。

(五) をはりに

「天皇」のことを論じる時、「天皇陛下個人は別に悪くないが、天皇制はその側近の権力者に、その権威を悪用されることが出て来るからまづい」といふ声を私はよく耳にする。が果してさうであらうか。

永い日本の歴史の中で、さういふ事例が、少くなかつたわけではないが、私の知る限り、日本に天皇陛下がをられたお蔭で、国内の人心が統一され、日本が一大国難を切り抜けることが出来た事例もまた多いのである。

国が滅亡することと、政治が悪くなることのどちらが、より重大な歴史の分岐点であつたかは言ふ迄もないことである。

さらに私が問題とするのは、御製をくり返し拝誦しない限り、天皇陛下の大御心は勿論、天皇制についても、決して知ることが出来ないと思はれるにもかかはらず、己に都合の好い事例のみ取り出し、己の見識の不確かさも省みず、物事を断ずる、安易な学問態度である。それでは決して日本歴史の本流を学ぶことには

ならぬであらう。

人はよく、政治の不正を憤り、人心の腐敗を嘆き、心の抛り所を失ひ、或いは虚無に陥り、或いは、世の中を良くすることは、本質的に、制度機構を改革することにあると思ひ違ひし政治運動に走るのである。

而して、世の中は、人心が改まらぬ限り、いかに政治機構を改革しても、決して良くなりはしないのである。

見よ、明治天皇御製に顕はれたる大御心を、政治機構の改革に頼られず、功業を求められず、ひたすら国民精神の発揚を念願され、尊き御一身を、国と国民のために捧げませし深き御心を。国民を愛しみませし慈愛溢れる深き御心を。人のまことの道を国に體現せられむとして神に一心に祈られしまごころを。

人は己の足元(日本)を見ずして、いかに理想を他に求めても、それは結局空しい努力となるであらう。

永い日本歴史の中で皇威の隆衰はあつたにせよ、歴代天皇方の御生涯の尽きざる御努力により、外国に比類もなく人の踏み行ふべき、人のまことの道が顕彰せられた国、それは他ならぬ我国だつたからである。

私は明治天皇御製を拝誦しつつ、我が国が国難を乗り越え、近代国家へと飛躍する、現在の日本の基礎を作つた明治の御世が、いかに明治天皇の偉大なる御精神

に導かれたか、といふことを垣間見る気がした。

明治・大正・昭和と三代続く、昭和の御世に生きる我々は、明治天皇の偉大なる御精神と、その御精神に導かれた祖先の努力の恩恵に浴するのである。

己の立ってゐる、日本の歴史の真実を見ずして、どうして心の拠り所も、生き甲斐も得られやう。

さう思ふと、御製を拝誦し、天皇の大御心に接する人の、一人でも多く出ることを私は望んでやまないのである。

明治天皇三十七年の御歌

池袋副都心再開発事業B工区事務所勤務 奥 富 修 一

- (一) 「露国に対する宣戦布告の詔」
- (二) 天皇の大御心を仰ぐ



(一) 「露国に対する宣戦布告の詔」

明治三十七年二月四日早朝、宮中に参内した伊藤博文はその抱懐する所信を明治天皇に言上申し上げた。「国難愈々切迫するは聖鑑の如し。萬一我が軍にして利あらずば、畏れながら陛下に於かせられても、重大なる御覚悟あらせらるゝ必要の生ずる時なきを保すべからず。申上ぐるだに誠に恐懼に堪へざる次第なり。然れどもこの儘在<sup>じんざん</sup>再為す所なくして小康を求めんか、逐日外力の侵<sup>おそ</sup>辱する所なり、我が国の存立も亦危殆に陥るの虞<sup>おそれ</sup>あり、惟ふに忠勇なる閭<sup>うら</sup>国の臣子奮然起つて戦はゞ、必らず国威を維持するを得ん。今や決然宸断を下し給ふべき時機なりと存じ奉る。」(伊藤博文伝)

この伊藤の伏奏をお聞きになつた上で天皇は御前会議に出座せられた。會議に於ては今や露国と戦争を回避する道は絶無であるとの結論に達し天皇の御親裁を仰ぐに至つたのであるが天皇はなほも沈思されてをり、やがて「今日迄の交渉兩國政府間に限られたれば、この上は朕射ら親電を露帝に送りて疎通の道を開き、以て兩國の生靈を戦禍より救はん」(伊藤博文伝)と仰せ出されたのであつた。露帝ニコラス二世は皇太子の折に日本を訪問されたことがあつた。その際不幸にも

暴漢に襲はれ(大津事件)負傷された時に天皇自ら親しく御見舞なされた事があり、このことを手掛りとして親書を送つたならば事態の打開ができるのではないかと戦争回避の為に最後の望みを託されようとする天皇の切実なお心の表白に他ならなかつたのである。しかしながら伊藤議長をはじめとして、もはやその可能性のないことを陛下に言上し御羈意を重ねて願ひ出した結果、遂に天皇は衆議の帰するところを重んぜられ、ここに対露開戦の御裁断が下されたのである。かくして物資、財源ともに十分な余力のない儘に大國ロシアを相手にしての戦ひに突入したのであるがそれはまさに國家の命運を賭しての戦ひに他ならなかつた。二月十日に渙発せられた「露国に対する宣戦布告の詔」は開戦に至る迄の経過を簡潔にお示しになるものであると共に我が國の國是としての外交方針に対し、これを固く守り通さうとされる不動の御信念を内外に公にされたものである。「……惟ふに、文明を平和に求め列國と友誼を篤くして、以て東洋の治安を永遠に維持し、各國の權利利益を損傷せずして、永く帝國の安全を將來に保障すべき事態を確立するは、朕夙<sup>もと</sup>に以て國交の要義と為し、且暮敢て、違はざらむことを期す……、今や不幸にして露國と、齟齬<sup>そご</sup>を開くに至る。豈朕が志ならむや」外交問題を交譲の

精神のうちに解決すべくあらゆる努力を払ひ来つたにもかかはらず、いたづらに時局の解決をひきのばし、着々と軍備を整へ無言の威圧を加へ続ける露国に対して遂に譲歩すべき余地は皆無となつたのである。こゝに、「豈朕が志ならむや」と示されたのは明治二十七年の「清国に対する宣戦布告の詔」にはお表はしにはならなかつたもので戦争回避の為に払はれ続けられた渾心の御努力と御心情の深さとが偲ばれるものである。かゝるお言葉を軽率に理解することは許されまい。今上天皇が大東亜戦争の戦端を開かれようとされた時の御心懷を御決断に際してみならば重臣にさし示されたと聞く次の明治天皇の御歌はまさしくこの年三十七年にお詠みになられたものである。

正述心緒

よもの海みなはらからと思ふ世になど波風の立ちさわぐらむ

詔勅の内容は更に露国との交渉経過を具体的にお示しになつてゐるが日本の安全が韓国の安定にあることを説かれてゐる点に於ては今日と寸分違はぬものであり、韓国の危機はそのまゝ日本の危機なりとの現実的歴史的御英断に基づかれてゐる。朝鮮半島に対して分裂した世論の儘である今日の我が日本人の等しく省り

みてしかるべきところである。日清戦争後、特に義和團事件以後における露国の南下政策は目に余るものがあり満州からの撤兵条約も反古同然のものと帰せしめられ、日本からの度重なる要請にも耳をかさず、遂に鴨緑江を越えるに至つてゐた。この間における詳細な歴史過程を説明するのが本稿の目的ではないが「豈朕が志ならむや」との御心をしてこの詔勅の末尾に「事既に茲に至る。帝国が平和の交渉に依り求めむとしたる将来の保障は、今日之を旗鼓の間に求むるの外なし」との御決意にまで至りしめ給ひしことを憶念申し上げるだけで十分であると思ふのである。このやうにして明治三十七年の我が先人達は緊張と苦難の道程へと踏み出したのであるが開戦直後に開かれた第二十回帝国議會（三月十八日召集）に於ては政府と政党とのこれまでの対立が開院式に給はりたる勅語※の聖旨に答へるべく解消に向ひ、一致協力が実現され官民あげて戦争克復への努力が開始されたのである。

※（開院式に給はりたる勅語）……朕は東洋の平和を永遠に保持する目的を以て、朕が政府をして露国と交渉せしめたり。而も露国は平和を尊重するの誠意を欠き、遂に干戈相見るに至れるは、朕が憾とする所なり。然れども事既に此に至る。……朕は國務大臣に命じて、

特に時局に関し緊急なる予算案及法律案を提出せしむ。卿等克く朕が意を体し、和衷協賛の任を竭し、以て朕が望む所に副へよ。

明治天皇はその御生涯を通じて九万三千三十二首の和歌をお詠みになられた。とりわけ御晩年の詠歌数は一段と増してをられるのであるが、なかでも明治三十七年は七千五百二十六首もの多きを数へる。一日二十首強の割合となりまことに驚嘆の外はない。戦争に際して軍人のことや戦場へ思ひを馳せられたもの、また統後の国民のことを詠はれた御歌をして天皇の御心労のさまをお偲びしたい。

大砲かほうをうちはなちつゝ進むらむ焼くがごとくも照りわたる日に

千万のあたをおそれぬますらをもこの暑さには堪へずやあるらむ  
軍人いかにあつさをしのぐらむてる日にやけしいはねふみつつ  
ますらをが的にむかひてはなつ矢のつらぬくものは心なりけり  
たたかひのにはに心をやりながらむかひふかしぬ秋の夜の月

くにのためたふれし人ときくたびにおやの心ぞおもひやらるる

こゝには決して正面きつて兵士の士気を鼓舞するが如きかけ声ではなく、第一線に戦ふ兵士の苦難に強く御心を馳せられ昂ぶりくる耐へ難き御心をいまのまさかに詠みとどめむとされしことが偲ばれるのであり、その御心は暑ければ暑きにつけ、また秋の夜の月の静けさにつけ常に間断なく注ぎ給ひしものである。

「今日之を旗鼓の間に求むるの外なし」との御決意にもとづいて開かれた戦ひに於て、その陛下の御心のうちには、

すすむべき時をはかりて進まずば危き道に入りもこそすれ

と、開戦に対する御信念（それは歴代の御代から受けつがれてきた我が国がらを守らんとする御信念と拝察申し上げる）を明らかにされてゐることも見落すべきではない。更にまたこの御信念は、

遠くとも人のゆくべき道ゆかば危き事はあらじとぞ思ふ

しきしまの大和ごころをさきだてて道ある国と人にいはれむ

の二首の御歌に示されるがごとく我が国の国がらに對

する限りなく篤き御心情より出でしものと拝察申し上げるのである。我が国の外国に対する戦ひの大義を「つらぬくものは心なりけり」と歌ひ給ひしことは、遙かに建国の昔、神武天皇の檀原の詔に象徴されしより受け継がれ来つたものと愚考申し上げるところであり、「下は則ち皇孫の正を養ひたまふのみ心を弘めむ……八紘を掩ひて宇と為さむ」と示し給ひしごとく心の正しきを何よりもかけがへもなく大切なものとして守り来つた我が民族の真髓を表はされるものである。そしてまた国民に先んじてかゝる道程を践み遊ばされて来た歴代天皇方の御心をも偲ばれるのである。

檀原の宮のおきてにもとづきてわが日の本の国をたもたむ

当時にあつては御歌が公表される機会は殆どなくわづかに御歌会始の折のみであつたと聞く。それだけに又、御歌が公表を目的として詠まれたものではなく天皇の御心のいつはらざる御心懐をおとどめになるものとして直接に我らの心に仰ぎ申し上げるのであり、かけがへなき人生の指標としてよみがへりくるのである。今こゝに、三十七年の御歌に天皇の御心の息づかひをまぢかく仰がしめられるものとして

あさみどり澄みわたたりたる大空の広きをおのが心と

もがな

おもふこと常にたえせぬ世にしあれば心はひろくもつべかりけり

民草のうへやすかれといのる世に思はぬことのおこりけるかな

の三首を戴くのである。「豈、朕が志ならむや」と勅語に於て示されたものは「民草のうへやすかれ」とおいのりになる御心に通ふものである。皇祖皇宗より受け継ぎ守り来つたわが日の本の国運を賭しての戦ひに際してさへも天皇は

国のためあたなす仇はくたくともいつくむべきことな忘れそ

とお詠ひになり先に述べたる如く八紘一字の廣大の御仁慈を御躬ら体現なされしことと拝するのであるが、「あさみどり」「おもふこと」の御歌の如く、戦局愈々急なればこそ「心はひろくもつべかりけり」との切実なる御希求を抱懐なされしことをまたうつつしく仰ぎ申し上げ、お偲び申し上げるのである。

天皇はまた、

夕やけの雲うすらぎてたゞひとつあらはれそめし星の影かな

春雨にぬれたる花を見る人もなしとやひとり鶯のなく

ふる雨は霰みぞれになりて暮渡る入江に寒き水鳥の声  
 ともお詠ひになり戦ひに明け暮れるこの年にありながら自然随順の御心を養ひ遊ばされつゝ人事を抱擁されるのである。

このやうにして天皇が激務御多忙の間にあられてさまざまに御心を馳せられし事実を御歌を拝誦することによって感得せしめられるとき、日本人の人生が人の心のまことに基いて、ひろやかな全人生として生きべきことを痛感せしめられるのである。

## (二) 天皇の大御心を仰ぐ

明治天皇が御生涯にわたってお詠みになられた御歌総数は九万三千三十二首にのぼるといふことであるがその大部分は御全集(百五十七冊の写本)として皇室に所蔵されてゐる。これまで公表されてきたものは大正年間に宮内省で編纂した御集(一千六百八十七首)のほか明治神宮が鎮座四十年祭の記念事業として六年の歳月をかけて編集した「新輯御集」があり、これには御歌総数の約一割に相当する八千九百三十六首が収められてゐる。菊版の上下二巻からなる立派なもので珠玉の御歌をとどめるものとしてかけがへのないものである。このほかに僕らが日頃座右において御歌を

拝する上で最も適切なものとして角川文庫から出版された「新抄御集」(昭和四十二年刊)があるがこれは「新輯御集」を更に選抄したもので一千四百四首の御歌を収めてゐる。後二者の御集の中で三十七年の御歌については「新輯」には九百十六首、「新抄」には三百十二首も収められてゐて、各々の御集に収録された御歌総数の一割から二割強もの数量を示すのである。御集の謹纂者の方々もこの年の御歌の謹選には特に力を入られたものと伺はれるところである。御歌の研究に際してその数量的内容を調べることが正しい方法だとは思はないが天皇がこの年の御生活に払はれつづけられた御心のうちを少しでも明らかにしたいと念じて試みたのである。こゝで気づいたことは「をりにふれたる」といふ自由詠が数を増してをられることと、戦役に関する御歌の比重が非常に重いことである。戦役に関する御歌は自由詠、題詠、共に、である。

「新抄」の如きは三百十二首のうち約三割にも達する九十首近くを採つてゐる。先に僕は(一)において三十七年の御歌のうちに戦争についてお詠みになられたものが多いのを当然のこととして筆をすすめ、むしろ自然や人事にふれられた御歌にこの年の特徴を御指摘申し上げたが、今かうしてあらためて取り組んでみると明

治三十七年といふ年は日露戦争を抜きにして天皇のことを考へられない、と思ふに至った。といふよりむしろこの年の戦ひに関する御歌を深く研究してゆくことなしには三十七年の御歌の研究はありえないと確信するに至ったのである。

二月九日の仁川沖海戦で幕をあげたこの年にまもなく迎へた「春」のその日に天皇はお詠みになられた。

戦のには立つ身をいかにぞと思へば花もみるこ  
ちせず

常の年ならば観桜会を催されて君臣親しく桜の散りしく庭辺に楽しいひとときをお過ごしになられるのであるが、この年は戦争勃発によつて一層御多忙を極められたであらうし次々と祖国を離れて戦地へ赴いてゆく将兵の身の上を思はれては「花もみるこちせず」と御心のうちを表白されたのである。戦争の経過については述べ得るほどの勉強もしてゐないが戦争の初期においては大略次の如くであつた。ロシア側は陸軍の主力がシベリア・欧露に集結されてゐたのでこれの応援をまつて決戦するために引きのばしを作戦の主軸としてゐた。これに対し日本側としては逆にロシア陸軍二百万を超える大軍の増援が到着するまでに大勢を決めてしまふべく早期決戦を主眼としてゐた。(日本陸

軍の動員能力は二十万であつた。) 緒戦において海軍は勝利をあげ仁川、旅順港外の敵艦を退去させて黄海の制海権を握ることに成功した。陸軍第一軍はその目的とする朝鮮半島の領有を早くも五月はじめには達成した。ロシア軍の満州司令官クロバトキンが日本軍の進撃を遼東半島で食ひ止めるために急遽輸送力を強化しつゝ満州沿岸に太平洋艦隊を配備してきた。満州上陸を目的とする日本陸軍第二軍の作戦を有利にするため海軍は引きつづきこの太平洋艦隊の主力たる旅順艦隊に攻撃を加へ旅順口の閉塞を幾度も試みた。軍神広瀬中佐の戦死も実にこの時であつた。この旅順閉塞によつて第二軍の勝利も可能となり遼東半島の大部分を支配下に置くことができたが、旅順にある敵は孤立した儘ならなほ健在であつた。旅順要塞と旅順口の敵艦隊をそのまゝにして日本軍が満州本土に進撃し、ロシア軍の主力と決戦することは多くの障礙を生ずることになるので旅順攻略を主要任務とする陸軍第三軍が編成され、乃木希典大將が軍司令官に起用されたのである。この旅順攻略は当初の予想に反して四ヶ月以上もの時日を費し、おびただしい犠牲を払ふこととなつたのである。一方、ロシア軍が増強される前に遼陽決戦を望んだ日本軍は九月、第三軍を除く全軍の総力

をあげて戦ひ、つひに敵を奉天に退却せしめた。この勝利が日露陸戦の大勢を決定的なものにし、以後の外上交作戦上非常に有利な事態となつたのである。

天皇の御歌のなかにも大陸に御心を馳せられたものがことのほか多いが次の御歌は真夏の炎夏の陽を浴びる戦地の将兵を詠まれたものである。

夏しらぬこほり水をばいくさ人つどへるにはにわかちてしがな

扇をもならず心ぞなかりけるいくさのにはにたつ人

おもへば

大砲をうちはなちつつ進むらむ焼くがごとくも照り

わたる日に

千万のあたをおそれぬますらをもこの暑さには堪へ

ずやあるらむ

たへがたき暑さにつけていたでおふ人のうへこそ思

ひやらるれ

軍人いかにあつさをしのぐらむてる日にやけしいは

ねふみつ

もののふの野辺のたむろやあつからむ宮のうちにも

風をまつ日は

つはものはいかに暑さを凌ぐらむ水にともしといふ

ところに

夏のまつきかりに最前線で戦ふ将兵の辛苦のさまをまっすぐにごらんになられてゐるがごとく御歌の連続である。国内、国外ともに猛暑の夏であつたことが伺はれてくるが、それにもまして戦場をまのあたりにみるほどの思ひを「焼くがごとくも照りわたる日に」

「てる日にやけしいはねふみつ」の御表現のうちに感じられてならない。「こほり水をば……わかちてしがな」と切実なお気持を抱かれる一方では「扇をもならず心ぞなかりける」と将兵の上に篤い御情意を馳せられて御自分を律せられる。そして幾度も「いかに」と繰り返されて戦場の緊張したさまを御心のうちによみがへらせてをられるのである。陛下は将兵と共に戦場にお立ちになられてゐるのである、とまで思はれてくる。まことに連作のごとき御歌であつて陛下のつきてやまざる御情意を偲ばしめられるのである。

きのふまでの暑さがまるで嘘のやうに去つて早くも秋風に、肌寒さを覚える頃となつても大陸での戦況は愈々厳しくなるばかりであつた。陛下は次のやうに歌はれた。

月

たたかひのにはに心をやりながらむかひふかしぬ秋の夜の月

もろこしの荒野の末のありさまを思ひやりても月を  
みるかな

をりにふれたる

あつさのみおもひやりつる戦のにはは寒くやならむ  
とすらむ

秋風のさむき朝かな軍人すすむ山ぢは霜やふるらむ  
いたでおふ人のみとりもこころせよにはかに風の寒  
くなりぬる

霜

もののふの野辺のかりふしいかにぞとおもひやらる  
る夜はのしもかな

木枯

たたかひのにはいかならむ山とほきみやこの空もこ  
がらしぞふく

かうかうとてりわたる静かな秋の月夜にもお心には  
おのづと「たたかひのには」「もろこしの荒野の末の  
ありさま」を浮かべられたのであらうか。「おもふこと  
多きことしも大ぞらの月にむかへばなぐさまれけり」  
ともお詠みになられて御心をおしづめになられもする  
がそれも束の間にして戦地の御歌へと移られるのであ  
る。「秋風のさむき朝」には軍人のゆく「山ぢ」を偲  
ばれ、霜のおりる「夜は」には「もののふの野辺のか

りふし」を思はれる。都に木枯の吹く日には「たたか  
ひのにはいかならむ」と御心をお馳せになり、戦傷者  
のことを「にはかに風の寒くなり」し日に御心配にな  
られる。陛下は季節自然のうつりかはりに随順なされ  
るとともにちぎに御心をくだかれたのである。

常に戦地の戦況に御心を煩はされてをられた天皇は  
御多忙を極めたであらう一日の御公務ををへられてお  
休みになるときにも夢をごらんになった。

よるの雨の窓うつおとにさめにけりいくさの場にた  
つとみし夢

軍人すすむ山路をまのあたり見しは仮寝の夢にぞあ  
りける

いくさ人まもるところに行きたりとみしは夢にてあ  
りけるものを

陛下御自身が戦場にお立ちになり直接兵士の戦ふさ  
まをごらんになられた、といふのである。深く思ひを  
馳せられる御心はつひに夢の中にて御身をはるか大陸  
へと運ばれるのである。御歌が天皇の具体的御体験で  
あることはいふまでもないが、かかる夢をまでごらん  
になったといふことは驚きであると共に陛下の御心の  
切実さをあらためて知らされる思ひがする。

たたかひのにはのおとづれ聞ききたるはわが思ひ寝の



ゆめにぞありける

今も世にあらばと思ふ人をしもこの暁の夢に見しか  
な

山を抜くみいくさ人のありさまもわがおもひねの夢  
にみえつつ

さ夜ふかくゆめをさましてさらにまた軍のうへをお  
もひつづけぬ

くのためにたふれし人をおもひつつねたるその夜の  
ゆめにみしかな

「思ひ寝のゆめ」のうちに、或は「暁の夢」のうちに、  
或はまた「さ夜深きゆめ」のうちに戦況に接し、なき  
戦死者とお逢ひになり、力強い我が将兵の進みゆくさ  
まをごらんになる。深夜にお一人夢からさめられては  
「さらにまた軍のうへをおもひつづけぬ」と息むこと  
なく御心をくだかれるのである。間断なく注ぎくださ  
れたこの天皇の御心が当時の第一線の将兵にどれほど  
まで伝はりえたのかは知るよしもないが、たとへ御心  
の一端なりとも知り得てゐたなら感激に堪へえなかつ  
たであらうことは想像にかたくないのである。

大國ロシアの脅威に対して東洋の小國日本がひとり  
うけて立ち上つたこの戦ひの動向は世界の注目するところ  
であると共に日本人全てにとつても未曾有の艱難

にほかならなかつた。内地におかれた国民の精神的、  
経済的勞苦も次第に切迫の度を増しつつあり国民全体  
の理解協力がなければ戦争の続行も不可能であつたで  
あらう。陛下の御心はこの点にもひとしく注がれてゐ  
たのである。

子等はみな軍のにはいいではてて翁やひとり山田も  
らむ

國のためたふれし人を惜むにも思ふはおやのころ  
なりけり

たたかひに身をすつる人多きかな老いたる親を家  
のこして

くのためにたふれし人をきくたびにおやの心ぞおも  
ひやらるる

たたかひの道にはたたぬ國民くたみもちどに心をくだくこ  
ろかな

うらやすき世にもおもひはあるものをくに民いかに  
身をつくすらむ

民草のうへやすかれといのる世に思はぬことのおこ  
りけるかな

照るにつけくもるにつけて思ふかなわが民草のうへ  
はいかにと

国をおもふみちにふたつはなかりけり軍の場にはにたつ  
もたたぬも

戦争遂行のかけ声とは別に国民生活の至るところに戦争は苛酷な現実を要求する。戦死した兵士の肉身へ、とりはけ血をかけた両親の深い悲しみに陛下の御心はまっすぐに注がれてゆく。「くのため」のたたかひとはいへ子を失った「おや」の心に陛下は御歌によってお応へになる。戦時下における銃後の国民の苦しみをしひて無視する風潮とは陛下の御心は無縁である。

いかなる戦争であらうと自然の人間性を損ふことはできない。ひとり「山田もる翁」に注がれる天皇の御心こそ平和祈念につながる唯一の道しるべである。銃後の国民を詠まれた御歌もまた忘れてはならないものである。「たたかひの道にはたたぬ」国民ではあるが平時でさへも現実生活の労苦で精一杯なのにかくして迫った緊張の時代に「いかに身をつくすらむ」と陛下は深く御心をよせられるのである。この深き御心はひとへに「民草のうへやすかれ」とお祈りになられ、「照るにつけくもるにつけて」「わが民草のうへはいかに」とお思ひになる陛下が国と国民のやすらぎの世、平和の世を心底より御祈念されるところから湧きいでしものと拝察するのである。そしてまた銃後の国民も戦地の将兵も形はちがっ

ても、ともに「国をおもふみち」を歩んでゐることにかはりはないとおさとしになり、国民一人一人がひとしく共に帰すべき道標をお示しになり、こゝに国民各層の心を一つに統べたまふのである。

明治天皇と今上天皇との御性格を表はすときに明治天皇を軍人的性格とし、今上天皇を科学者の性格と対称的に申し上げることがある。しかしこの場合の軍人的とは明治の時代に我が国が欧米列強の間であって近代国家として生れかはらうとするときに受け入れなければならなかつた幾多の試練に対して天皇御自ら、をしく立ち向はれ国民をお導きくださったそのことをいふのである。天皇が御心に深く国民の平安、国家の安泰を念じられてゐたことはこれまで引用してきた御歌のうちにも明らかに仰がれるのである。さらに我が国のことのみならず国際間の関係にも波風の立たぬことを強く御念願されてをられた。先に(一)で引用した「露国に對する宣戦布告の詔」の中の一節と「正述心緒」と題された御歌とを再びふりかへていただきたい。

この平和を祈願される御心は今上天皇にもさらにしるけく受け継がれてゐるのである。満州事變のおこつた昭和六年に今上天皇は

ふる雪にころきよめて安らけき世をこそいのれ神

のひろまへ

とお詠みになり、世界的大動乱の暗雲漂ふ昭和十五年の新年には、

西ひがしむつまかはして栄ゆかむ世をこそいのれとしのはじめに

と痛切なる平和への祈りをこめられてゐる。この陛下のお祈りもむなしく対米英開戦となつてしまつた昭和十七年の年頭の御歌に次のやうに詠まれた。

峯つづきおほふむら雲ふく風のはやくはらへとただいのるなり

今はこの天地にかかる暗雲の一刻も早き掃蕩を「ただ」いのるばかりである、との例へやうもなき痛切の御心であり、これこそ陛下の御心の事実なのであつた。苦難の戦ひがをはり敗戦・占領の時代をへて昭和二十七年の独立の年に発表された次の御歌は長年の陛下のお祈りが実現されたことを示すのである。

わが庭にあそぶ鳩みて思ふかなたひらぎの世のかくあれかしと

日常の平凡な一事に国の平安への御希望を詠まれてゐるのであるが上の句の静かさに對して下の句の強き調べは陛下の限りなく篤き情意を余すところなく表現されてゐる。平和とは主義主張ではなく人の心にたた

へられ育くまれるものであることを教へられる御歌である。しかしながら敗戦後三十年たつた今、世情の現状はこの陛下の御心を正確に受けとめ得てゐないのである。

昭和五十年十月三十一日、今上天皇は戦後初めて国内の「記者クラブ」と会見なされた。三十分にわたる会見の様子はテレビや新聞を通じて全国民の前に明らかにされた。御訪米旅行の感想をお話しになられたあとで記者からの質問があつた。一つは「陛下は戦争責任についてどのやうにお考へになつてをりますか」であり、他の一つは「原子爆弾投下の事実をどうおうけとめになりましたでせうか」といふのであつた。前者については直接お応へにはならず、又後者については「遺憾に思つてみますが、戦争中であることです。どうも広島市民に對しては気の毒であるが、やむをえないこととわたくしは思つてみます」とお応へになされた。前者の質問はまことに愚問であつて陛下は先の大戦を御生涯忘れぬ心の痛みとし、深い悲しみをもちつづけてをられるのである。今迄引用した御歌に示されるやうに平和へのお気持をだれよりも強く切実におもちになられてゐる事実を仰ぐことであきらかである。責任があるとかないとかいふ次元をはるかに超え

られてゐるのである。又、後者についてのお応へに對しては陛下のお言葉をそまゝにうけとめることができる。「やむをえなかつた」まことに陛下のいつはらざる御心境であるに違ひない。陛下におかれては戦争そのものが「やむをえなかつた」のではあるまいか。戦争回避への方策を祈るほどのお気持でもって求められたにもかかわらず陛下のお気持とはうらはらに時代は進展したのである。陛下の御心に深くたゞへられてゐる痛切な御心情をお偲びすることができれば陛下のお言葉はそのまゝ我々国民の思ひにつながるのである。しかしながら御会見の行はれた翌々日の日本共産党機関紙「赤旗」の社説たる「主張」欄にはこの陛下のお言葉をとらへて「あの侵略戦争の責任が念頭にもなかつた」と述べ、さらに「原爆投下を容認するもの」であると主張した。この「赤旗」の社説に代表されるやうな発言こそ陛下のまことの御心懷を踏みにじるものであり陛下と我々国民との間の紐帯をさへぎるものであつて断じて放置すべきものではない。陛下の御心の事実を学ぶこともせずにとゞお言葉尻をとらへて自分達の都合の良いやうに宣伝をすることは陛下を政治的に利用する以外の何物でもない。戦争中には軍部が陛下と国民との間の心のつながりを遮断してきたが現

代にあつてはこれらイデオロギー陣営がこれにとつて代つてゐる。我々はこのやうな風潮の広まることを許してはならないと思ふ。

再び明治天皇の御歌にかへる。先に天皇の軍人的性格といふことでそのをしき御性格についてふれたが、こゝにその御風格を表はすやうなさはやかな御歌をあげておく。僕の好きな御歌の一つである。

劍

あらはさむときはきにけりますらをがとぎし劍の清き光を

しきしまの大和心をみがかずば劍おぶともかひなからまし

扱て、大陸での一進一退の戦況は逐一陛下のもとに報告されたことと推察されるがこれまでの御歌にも伺はれるやうに日夜戦場へ御心を馳せてをられた天皇は、その「たより」をいかばかりお待ちになられてゐたかはりがねのたよりのみこそまたれけれ軍のにはを思ひやるにも

戦のにはのおとづれいかにぞとねやにも入らずまぢにこそまて

夢さめてまづこそ思へ軍人むかひしかたのたよりにかにと

すすみゆくいくさのにはのたよりのみ寝るがうちに  
も待たれけるかな

つかひせし人のかへるをまちつけて軍のにはのこ  
をこそ問へ

軍人つくす力のあらはれてけふもすすみしたよりを  
ぞきく

つばらにもしらするふみにつはもの勇む姿も見る  
こちして

とる筆はかぎりありけり使して問はせてを見むた  
かひの場には

陛下が間断なく大陸へと思ひを寄せられるにつけてもそれをより具体化ならしめたのがこの「はりがねのたより」であり「たたかひのにはのおとづれ」であつたに違ひない。戦場からの刻一刻の報告に強い御関心を示され休息の時間になられてもなほ「まちにこそまて」と御寝所へ入られる時を延長される。つひにはたよりだけではもの足りなく思はれたのであらうか。勅使を直接戦場に派遣され正確な状況を把握されようとなさるのであつた。

東京招魂社が靖国神社と改称されたのは明治十二年であつたが天皇の行幸は明治七年の招魂社例大祭の時をはじめとして四十年五月に至るまで七回に及んだ。

靖国神社は維新・日清・日露の戦役を通じて祖国に殉じていった人々の多くの霊がまつられてゐる。陛下は戦況が日を追つてはげしくなるにつけ戦死者の増えつづけるしらせに深く胸を痛められてゐた。

くのためたふれし人をおもひつづねたるその夜のゆめにみしかな

くのため身をも心もくだきぬる人のいさををたづねもらすな

はからずも夜をふかしけりくのため身をすてたりし人をかぞへて

かぎりなき世にのこさむと国のためたふれし人の名をぞとどむる

戦のにはにたふれしますらをの魂はいくさをなほ守るらむ

激務の御公務の中を常に戦地を心にかけてられ、夢にまで将兵の戦ふさまをごらんになり、戦地からのしらせに心をくだかれる陛下のもとに次々と届く戦死者の報に接せられては実に耐へがたき思ひを抱かれたことであらう。戦死者の功績を探し求め、後世に残し伝へんと書きとどめられる。この御心なればこそ「はからずも夜をふかし」たまひ、戦死者を「ねたるその夜のゆめ」にみられるのであらう。祖国に殉じていった

人々の霊を靖国神社におまつりになりお参りになる陛下の御心には戦場に今なほますらをの魂がいくさを守りつづけてゐるのであると確信されるのではあるまいか。

夏からつづけられてゐた旅順における攻防戦は十一月に入つてつひにぬきさしならぬところまで来た。旅順の要塞はロシアが数年にわたつて巨額の資金と資材をつぎこみ地の利を最大限に生かして完成させた難攻不落の砦であつた。近代築城術の全てが凝らされた。日本軍はこの要塞の構造に全く暗く八月から開始された二度の総攻撃において夥しい犠牲者を出し乍らも一向に攻略のめどはたつてゐなかつた。一方、海軍には旅順口閉塞のために釘づけにされてゐる戦艦を本国に回航してバルチック艦隊を迎へ撃つための準備をする必要があり一刻も早い旅順陥落がのぞまれてゐた。この海軍からの要請もうけて第三軍は決死の第三回総攻撃を十一月二十六日に行ふことを決定した。このことをお聞きになつた天皇は異例の勅語を第三軍にお下しになつたのである。

(第三回旅順総攻撃の際第三軍に賜はりたる勅語)

明治三十七年十一月二十二日

旅順要塞は、敵が天険に加工して金湯となしたる所

なり。其攻略の容易ならざる、固より怪むに足らず。朕深く爾等の労苦を察し、日夜軫念に堪へず。然れども今や陸海軍の状況は、旅順攻略の期を緩ふするを許さざるものあり。此時に方り、第三軍総攻撃の挙あるを聞き、其時宜を得たるを喜び、成功を望む切なり。爾等将卒夫れ自愛努力せよ。

この勅語を拝した乃木将軍は三千名からなる決死隊「白禪隊」(白い禪を目印とした)を編成して臨み死力を尽しての戦ひを展開した。十二月五日に占領した。二〇三高地によつて旅順艦隊をやうやく壊滅しえたがこの総攻撃の日本軍の死傷者は一万六千九百三十六名にもものぼり戦闘総員の二割五分にも達したのであつた。ひきつづき続行された戦闘は我が軍の連勝となり遂に年あけた三十八年一月一日、ステッセルは旅順を開城することとなつた。天皇は旅順攻撃の間、将兵の辛苦を思ひやりになつて次のやうにお詠みになられた。

石だたみかたきとりでも軍人みをすててこそうち破  
きけれ

海くぬが力あはせていくさ人あまたの山も占めてけ  
るかな

うごきなき山も抜くらむいさみ立つ人の心のこまを  
すすめて

そして旅順開城の報をお聞きになると

あたらしき年のたよりに仇の城ひらきにけりとときく

ぞうれしき(三十八年)

とお喜びになられたのである。さらに天皇の御心は敵軍ステッセル中將にも及んだ。山縣参謀総長から乃木軍司令官へ届けられた訓令(一月二日付)にはつきりと伺はれる。

(訓令) 将官ステッセルヨリ開城ノ提議ヲ為シ来リタル件伏奏シタル処、陛下ニハ將軍ステッセルカ祖国ノタメニ尽セシ苦節ヲ嘉シ玉ヒ武士ノ名譽ヲ保タシムヘキコトヲ望マセラル右謹ミテ伝達ス

明治三十七年の日本はかつてなき国難に遭遇したのであるけれどもこの年は明治天皇御自身にも御苦難の連続であった。この難局を乗り切らうとされたその御覚悟のほどが一日二十首強といふ御歌の中に緊張した調べとなつて反映されてゐる。天皇といふ御位につかれた方とはいへ想像を絶するほどの御心労を一身に集められたのである。御歌の一首一首にその深き御軫念が表白されてをり、事にふれ折にふれてくだかれる御心は戦地はもとより国民生活のすみずみにまでゆきわたつてをられた。このやうにして明治三十七年の日本が天皇の悲痛仁慈の御心、大御心によつてあらゆる階層の国

民の心が統べられ導かれていったことと確信せざるをえないのである。この御歌に仰がれる大御心のひろやかな世界こそ我々日本人の帰依すべきよりどころであり世界に誇りうる我が皇室の精神的遺産である。





## あとがき

お読みいただけましたでせうか。

天皇について考へたり書いたりすることは大変むづかしいといはれます。これは一度でも真剣に天皇について考へようとしたものには納得のいく実感であります。しかし、天皇については、これは易しいから考へてみようとか、むづかしいからやめにしようとか、さういふものではありません。歴代の天皇方のみ心なりお人柄なりがわからないと、日本の歴史がわからないものになるからであります。

戦後育ちのわたしたちにとって、天皇とは否定されるべきもの、あるいは黙殺されるべきものだったと思ひます。だから、「天皇についてきみはどう思ふか」といった議論になると、勝手な議論になります。天皇について論じてあるつもりですが、いつのまにか政治について論じてあるといった具合でした。天皇なき天皇論とも申すべき、具体的な天皇のお姿についての実感が抜け落ちてしまったところの天皇論だったのです。この弱点からのがれるために、天皇をほんたうに知らうとするならば個々の具体的な天皇のお姿に触れていかう、といふ方法を執りました。抽象論では

だめ、イデオロギーではだめなのである。この方法の強みは、常に天皇のお心に肉迫してゐるといふ点だと思ひます。そのため、わたしたちはできるだけ天皇の直接のお言葉なり御製なりに誠実にとりくんできました。そして遺されたお言葉なり御製を通じて、歴代の天皇方のお姿をお一人でも想ひ描き出すことがしてみたかったです。それが成功したなどとは毛頭も思つてはゐません。みなさま方のご意見、ご批判を著者たちは心からお待してをります。

なほ最後になりましたが、この冊子の誕生のために声援してくださった方々、御寸志をお寄せくださった方々に深く感謝の意を表す次第であります。

( 国 武 忠 彦 )

昭和五十一年八月十五日発行

頒 価 一、〇〇〇円

送 料 一六〇円

編 者

社団法人 国民文化研究会内・青年文化会

代表幹事 青 山 直 幸

(連絡先) 東京都板橋区高島平三二二二二一〇

TEL(〇三)九三五―四五八五

発行所

社団法人 国民文化研究会

東京都中央区銀座七―一〇―一八柳瀬ビル

TEL(〇三)五七二―一五二六―七

印刷所

株式会社 大統印刷所

東京都千代田区神田須田町一―五

TEL(〇三)二五一―四七四一















天皇の大忠心を仰ぐ



正大寮に贈る

社団法人 国民文化研究会より 青年文化会

代表幹事 青山直幸

昭和五十一年八月二十九日



